

発刊にあたって

国内をみると、一部製造業で景気回復の兆しがあるものの、多くの中小企業では、経営の条件が、地域性、企業規模、業種間で異なることから、経営者の景況感はまちまちで、相変わらず不況の波から脱するきっかけをつかんでいないというのが実情であります。

そこで、中小企業を支援するため、セーフティネットの整備、事業再生や起業への支援などの中小企業金融を推進し、資金調達の円滑化を図ることが必要となっています。

本会といたしまして、金融機関、国及び県、市町村、公的機関等の融資制度を取りまとめた、16年度版「金融の手引き」を作成しましたので、中小企業の皆様にご利用していただくことをお勧めいたします。

最後になりましたが、本書発刊にあたり、ご寄稿賜りました関係各位に深くお礼申し上げます。

平成16年11月

石川県中小企業団体中央会

目次

I 政府系金融機関の融資制度

(1) 商工組合中央金庫	1
(2) 中小企業金融公庫	3
(3) 国民生活金融公庫	9
(4) 日本政策投資銀行	25
(5) 国際協力銀行	31
(6) 住宅金融公庫	33
(7) 農林漁業金融公庫	37

II 地方公共団体等の融資制度

(1) 石川県制度金融	45
(2) 各市の制度金融	51
(3) 各町村の制度金融	73
(4) 創造的中小企業支援融資制度	83
(5) 設備資金貸付制度	84
(6) 設備貸与制度	85
(7) 延払による機械設備貸与制度	87

III 中小企業高度化資金

	89
--	----

IV 独立行政法人による融資制度

(1) 年金資金運用基金	135
(2) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	136
(3) 福祉医療機構	141
(4) 中小企業基盤整備機構	143
(5) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	151
(6) 農業・生物系特定産業技術研究機構	152

V 信用保証制度

	153
--	-----

〔付 録〕

・関係機関所在地一覧表	164
-------------	-----

商 工 組 合 中 央 金 庫

融 資 対 象 等	資金使途	利 率
中小企業等協同組合 協業組合 商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合、輸入組合、市街地再開発組合 上記組合及びその組合員 以上のほか、中小企業者を主要構成メンバーとする共同出資会社、および所属団体とその構成員の海外現地法人などの皆さまのご相談にも応じています。	・設備資金 ・運転資金	所定の利率 窓口にお問い合わせください。

貸 付 期 間 等	貸 付 限 度	担保保証人	申 込 先
・ 原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内 ・ 据置期間は原則として2年以内	原則として ・ 組合200億円以内 ・ 組合員20億円以内 〔組合、組合員向けは事業年度ごとに総代会で決定。〕 ・ 代理貸付 1億円以内	必要に応じて提供させていただきます。	商 工 組 合 中 央 金 庫 金 沢 支 店 金 沢 市 本 多 町 3 - 1 - 2 5 T E L (076) 221-6141

中小企業金融公庫－ 1

1.融資制度の概要

中小企業金融公庫の融資の特長は、

- ・超長期（最長で20年）でご利用いただけます。
- ・固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ・長期資金のご融資のほか、一定の要件の下で、無担保の新株引受権（ワラント）付社債の取得による資金供給を行っています。
- ・比較的大きな設備資金ニーズにも対応できます。（一般貸付で最高4億8千万円まで、特別貸付を組み合わせると更に大きな金額をご利用いただけます。）
- ・融資に加えて、企業診断などの情報提供サービスが受けられます。

ご利用いただけるかた

幅広い業種の中小企業のかたにご利用いただけます。ご利用いただけるかたの範囲は、お客様の業種及び資本金・従業員数により定められておりますので、2.融資対象をご覧ください。

融資制度の種類

一般貸付 事業に必要な、設備資金や長期運転資金に幅広い用途でご利用いただけます。

特別貸付 中小企業の皆様のニーズや国の政策に沿って設けられており、ご計画の内容に応じて、一般貸付より長期・低利でご利用いただけます。（制度により、直接貸付のみのお取扱いとなるものがあります）

お申し込み方法

融資をご利用いただくには、次の2つの方法があります。

直接貸付 中小公庫の本・支店の窓口¹に直接お申込みいただく方法です。比較的大きな金額のご利用が可能のほか、ご融資と合わせて「わかりやすい企業診断」や「ビジネスマッチング」など各種の情報提供サービス²をご利用いただけます。

代理貸付 民間の金融機関を通じて中小公庫資金をご利用いただく方法です。すべての手続きを金融機関の窓口で行いますので、日頃、お取引のある金融機関にお申込みいただけるのが特長で、比較的、少額のご利用の際に適しています。

中小企業金融公庫－ 2

2. 融資対象

対 象 業 種	対 象 規 模
■製造業 ^{*1} 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
■卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
■小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
■サービス業 ^{*2} （一部、対象とならない業種があります）	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

^{*1} 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

^{*2} サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

次の業種のかたは、当公庫の融資等の対象になりません。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療・福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

中小企業金融公庫－ 3

3. 一般貸付

一般貸付の概要

貸付方式	直 接 貸 付	代 理 貸 付
資金使途	設備資金・長期運転資金	
融資限度額（注1）	4億8千万円（うち運転2億4千万円）	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	
融資期間（うち据置期間）	設備：原則10年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（1年以内）	設備：原則7年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（6カ月以内）
ご返済方法	据置期間の後、原則として元金均等割賦返済	
担保	・ご融資額相当の担保が必要です。 ・担保の種類はご相談の上決めさせていただきます。 ・担保余力があれば、順位は問いません。	代理店の窓口でご相談ください。
保証人	・法人の場合は、社長などの経営責任者の方 ・個人事業者の場合は、経営に協力している方など	

注1 次の業種または資金使途の場合は、直接貸付における融資限度額が7億2千万円となります。
業種：不動産賃貸業（特定のものの）、水運業、倉庫業、旅館業（特定のものの）、簡易ガス事業
使途：一定の要件を満たす、工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金

注2 融資期間について、特に必要とする場合、設備資金は15年以内（特定業種は※18～20年以内）、運転資金は7年以内。
※不動産賃貸業（特定のものの）、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業（店舗の新設）のかたは、最長20年まで、旅館業（店舗の新設以外）のかたは最長18年までご利用いただけます。（直接貸付のみ）。

5年経過ごと金利見直し制度

すべての融資制度において、最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

期限前弁済手数料制度

平成8年7月1日以降の契約による新規ご融資について、当公庫の承諾を受けて繰上償還をされる場合には、所定の算式による期限前弁済手数料をお支払いいただきます。（公庫の承諾がない場合や期限前弁済手数料をお支払いいただけない場合には、繰上償還はできませんので、ご注意ください）

中小企業金融公庫－ 4

4. 特別貸付

制度名 資 金 名	ご利用いただけるかた （概要）	融資限度 （特別利率適用限度）	融資期間 （最長）	主な利率
新事業育成等融資				
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円 （6億円）	設備15年 運転7年	特別利率③ ただし、融資後6年目以降は基準利率+0.2%
経営革新等支援貸付				
経営革新資金	「経営革新計画」の承認を受けた方など	7億2千万円 （2億7千万円）	設備20年 運転7年	特別利率①②③
流通業等強化資金	卸売業、小売業、サービス業、倉庫業、道路貨物運送業で特定の設備投資を行う方など	7億2千万円 （2億7千万円）	設備20年 運転7年	特別利率①②③
IT活用促進資金	情報技術（IT）の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円 （2億7千万円）	設備15年 運転7年	特別利率①③
海外展開資金	特定の業種に属し、海外展開を行う方	2億5千万円 （別枠）	設備15年	基準利率
地域企業支援貸付				
地域雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方など	7億2千万円 （5億4千万円）	設備15年 運転7年	特別利率①③
環境対策貸付				
資源エネルギー資金	特定の石油代替エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方など	7億2千万円 （2億7千万円）	設備15年	特別利率①②
環境対策資金	特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円 （2億7千万円 または4億円）	設備15年 運転7年	特別利率①②③

中小企業金融公庫－ 5

セーフティネット貸付

経営支援資金	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	一般貸付と合わせて、4億8千万円	運転7年	基準利率
運転資金円滑化資金	一時的な業況悪化により資金繰りが悪化している方	1億5千万円（別枠）	運転7年	基準利率＋0.05%
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	2億円（別枠）	運転7年	基準利率
倒産対策資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円（別枠）	設備15年 運転7年	基準利率
経済再生改革対応緊急資金	不良債権処理の加速策の一連の措置を理由として資金繰りに困難をきたしている方	3億円（別枠）	運転5年	基準利率

企業再生貸付

事業再生支援資金	民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など	7億2千万円（2億7千万円）	設備10年 運転5年	基準利率＋1.0%
	倒産した企業等から事業を承継する方など		設備15年 運転7年	特別利率③
企業再建資金	経営改善、経営再建等に取り組む方	7億2千万円	設備20年 運転10年	基準利率＋0.3%

上記の他、女性起業家、高齢者起業家支援資金、革新技術利用事業支援資金、下請企業振興資金、地域産業活性化資金、地域産業基盤整備促進資金、高齢者・身体障害者対応施設整備資金、返済資金緊急特別貸付、災害復旧貸付の融資制度があります。

◆特別貸付における返済方法、担保、保証人については、一部の制度を除き一般貸付と同様のお取り扱いとなります。

◆複数の制度を併用される場合の融資限度額は、原則として1企業あたり12億円となります。（別枠と表示のある制度は、別途ご利用いただけます。）

代理貸付

当公庫代理店の窓口にご相談ください。（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です。）

貸付利率表

（単位：％）

主な貸付利率 貸付期間	基準利率		特別 利率①	特別 利率②	特別 利率③
		一般貸付の長期 運転資金			
5年以内	1.90	1.90	1.50	1.25	1.00
5年超6年以内	1.90	2.00	1.50	1.25	1.00
6年超7年以内	1.90	2.00	1.50	1.25	1.00
7年超8年以内	1.90		1.50	1.25	1.00
8年超9年以内	1.90		1.65	1.40	1.15
9年超10年以内	1.90		1.75	1.50	1.25
10年超11年以内	2.00		1.85	1.60	1.35
11年超12年以内	2.00		1.85	1.60	1.35
12年超13年以内	2.00		1.95	1.70	1.45
13年超14年以内	2.10		2.05	1.80	1.55
14年超15年以内	2.10		2.05	1.80	1.55
15年超16年以内	2.20		2.15	1.90	1.65
16年超17年以内	2.20		2.15	1.90	1.65
17年超18年以内	2.20		2.15	2.00	1.75
18年超19年以内	2.20		2.15	2.00	1.75
19年超20年以内	2.20		2.15	2.10	1.85

上記は、主な貸付利率です。詳細は、窓口へお問い合わせください。

国民生活金融公庫－ 1

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
普 通 貸 付	普 通 貸 付	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	運 転 資 金 設 備 資 金
			特定設備資金
経 営 改 善 貸 付	経 営 改 善 貸 付	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次の方	運 転 資 金 設 備 資 金
	〔 無 担 保 〕 〔 無保証人 〕	① 常時使用する従業員が5人以下（商業・サービス業の場合2人以下）の方 ② 常時使用する従業員が6人以上20人以下（商業・サービス業の場合3人以上5人以下）の方であって、その経営内容が①の方と同様の実態にある方	
新 企 業 育 成 貸 付	新 規 開 業 資 金 (取扱期限：H24.3.31)	新たに開業する者、開業後おおむね5年以内の者	開業又は開業後の事業に必要な資金
	女 性 ・ 中 高 年 起 業 家 資 金 (取扱期限：H17.3.31)	女性又は55歳以上で、新たに開業する者、開業後おおむね5年以内の者	開業又は開業後の事業に必要な資金
	経 営 支 援 資 金 (取扱期限：H24.3.31)	売上が減少するなど業況が悪化している者	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金
	運 転 資 金 円 滑 化 資 金 (取扱期限：H17.3.31)	売上の減少、回収条件の悪化など一定の要件を満たす者	資金繰りを安定させるために必要な運転資金

㊦運転資金 ㊧設備資金

融 資 限 度	利率（年） ^(注) 〔貸付期間に応じて異なる利率が摘要〕	融 資 期 間	据 置 期 間
4,800万円	基準 ただし、融資期間が運転資金で5年を超えるもの又は設備資金で10年を超えるものについては、次の利率になります。 ㊦5年超13年以内 ㊧10年超13年以内	㊦ 5年以内 〔特に必要な場合〕 7年以内 ㊧ 10年以内	㊦ 6ヵ月以内 〔必要な場合〕 1年以内 ㊧ 2年以内
7,200万円	基準＋0.1% 13年超15年以内 基準＋0.2% 15年超 基準＋0.3%	20年以内	2年以内
550万円 そのほか別枠450万円 別枠のご融資の取扱期間は平成16年3月31日までです。	特利F	㊦ 4年以内 ㊧ 6年以内 〔なお、平成17年3月31日までは ㊦ 5年以内 ㊧ 7年以内〕	6ヵ月以内
7,200万円 (㊦ 4,800万円)	基準 特利C	㊧ 15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	㊧ 3年以内 〔㊦ 6ヵ月以内 特に必要な場合 1年以内〕
7,200万円 (㊦ 4,800万円)	基準 特利A 特利B 特利C	㊧ 15年以内 〔㊦ 5年以内 〔実情に応じ7年以内〕〕	㊧ 2年以内 (㊦ 1年以内)
一般貸付と合せて 4,800万円	基準	5年以内 特に必要な場合7年以内	1年以内 特に必要な場合2年以内
別枠4,000万円	特利S		1年以内

国民生活金融公庫－ 2

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
セーフティネット貸付	金融環境変化資金	①取引金融機関が行政庁から業務停止命令を受けた者（取扱期限：H24.3.31） ②取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にある者（取扱期限：H24.3.31） ③取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された者（取扱期限：H24.3.31） ④経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している者（取扱期限：H17.3.31）	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
	倒産対策資金 （取扱期限：H24.3.31）	取引企業の倒産などにより、経営に困難を来している者	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金及び特定の設備資金
	経済再生資金 （取扱期限：H17.3.31）	借入金の返済遅延や金融事故がないにもかかわらず、取引民間金融機関から次のいずれかに該当する「貸し渋り・貸し剥がし」の取り扱いを受けた者 ①借入残高を減少させられた者 ②契約した返済条件を超える返済をさせられた者 ③既往の借入に担保や保証人を追加させられた者 ④既往の借入金利を引き上げられた者	当面の資金繰りを安定化させるために必要な運転資金
経営革新等支援貸付	経営革新資金	①中小企業経営革新支援法に基づき都道府県等から経営革新計画の承認を受けた者（取扱期限：H17.3.31） ②中小企業経営革新支援法の指針に定める要件を満たす者（取扱期限：H17.3.31） ③産業活力再生特別措置法の規定に基づき経済産業局等から経営資源再活用計画の認定（変更認定を含む。）を受けた者（取扱期限：H18.3.31） ④廃止前の新分野進出法に基づき都道府県等から新分野進出等計画又は事業開始計画の承認を受けた者（取扱期限：H17.3.31） ⑤中小企業経営革新支援法に規定する特定業種の事業を営む者（取扱期限：H17.3.31）	①経営革新 ②新たな取組み ③経営資源の再活用 ④新分野への進出 ⑤経営基盤の強化 に必要な資金

㊦運転資金 ㊧設備資金

融 資 限 度	利率（年） 〔前ページに同じ〕	融 資 期 間	据 置 期 間
別枠 3,000万円	基準	5年以内 特に必要な場合7年以内	1年以内 特に必要な場合2年以内
別枠 3,000万円	基準 特利L 特利M	15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔㊦ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
別枠 3,000万円	基準	5年以内 特に必要な場合7年以内	1年以内
7,200万円 （㊦ 4,800万円）	基準 特利A 特利B 特利C	15年以内 実情に応じ20年以内 〔㊦ 5年以内 実情に応じ7年以内〕	2年以内 〔㊦ 1年以内 実情に応じ3年以内〕

国民生活金融公庫－ 3

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
経営革新等支援貸付	I T 資 金 (取扱期限：H17.3.31)	①情報技術を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う者 ②他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う者 ③企業内業務の情報技術の水準を取引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする者 ④情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする者 ⑤以上①から④を組み合わせる等、情報技術を高度に活用する者	情報化投資を構成する設備等の取得等に必要な資金
	事 業 展 開 資 金 (取扱期限：H17.3.31)	事業の拡大等を行うことにより、従来に比べ事業所全体で新たに1人以上（従業員21人以上の企業にあっては2人以上（特定業種は1人以上））の人材確保が見込まれる中小企業者	事業の拡大等のために必要な資金
	商 業 資 金 (取扱期限：H17.3.31)	①中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食店又はサービス業（旅行業を含む。）を営む者 ②①以外の卸売業者、小売業者、飲食店又はサービス（旅行業含む。）業者 ③倉庫業、道路貨物運送業、水運業又は港湾運送業を営む者 ④中小企業流通業務効率化促進法に基づき認定を受けた効率化計画を実施する者	①② 店舗・倉庫等の新築・増改築・買取り、機械設備の更新・増設、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、新分野への進出等に 必要な資金 ③特定の施設を備えた倉庫施設等の取得に必要な設備資金及び物流効率化計画の実施に必要な設備資金 ④認定計画の実施に必要な資金
	経営環境対応資金 (取扱期限：H17.3.31)	製造業、建設業又はサービス業（旅行業を含む。）を営む者	収益力の向上又は高齢者等の雇用機会の維持・拡大に資する機械設備の取得に必要な設備資金

㊦運転資金 ㊧設備資金

融 資 限 度	利率（年） 〔前ページと同じ〕	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 (㊦ 4,800万円)	基準 特利A 特利C	15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (㊦ 1年以内)
7,200万円 (㊦ 4,800万円)	特利C	15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内
7,200万円 ㊦ 4,800万円	①は 特利C ②は 基準 特利A 特利B 特利C ③④は基準 特利B	①② 20年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕 ③④ 15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 (㊦ 1年以内)
7,200万円	基準	15年以内	2年以内

国民生活金融公庫－ 4

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
地 域 企 業 支 援 貸 付	地域雇用促進資金	次のいずれかの地域において設備投資を行う者 ①過疎地域自立促進特別措置法第2条に定める過疎地域（取扱期限：H18.3.31） ②半島振興法第2条に定める半島振興対策実施地域（取扱期限：H17.3.31） ③離島振興法第2条に定める離島振興対策実施地域（取扱期限：H18.3.31） ④奄美群島振興開発特別措置法第2条に定める奄美群島（取扱期限：H17.3.31） ⑤小笠原諸島振興特別措置法第1条に定める小笠原諸島（取扱期限：H17.3.31） ⑥山村振興法第7条に定める振興山村（取扱期限：H17.3.31） ⑦豪雪地帯対策特別措置法第2条に定める特別豪雪地帯（取扱期限：H17.3.31） ⑧過疎地域を市町村数で30%以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村、又は過疎地域に隣接している非過疎市町村（取扱期限：H18.3.31）	一定数以上の雇用創出効果の見込まれる設備の取得に必要な資金
	地域活性化資金 （取扱期限：H17.3.31）	①高度技術産業集積地域において製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、産業用設備洗浄業、デザイン業、機械設計業又はエンジニアリング業を営む者 ②市街地再開発事業等による建築物に入居する者	①当該事業に必要な資金 ②市街地再開発事業等による建築物への入居に必要な資金
食 品 貸 付 （取扱期限：H17.3.31）		①食料品小売業者（青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、パン・菓子、料理品） ②食品製造小売業者 ③総合食料品小売業者（スーパー、コンビニエンスストア等） ④花き小売業者	店舗・倉庫等の新築・増改築・買取り、機械設備の更新・増設等に必要な設備資金、共同購入運転資金
環 境 対 策 貸 付	資源エネルギー資金	①石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（取扱期限：H17.3.31） ②省エネルギーに資する設備を設置する者（一部リース・レンタル事業者を含む。）（取扱期限：H18.3.31） ③高性能工業炉又はボイラーの更新等を行う者（取扱期限：H18.3.31）	①石油代替エネルギーを使用又は供給する施設の取得に必要な設備資金 ②省エネ設備の取得に必要な設備資金 ③高性能工業炉等の取得に必要な設備資金

④運転資金 ⑤設備資金

融 資 限 度	利率（年）	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 （④ 4,800万円）	基準 特利A 特利B	15年以内 〔 ④ 5年以内 特に必要な場合 7年以内 〕	2年以内 （④ 1年以内）
	①は基準 ②は基準 特利C		
7,200万円 〔 事業協同組合等は 1億1,000万円 〕	基準 特利A 特利B 特利C	原則13年以内 〔 共同購入運転資金は 原則10年以内、 新規開業支援設備資金等は原則15年以内 〕	原則2年以内
7,200万円	①は基準 特利A ②特利A ③特利J	15年以内	2年以内

国民生活金融公庫－ 5

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
環 境 対 策 貸 付	環 境 対 策 資 金	①ばい煙、粉じん等大気汚染の原因となる特定物質を排出する者（取扱期限：H17.3.31） ②ダイオキシン類の排出削減に資する設備を整備する者（取扱期限：H17.3.31） ③汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する者（取扱期限：H17.3.31） ④オゾン層を破壊する特定物質(特定フロンなど)の回収再利用型設備などを導入する者（取扱期限：H17.3.31） ⑤地球温暖化の原因となる温室効果ガス（HFCなど）の排出抑制対策設備を導入する者（取扱期限：H17.3.31） ⑥低騒音型、低振動型または排出ガス対策型のいずれかに該当する特定の建設機械を取得する者（リース・レンタル事業者を含む。）（取扱期限：H17.3.31） ⑦低公害車を取得する者、または低公害車を取得しリースする者（取扱期限：H17.3.31） ⑧自動車N0x・PM法の規制強化に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える者、または排出基準適合車を取得しリースする者（取扱期限：H17.3.31） ⑨土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止その他の必要な措置を行う者（取扱期限：H18.3.31） ⑩産業廃棄物をリサイクルするための設備等を導入する者（取扱期限：H17.3.31） ⑪産業廃棄物を生じる者、または産業廃棄物の処理を行う者（取扱期限：H17.3.31） ⑫PCB汚染物およびPCB処理物などを委託して処理する者（取扱期限：H18.3.31） ⑬「化学物質管理指針」に基づき特定化学物質の管理体制を整備する者（取扱期限：H17.3.31） ⑭ISO14001の第三者認証を取得された方または取得が見込まれる者（取扱期限：H17.3.31）	①～⑤ 公害防止設備を取得するために必要な資金（運転資金については④及び⑤が設備を賃借する場合のリース料に限る。） ⑥～⑧ 一定の基準を満たす自動車又は建設機械を取得するために必要な設備資金 ⑨土壌汚染の調査、除去等に必要な資金 ⑩・⑪ 産業廃棄物の排出抑制又は処理のために必要な設備資金 ⑫廃PCB等委託して処理するために必要な運転資金 ⑬化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要な資金 ⑭認証を取得するために必要な資金
	高 齢 者 等 対 応 施 設 資 金 （取扱期限：H17.3.31）	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく認定建築物を建築する者	認定建築物の建築に必要な設備資金
企 業 再 生 貸 付	企 業 再 建 資 金 （取扱期限：H17.3.31）	中小企業再生支援協議会等の関与のもとで再生を行う者	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金及び運転資金
緊 急 返 済 特 別 貸 付 （取扱期限：H17.3.31）		現在年5.0%を超える利率で普通貸付等を借入中の者で、一定の要件を満たすもの	現在借入中の融資金の返済金

㊦運転資金 ㊧設備資金

融 資 限 度	利率（年）	融 資 期 間	据 置 期 間
7,200万円 （㊦ 4,800万円）	基準 特利A 特利B 特利C	15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔㊦ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
7,200万円	特利B	15年以内	2年以内
7,200万円 （㊦ 4,800万円）	特利Z	15年以内 〔㊦ 5年以内 特に必要な場合 7年以内〕	2年以内 〔㊦ 1年以内 特に必要な場合 2年以内〕
本貸付申込受付日から1年間に返済されるべき元利金の合計額に相当する金額	基準	5年以内 実情に応じ7年以内	2年以内

国民生活金融公庫－6

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
災害貸付	災 害 貸 付	災害により被害を受けた方	設 備 資 金 運 転 資 金
	生 活 衛 生 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方 〔飲食店営業、喫茶店営業・食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業〕	設 備 資 金
生活衛生貸付	振 興 事 業 貸 付	振興計画を作成し厚生大臣の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	設 備 資 金
			運 転 資 金
生活衛生貸付	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた次の方 ① 常時使用する従業員が2人以下（クリーニング業の場合5人以下）の方 ② 常時使用する従業員が3人以上5人以下（クリーニング業を除く。）の方であって、その経営内容が①の方と同様の実態にある方	設 備 資 金
	生活衛生返済緊急特別貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、現在、年5.0%を超える利率で環境衛生金融公庫の資金をご利用中で、かつ、所定の要件に該当する方	運 転 資 金 〔現在、年5.0%を超える利率でご利用中の環境衛生金融公庫からの借入金の返済に充当するための資金〕
生活衛生貸付	生活衛生災害貸付	生活衛生関係の事業を営む方で災害により被害を受けた方	設 備 資 金
	生 活 衛 生 経 済 再 生 貸 付	取引民間金融機関から貸し渋り、貸し剥がし等の取扱いを受け、資金繰りに困難を来している生活衛生関係の事業を営む方が、当面の資金繰りを安定化させるための、緊急に必要とする運転資金	運 転 資 金

⑩運転資金 ⑪設備資金

融 資 限 度	利率（年） 〔前ページに同じ〕	融 資 期 間	据 置 期 間
それぞれの融資制度の融資限度の額に、1 災害につき3,000万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）	それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）	10年以内	2 年以内
7,200万円 〔特別な場合は、7,200万円を超えることもできます。〕	基準 特利A 特利B 特利C 特利E	13年以内 〔特別な場合はこれを超えることもできます。〕	1 年以内 （特別な場合 2 年以内） ただし、生衛労働環境整備施設の一部については 3 年以内
1 億5,000万円 〔特別な場合は、1 億5,000万円を超えることもできます。〕	基準 特利A 特利B 特利C	18年以内 〔店舗新設資金の一部については20年以内〕	2 年以内
5,700万円	基準	5 年以内 〔特に必要な場合〕 7 年以内	6 ヶ月以内 〔特に必要な場合〕 1 年以内
550万円のほか別枠450万円 別枠のご融資の取扱期間は平成16年 3 月31日までです。	特利F	6 年以内 （ただし、平成16年 3 月31日までは 7 年以内）	6 ヶ月以内
現在、年5.0%を超える利率でご利用中の環境衛生金融公庫からの借入金残高のうち、借入申込日から1 年間にお支払いいただく元金と利息の合計額に相当する金額（他の貸付とは別枠）	基準	5 年以内 （実情に応じ 7 年以内）	1 年以内
1 災害当たり3,000万円に、業種ごとに定められた金額を上乗せした金額（ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）	⑩生活衛生貸付と同じ（ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）	10年以内 （ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）	2 年以内 （ただし、異例の災害の場合はそのつど定めます。）
別枠 3000万	基準	5 年以内 （特に必要な場合は 7 年以内）	1 年以内

国民生活金融公庫－ 7

㊤運転資金 ㊤設備資金

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
生 活 衛 生	生活衛生経営定 貸付	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者で次のいずれかの方	運 転 資 金
		社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況悪化を来している方が経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	
		最近の経済環境の変化等を要因として、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方が経営を安定させるために必要な運転資金	
		取引金融機関の破綻等や金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りに困難を来している方が必要な運転資金	
生 活 衛 生	雇 用 安 定 貸 付 (事業展開資金)	振興計画に基づく事業を展開している生活衛生関係営業者であって、事業の拡大等を行うことにより、従来に比べて事業所全体で新たに2人以上(従業員規模20人以下の生活衛生業者にあっては1人以上)の人材確保が見込まれる方	設 備 資 金 運 転 資 金
		衛生環境激変貸付	運 転 資 金
教 育 貸 付	教 育 貸 付	学校教育法等に定める教育施設に入学・在学される方の親族又は学生ご本人で次に掲げる方 ① 世帯の1年間の収入が990万円(事業所得者の方は所得金額が770万円)以内の方教育一般貸付 ② 教育積立郵便貯金の預金者で郵政大臣のあつせんを受けた方郵貯貸付 ③ 厚生年金保険又は国民年金の加入期間が10年以上の被保険者で社会福祉・医療事業団のあつせんを受けた方(所得制限は教育一般貸付と同じ)年金教育貸付	① 入学時に必要な費用 〔 入学金等学校納付金、 受験のための費用、学 生の国民年金保険料、 その他入学のために必 要な費用 〕 ② 在学中に必要な費用 〔 授業料等学校納付金、 下宿代等住居にかかる 費用、通学に要する交 通費、学生の国民年金 保険料 〕

融 資 限 度	利率(年) 〔前ページに同じ〕	融 資 期 間	据 置 期 間
振興事業貸付(運転資金)と 合わせて 5,700万円	基準	7年以内	2年以内
別枠 4,000万円	特利S	7年以内	1年以内
別枠 3,000万円	基準	7年以内	2年以内
振興事業貸付の業種ごとの 融資限度額に3,000万を加 えた金額	特利C	㊤ 18年以内 ㊤ 5年以内 〔特に必要な場合〕 〔 7年以内 〕	2年以内
別枠 1,000万円	特利C	5年以内 (実情に応じ7年以内)	6ヵ月以内 (実情に応じ1年以内)
① 教育一般貸付 学生・生徒お1人につき 200万円以内 ② 郵貯貸付 教育積立郵便貯金の積立 額の範囲内で、学生・生 徒お1人につき200万円 以内 ③ 年金教育貸付 厚生年金保険の被保険者 は学生・生徒お1人につ き100万円以内、国民年 金の被保険者は学生・生 徒お1人につき50万円以 内。ただし同一学生・生 徒お1人につき100万円 以内	1.65%	10年以内 〔 交通遺児家庭又は母 子家庭の方について は1年以内の延長が 可能 〕	在学期間以内 〔 ご融資期間に含まれ ます。 〕

国民生活金融公庫－ 8

融 資 の 種 類		融 資 の 対 象 者	資 金 の 使 途
恩給担保貸付	恩 給 担 保 貸 付	恩給、共済年金などの受給者	事 業 資 金 消 費 資 金 (住宅、レジャーなどの資金)
	記 名 国 債 担 保 貸 付	国債の記名者	事 業 資 金
独立行政法人・福祉医療機構からの受託業務	厚生年金等担保貸付	厚生年金、船員保険、国民年金又は労災年金の受給権を有し、現に年金を受けている方	事 業 資 金 消 費 資 金 〔住宅、レジャーなどの〕 資金

※平成16年 4 月 1 日付で労災年金担保貸付にかかる業務が事業団から機構に承継されたことにより融資の種類が 1 制度となりました。

④運転資金 ⑤設備資金

融 資 限 度	利率（年） 〔前ページに同じ〕	融 資 期 間	据 置 期 間
250万円 ただし、恩給などの支給金の3年分以内	1.00%	4年以内	
それぞれの国債によって融資限度が異なります。	8年以内 1.00% 9年以内 1.15% 10年以内 1.25%	国債最終償還日までの期間	
250万円 ただし、 ①年金の年額の1.5倍以内（全額返済） ②年金の年額の範囲内（半額返済）	1.50% ただし、労災年金については0.60%	4年以内	

日本政策投資銀行－ 1

平成16年度融資制度一覧

融 資 制 度			金 利	融 資 比 率	対 象 事 業
構造改革・経済活力創造	改 革 経 済 構 造	規制緩和・事業革新等	事ⅡⅠ一般	20～50%	規制緩和分野投資促進 産業活力再生支援 事業再生支援 特殊会社等民営化促進
		対日アクセス促進	輸ⅢⅡ	40～50%	対日アクセス促進
	盤 知 的 基 整備 備 基	新技術開発	技Ⅲ	50%	新技術開発
		新産業創出・活性化	ⅡⅠ	40～50%	新産業創出・活性化
地域再生支援	地 域 社 会 基 盤 整備	地域街づくり	中公ⅢⅡⅠ	30～50%	市街地再開発・高度利用
					中心市街地活性化・豊かな住環境整備
		地域社会資本	ⅢⅡⅠ	30～50%	民間資金活用型社会資本整備
					民活法特定施設関連
					港湾機能総合整備
					地域交通基盤整備
					地域冷暖房
					地域ガス事業基盤整備
	地域情報化				
	地 域 経 済 振 興	地域活力創造	ⅢⅡⅠ	40～50%	地域産業集積活性化等
					地域振興施設整備
					寒冷地産業活動活性化
		地域連携・地域自立支援	ⅢⅡⅠ	50%	地域産業振興・雇用開発
地域自立支援					
地域再生支援					
環境対策・生活基盤	防 災 ・ エ 福 社 能 力 対 策 ・	環境対策	ⅢⅡⅠ	40～50%	循環型社会形成推進
					地球環境対策・公害防止
					環境配慮型企業活動支援
					環境負荷低減型エネルギー供給
	エ ネ ル ギ ー 対 策 ・	エネルギー・セキュリティ対策	ⅢⅡⅠ	40～50%	エネルギー安定供給
					原子力開発
	防災対策	ⅢⅠ	35～40%	都市防災対策	
	福 祉 ・ 高 齢 化 対 策	ⅡⅠ	30～40%	福祉・高齢化対策	
	ネ ッ ト ワ ー ク ・ 物 流	交通ネットワーク	ⅢⅡⅠ	15～50%	大都市圏・基幹交通整備
					航空輸送体制整備
		物流ネットワーク	ⅢⅡⅠ	30～50%	流通効率化・貿易物資安定供給
					生活関連物資安定供給対策等
ネ ッ ト ワ ー ク ・ 情 報 通 信	情報通信ネットワーク	ⅢⅡⅠ	20～40%	情報通信網整備・利用高度化促進	
				高度情報化促進	
社会資本整備促進			無利子 低利	25～50%	第3セクターによる社会資本整備事業 民間事業者による社会資本整備事業

公：公共特利 事：事業再構築特利 輸：対日アクセス特利 技：新技術特利 中：中心市街地特利

日本政策投資銀行－ 2

●地域再生支援出融資のご案内

(1) 地域経済等の活力の創造のために

融資制度		対象地域・事業	対象業種・施設	金利	融資比率
地 域 産 業 集 積 活 性 化 等	地 域 産 業 集 積 活 性 化	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域等の指定地域	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する基盤的技術産業に属する業種に属する事業	政策金利Ⅱ	40%
		移転促進地域※以外の工業開発拠点・地域（工業団地等）	①製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の技術水準向上、企業体質改善に役立つ事業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業、産業用設備洗浄業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業の新規立地事業または既存施設の拡充事業 ※工業再配置促進法に基づくもので、三大都市地域の一部	政策金利Ⅰ	50%
	地 域 産 業 立 地 促 進 事 業	新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または既存施設の拡充事業	政策金利Ⅱ	50%
				政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ※ ※農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区のうち特定の農村地域	50%
		農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の新規立地事業または既存施設の拡充事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ※ ※農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区のうち特定の農村地域	50%
		★工業再配置促進法に基づく移転促進地域（および近接地域）から誘導地域（および近接地域）へ生産施設を移転する事業*1		政策金利Ⅱ	50% ※一部例外あり
	一 極 集 中 是 正	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画で定められた開発地区	各法律に基づく基本構想・計画等に基づき整備される中核的施設もしくは産業業務施設等	政策金利Ⅰ	40%
		関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の区域			
		地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域			

融資制度		対象事業・施設	金利	融資比率
施設 地域 整備 振興	宿泊施設整備	外客誘致に必要と認められる施設として、国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けた宿泊施設	政策金利Ⅰ	50%
	寒冷地産業活動活性化	寒冷地産業活動活性化事業	政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ	50%
地域 交通 基盤 整備	地方私鉄	三大都市圏、福岡市およびこれに近隣する地域以外の地域で、民鉄事業者により行われる事故防止工事、交通弱者対応工事、近代化・合理化事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅲ	50%
	バス施設整備	三大都市圏における輸送力増強に必要なバス施設の整備（10バス未満の一般バスターミナル等を除く）	政策金利Ⅰ	30%
		三大都市圏以外の地方圏におけるバス事業施設（地方バス補助対象車両を除く）	政策金利Ⅱ	40%
		バリアフリー施設（ノンステップバス、スロープ付きバス等）の整備	政策金利Ⅲ	50%
	地方航空ネットワーク	空港関連施設（空港ターミナル等）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ ^{*2} 政策金利Ⅲ ^{*3*4}	50%
		コミューター航空事業関連施設	政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ ^{*4}	50%
	駐車場等	自動車駐車場整備事業、自転車駐車場整備事業、SA・PA等を活用した地域拠点整備事業	政策金利Ⅰ	30% 40%
地域冷暖房		熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ	40%
地域ガス事業基盤整備		都市ガス整備事業、天然ガス化促進事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅲ ※利子補給有り	50%
地域情報化		放送型CATVシステム整備事業、テレトピア指定地域内事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ ※一部利子補給有り	40%

*1 ただし、いずれも近接地域である場合には対象外。

*2 離島の旅客ターミナルビル。

*3 バリアフリー施設整備事業。

*4 新規参入事業者が整備するもの。

★地域振興整備公団から移管された融資制度です。

●電源地域利子補給

電源地域における雇用効果、投資規模が特に大きい設備投資について利子補給が受けられる場合があります。

●地域再生低利

地方自治体が推進するまたは地域住民等の支援参加を受ける等の公共性ある地域づくりプロジェクトについて上記適用金利より金利が引き下げられる場合があります。

●出資のご案内

事業によっては出資による地域プロジェクト支援も行っています。

なお、出資対象となるプロジェクトは、その計画から完成まで長期間を要しますので、計画の前段階からご相談いただき、事業の採算の見通し、経営計画等について、総合的にアドバイスを行ってまいります。

（２）地域の連携・自立のために

融資制度		対象地域・事業	対象業種・施設	金 利	融資比率
地域産業振興・雇用開発	地域産業振興・雇用開発	下記の各地域に立地する事業、広域過疎事業または隣接過疎事業※であって雇用の確保・増大に役立つ事業 ①各法律に定められる過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯 ②総務省の定める新地域経済基盤強化対策推進地域または地域経済活性化対策推進地域	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業 ※過疎市町村を一定割合以上含む広域市町村圏内または過疎市町村に直接接する非過疎市町村で実施され、過疎市町村に対し一定の雇用効果を有する事業	政策金利Ⅱ	50%
		地域雇用開発促進法に基づく、 ①雇用機会増大促進地域における地域雇用機会増大計画適合事業 ②能力開発就職促進地域における地域能力開発就職促進計画適合事業（人材定着事業）			
	大規模基地活性化	企業立地・基地関連施設整備促進（面積が5,000ha以上の大規模基地）		政策金利Ⅲ	50%
地域自立支援	自立型地域創造支援	地域の産業振興、都市基盤整備等地域経済の自立的発展に役立つ事業		政策金利Ⅰ	50%
	地域競争力強化支援	各地域の特色を形成し明らかに集積が進んでいる中核業種に属し、地域の競争力強化に役立つ事業		政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ ^{*5}	50%
	地域金融機能高度化	地域の金融機能の高度化に資する事業（地域経済の自立的な発展に役立つ事業に対し支援等を行う事業、買収等により事業の維持・継続を図る事業、地域中堅企業の合理化・効率化による事業維持・継続必要資金）		政策金利Ⅰ	50%
地域再生支援		地域再生計画に基づく事業		政策金利Ⅱ	50%

※5 地方自治体が作成した中核業種に関する具体的な産業振興計画に該当する事業の場合。

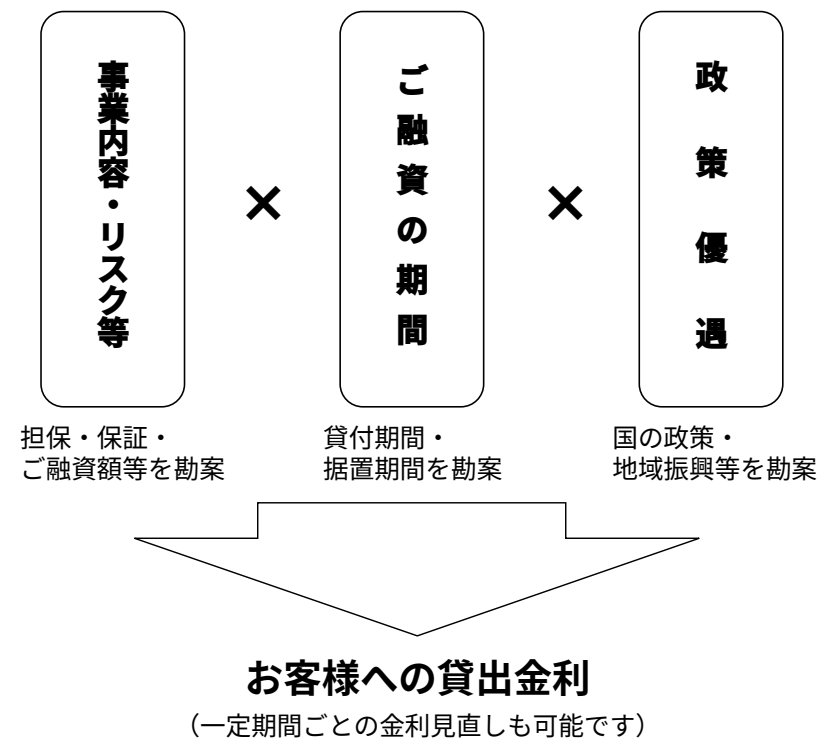
(3) 地域の街づくり、社会資本の整備のために

融資制度	対 象 事 業	金利	融資比率
市街地再開発 ・ 高度利用	市街地再開発事業（保留床買い取り資金、テナントの負担する入居保証金も対象）等、防災街区整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅲ	40% 50%
	特定街区内建築物、総合設計建築物、地区計画等区域内建築物、密集市街地整備事業、都市再生特別措置法に基づき指定される「都市再生緊急整備地域」において行われる建築物整備事業、不動産流動化事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40%
	特定民間都市基盤施設整備事業（公共施設を伴い都市機能の増進に資する建築物等の整備事業、都市計画施設特許事業、土地利用型民間都市開発事業、認定都市再生事業、多極分散型国土形成促進法に基づく業務施設集積地区における中核的施設整備事業）	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅲ 公共特利	40% 50%
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務用地処分活用促進事業、国公有財産等有効活用事業、都市基盤整備公団が低未利用地を取得し整形・集約化や基盤整備を行う土地有効利用事業に係る土地において行われる建築物整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ 政策金利Ⅲ	40%
中心市街地活性化 ・ 豊かな住環境整備	中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき指定された特定中心市街地において行われる商業・サービス業施設、優良建築物、交通施設、宿泊施設、地下街の整備事業	政策金利Ⅰ 政策金利Ⅱ	40% 50%
	市街地コミュニティ施設整備事業等、歴史的建造物活用・整備事業・文化関連施設整備事業	政策金利Ⅰ	30% 40%
民活法特定施設 関連	民活法特定施設ならびにその関連施設の整備事業	政策金利Ⅰ	40%
民間資金活用型 社会資本整備	PFI法に定められた公共施設等の整備事業	政策金利Ⅲ	50%
公営事業民間化 等促進	地方公共団体が行う事業（ガス等）の民間化等を行う事業	政策金利Ⅲ	50%
港湾機能総合整備	港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業、小型船拠点（マリーナ）総合整備事業	政策金利Ⅰ	30%
		政策金利Ⅱ	40%
		政策金利Ⅲ	50%

日本政策投資銀行の貸出金利について

- 日本政策投資銀行の貸出金利は、市場との調和を図る観点から、期間及びリスクを踏まえた金利となっており、個別案件毎の事業内容・リスク・地域性等を踏まえ、貸付期間に応じた市場金利から、政策性に見合った政策優遇（政策金利Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を行うこととしています。
- 適用金利が5年又は10年毎に変わる金利見直し融資制度もございます。
（貸付期間が15年を超える場合には、原則として見直し金利融資制度のご利用をお願いしております。）
- 具体的な金利水準等、詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

【貸出金利の決まり方（イメージ）】



国際協力銀行－ 1

融 資 制 度 名		輸出金融（国内企業に対する貸付）
融 資 対 象		日本国内で生産された機械・設備等の輸出又は日本からの技術の提供に必要な資金
融 資 条 件	融 資 額	延払資金の 6 ～ 7 割限度
	融 資 期 間	OECDガイドラインに準じて決定致します。（通常 2 ～ 10 年程度）
	利 率	輸出入契約時金利固定（円CIRR）： 1.18％（償還期間 5 年以下） 1.46％（償還期間 5 年超8.5年以下） 1.83％（償還期間8.5年超）
	担保・保証人	原則として、輸出代金債権の提供をお願いするとともに、経済産業省の輸出代金保険の保険金請求権に質権を設定させていただきます。
備 考		(1) 貸付は原則として申込企業の取引先金融機関と協調して行います。 (2) 必要に応じ、外貨建（米ドル等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。
照 会 先		国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13 F (06) 6346-4770

国際協力銀行－ 2

融 資 制 度 名		海外投資金融（国内企業又は日系合弁企業に対する貸付）
融 資 対 象		(1) 国内企業に対する貸付 日系合弁企業に対する出資、貸付などに要する資金 (2) 日系合弁企業に対する貸付 日系合弁企業の必要とする長期借入金 なお、事業の内容については特段の制限はありませんが、詳細については下記にご照会下さい。
融 資 条 件	融 資 額	所要資金（長期）の6～7割限度
	融 資 期 間	事業のキャッシュフロー等を勘案して決定します。（通常 5 ～ 10 年程度）
	利 率	投資仕向け国、案件の内容、意義等を勘案の上、財政投融資金利をベースに個別に決定します。 基準金利：1.8％ 特別金利：1.1～1.5％ 但し10年（3 年据置後 7 年均等半年賦返済の場合）
	担保・保証人	担保・保証については御相談の上決めさせていただきます。
備 考		(1) 財投金利の改定等によって同利率も改定されますので、詳細は下記までご照会下さい。 (2) 必要に応じ、外貨建（米ドル・ユーロ等）の融資も行いますので、詳細は下記にご照会下さい。
照 会 先		国際協力銀行大阪支店 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館13 F (06) 6346-4770

住宅金融公庫－１

融 資 制 度 名		ファミリー賃貸住宅融資					
融 資 対 象		土地について所有権又は借地権（地上権・賃借権）を持っている方					
融 資 の 特 長		比較的大きな敷地を利用して、世帯向けの賃貸マンションを建設する。					
敷地、建物の条件		敷 地	建 て 方	構 造	地上階数	建 物 延べ面積	一戸当り の床面積
		敷地面積が 500㎡(※300㎡) 以上	一戸建以外 の 建 て 方	耐 火 ・ 準 耐 火	制 限 な し	住宅部分が 500㎡(※300㎡) 以上 ※一定要件にあてはまる場合	専有面積が 50㎡(※40㎡) 以上 125㎡以下
融 資 条 件	限 度 額	工事毎に公庫が決めている単価×融資対象面積×融資率 融資率：99.45％ 特別加算（一戸当たりの専有面積が65㎡以上の場合） （敷地内駐車場に住戸数以上の台数が駐車できる場合）					
	融 資 期 間	35年以内					
	利 率	当初10年間 2.80％ 11年目以降 2.85％ 特別加算分 3.70％					
	融 資 手 数 料	融資対象戸数 $\left\{ \begin{array}{ll} 10戸未満 & 242,550円 \\ 10戸以上50戸未満 & 363,820円 \\ 50戸以上 & 485,100円 \end{array} \right.$					
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証					
申 込 先		住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL (076) 233-4255					
備 考							

住宅金融公庫－２

融 資 制 度 名		単身・少人数世帯向賃貸住宅融資					
融 資 対 象		土地について所有権又は借地権（地上権・賃借権）を持っている方					
融 資 の 特 長		建物や1部屋当たりの面積が比較的小さい少人数世帯向けの賃貸マンションを建設する。					
敷地、建物の条件 ※一定要件にあてはまる場合		敷 地	建 て 方	構 造	地上階数	建 物 延べ面積	一戸当り の床面積
		敷地面積が 300㎡以上	一戸建以外 の 建 て 方	耐 火 ・ 準 耐 火	制 限 な し	住宅戸数が 8 戸 以 上 ※一定要件にあてはまる場合	専有面積が 30㎡(※24㎡) 以上 125㎡以下
融 資 条 件	限 度 額	工事毎に公庫が決めている単価×融資対象面積×融資率 融資率：99.45％（中高層ビル融資も併せて受けるときは95％） 特別加算（敷地内駐車場に住戸数以上の台数が駐車できる場合）					
	融 資 期 間	35年以内					
	利 率	当初10年間 2.80％ 11年目以降 2.85％ 特別加算分 3.70％					
	融 資 手 数 料	融資対象戸数 $\left\{ \begin{array}{ll} 10戸未満 & 242,550円 \\ 10戸以上50戸未満 & 363,820円 \\ 50戸以上 & 485,100円 \end{array} \right.$					
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：免除されます。					
申 込 先		住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL (076) 233-4255					
備 考		(財)住宅改良開発公社と共同で事業を行っていただきます。 (財)住宅改良開発公社と連名でお申し込みいただきます。					

住宅金融公庫－3

融 資 制 度 名		賃貸住宅リフォームローン
融 資 対 象		耐火構造又は準耐火構造の共同住宅（共同宿舍を含む。）である賃貸住宅を所有し、引き続き賃貸経営をする方
融 資 対 象 と な る 工 事		1. 修繕などの工事 ・居住性を良好にする工事 ・安全性を高める工事 ・耐久性を高める工事 2. 改築工事 ・改良する賃貸マンションの一部を取りこわし、改めて住宅部分を建築する工事 ・特に水回り（浴室、トイレ、洗面所、台所など）の機能を高めるための住宅部品を設置する工事 3. 増築工事 4. その他工事 ・物置、自転車置場、駐車施設の設置工事など
融 資 条 件	限 度 額	対象工事費の80％以内で 1.（修繕などの工事）と4.（その他工事）の場合240万円×改良する戸数 2.（改築工事）と3.（増築工事）の場合530万円×改良する戸数
	融 資 期 間	20年以内（1～5年、10年、15年、20年）
	利 率	・住宅の性能を向上させるための一定の工事を伴う住宅改良（基準金利適用工事） 当初10年間 2.80％ 11年目以降 2.85％ ・その他の住宅改良 全期間 2.90％ （注）住宅の性能を向上させるための一定の工事とは、バリアフリー工事又は省エネルギー工事又は耐震改修工事をいいます。
	融資手数料	3 6 , 3 8 0 円
	担 保 ・ 連 帯 保 証 人	担 保：融資建物・敷地に第一順位の抵当権設定、 火災保険に第一順位の質権設定 連帯保証人：機関保証
申 込 先		住宅金融公庫 北陸支店 事業融資課 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル3階 TEL (076) 233-4255
備 考		



農林漁業金融公庫－ 1

融資制度名		食 品 流 通 改 善 資 金			
		卸売市場近代化資金	卸売市場機能高度化事業施設資金	食品生産販売提携事業施設資金	食品生産製造提携事業施設資金
融資対象者		・（地方公共団体を除く）開設者 ・卸売業者 ・仲卸業者 ・卸売業者等の組織する法人	・卸売市場の開設者 ・ 〃 卸売業者 ・ 〃 仲卸業者 ・ 〃 関連事業者 ・ 〃 仲卸業者組合	・食品販売業者又はその組織する団体 ・農林業者又はその組織する団体	・食品製造業者及び農林漁業者
資金使途		・卸売市場施設 付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設 ・卸売業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、場内事務所 ・仲卸業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、配達センター、仲卸店舗設備	品質データ処理施設、品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け、搬送保管施設、営業権、出資、事業の多角化のための施設の改良、造成又は取得	集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設又は販売施設	食品製造業と農林漁業者が提携して行う設備資金 ①生産に必要な施設 ②生産に必要な共同利用施設 ③生産法人への出資 ④関連事業を行う法人への共同出資 ⑤加工に係る事業用資産の取得 ⑥①～⑤と併せて行う加工食品の製造・流通・研究施設
融 資 条 件	限度額	・卸売市場施設 事業費の80％以内 ・卸売業者施設 事業費の70％以内か次の額のいずれか低い額 一般 1億3000万円 特認 5億5000万円 （中小企業以外 一般 8億8000万円 特認 10億8000万円） ・仲卸業者施設 事業費の70％以内か次の額のいずれか低い額 一般 3900万円 特認 2億4200万円 （3人以上共同事業、大規模組合の場合、別途加算）	・卸売市場施設 事業費の80％以内 ・卸売業者施設 事業費の70％か次の額のいずれか低い額1億円 （特認3億3,000万円～6億8,000万円） ・仲卸業者施設 事業費の70％か次の額のいずれか低い額3,000万円 （特認7,000万円～4億5,000万円）	融資対象事業費の80％以内	融資対象事業費の80％以内
	融資期間 （据置期間）	・卸売市場施設 25年以内（5年以内） ・卸売業者施設、仲卸業者施設 15年以内（3年以内）	開設者に係る施設 15年以内（3年以内） 開設者以外に係る施設等 10年以内（2年以内）	15年以内 （3年以内）	15年以内 （3年以内）
	利 率	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 1.45 1.65 1.85	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 1.20 1.40 1.80	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 中小企業 0.95 1.15 1.55 大企業 1.45 1.65 2.05	融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 中小企業 0.95 1.15 1.55 大企業 1.45 1.65 2.05
	担保・保証人	原則として必要（各資金共通）			
	申込先	農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263－6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）			
備考					

農林漁業金融公庫－ 2

融 資 制 度 名		新 規 用 途 事 業 等 資 金
融 資 対 象 者		特定農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者
資 金 使 途		「特定農林畜水産物」について行う新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に係る事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80％以内
	融 資 期 間 （ 据 置 期 間 ）	15年以内（3年以内）
	利 率	●融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 1.45 1.65 1.85
	担保・保証人	原則として必要
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）
備 考		「特定農林畜水産物」 米、麦、うんしゅうみかん、その他のかんきつ類、こんにゃく芋、りんご、トマト、たまねぎ、てん菜、さとうきび、小豆、いんげん、落花生、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、生乳、鶏肉、鶏卵、豚肉、しろぎけ、かつお、いか、間伐材、しいたけ

農林漁業金融公庫－ 5

融 資 制 度 名		特 定 農 産 加 工 資 金			
融 資 対 象 者		特定農産加工業 ^(※1) を営む者及び特定農産加工業者と事業提携をする関連農産加工業者 ^(※2)			
資 金 使 途		次に掲げる事業に必要な建物の建設、機械・敷地の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 (1) 新商品・新技術の研究開発又は利用 (2) 事業の転換 (3) 生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等			
融 資 条 件	限 度 額	中小企業等 事業費の80%以内 大 企 業 事業費の50%以内（特認80%以内）			
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（3年以内）			
	利 率	●融資期間ごとに設定 ・ 大企業以外の者 融資額 2 億7,000万円以下 0.95 1.15 1.55 融資額 2 億7,000万円超 1.10 1.30 1.70 ・ 大企業 1.10 1.30 1.70			
	担保・保証人	原則として必要			
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）			
備 考		（税制上の優遇措置が受けられます） ※1 特定農産加工業 かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬れいしょでん粉製造業、牛肉調整品製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、豚肉調整品製造業 ※2 関連農産加工業 果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬れいしょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、牛・豚肉以外の食肉調査品製造業			

農林漁業金融公庫－ 6

融 資 制 度 名		中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 （加工流通施設）			
融 資 対 象 者		農林畜水産物の加工、流通、販売（外食を含む）業を営む者			
資 金 使 途		国が指定した中山間地域で産出される農林畜水産物を利用した事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 (1) 新商品又は新技術の研究開発又は利用 (2) 需要の開拓（アンテナショップ、展示場等）			
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80%			
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（3年以内）			
	利 率	●融資期間ごとに設定 ・ 大企業以外の者 融資額 2 億7,000万円以下 0.95 1.15 1.55 融資額 2 億7,000万円超 1.20 1.40 1.80 ・ 大企業 1.45 1.65 2.05			
	担保・保証人	原則として必要			
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）			
備 考		中山間地域 全国の市町村の54%が指定されている。 石川県では、能登は大半、加賀は白山麓を中心にして41市町村のうち24の市町村が指定されている。			

農林漁業金融公庫－ 7

融 資 制 度 名		食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）
融 資 対 象 者		食品の製造又は加工の事業を営む者
資 金 使 途		HACCP手法の導入を図るため、指定認定機関（※）の認定を受けた高度化計画に基づき実施する施設の改良、造成、取得又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得
融 資 条 件	限 度 額	融資対象事業費の80％又は25億円のいずれか低い額
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（3年以内）
	利 率	●融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 中小企業等 2億7,000万円以下（HACCP手法に対応した建物、設備） 0.95 1.15 1.55 そ の 他 1.10 1.30 1.70
	担保・保証人	原則として必要
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）
備 考		※ 指定認定機関とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、厚生大臣及び農林水産大臣の指定を受け、食品の種類ごとに高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行う事業者団体をいう。

農林漁業金融公庫－ 8

融 資 制 度 名		食品安定供給施設整備資金
融 資 対 象 者		食品・飼料の製造、加工、流通の事業を営む者
資 金 使 途		次の事業を行うのに必要な施設の改良、造成、取得 （1） 基礎食料素材（穀粉、糖類、油脂、でんぷん、飼料）の製造・流通の合理化 （2） 食品の流通機能高度化・高品位流通（一般・高度化） （3） バイオテクノロジーを応用した食品製造 （4） 新規事業育成のための技術開発（一般・特定） （5） 食品残さの再資源化 （6） （1）～（5）の施設の整備に関連して必要となる費用
融 資 条 件	限 度 額	（1）、（2）、（5） 融資対象事業費の40％ （3） 同 50％ （4） 同 40％又は50％ （6） 同 20％
	融 資 期 間 （据置期間）	（1） ～ （5） 15年以内（3年以内） （6） 5年以内（1年以内）
	利 率	●融資期間ごとに設定 8年 10年 15年 （1）、（2）一般、（5） 1.45 1.65 2.05 （2）高度化、（3）、（4）一般 1.30 1.50 1.90 （4）特定 1.15 1.35 1.75 （6） 1.70 — — （5年以内）
	担保・保証人	原則として必要
申 込 先		農林漁業金融公庫 北陸支店 業務第三課 金沢市本町1-5-2（リファーレ9F） TEL（076）263-6475 又は農林公庫代理店（銀行・信用金庫など）
備 考		

石川県制度金融－1

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融
				限 度 額
(設備投資、経営革新、新規創業等に)構造改革支援資金	地 域 商 工 業 活 性 化 融 資	〔一般分〕 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者で投資総額500万円以上のもの	設備資金	千円 50,000 (特認 200,000)
		〔商業振興分〕 大型店の進出及び大規模事業所の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小事業者で上記の設備投資を行うもの	事業資金	100,000 200,000 (特認 200,000) 〔ただし、運転資金は10,000千円まで〕
		〔企業活性化支援分〕 ①新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの ②受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの	運転資金	30,000 〔ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、合計で200,000千円の範囲内〕
	経 営 革 新 等 支 援 融 資	〔経営革新支援分〕 中小企業経営革新支援法の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は大臣の承認を受けたもの	事業資金	200,000 〔ただし、運転資金は50,000千円まで〕
		〔海外展開企業支援分〕 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での生産等に係る事業所の設置や、販路開拓等を行うもの		
		〔情報技術活用支援分〕 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術（IT）化投資を行う者で、その投資額が500万円以上であるもの		
	事業転換支援融	3年以上同一の事業を行っている者で、 ①中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ②他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの	事業資金	50,000 200,000 (特認 200,000) 〔ただし、運転資金は20,000千円まで〕
	創 業 者 支 援 融 資	新たに中小企業者として事業を開始する者（開業後1年未満の者を含む。）であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであるもの	事業資金	20,000 〔ただし、運転資金は10,000千円まで〕 〔事業開始前の場合〕 〔は事業費の4/5以内〕

資 条 件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
期 間 (うち据置期間)	利 率 (年)	担 保	付保	保証料 (年)			
10年以内 (2年以内)	% 1.70以内 (付保の場合1.20) 〔モノづくり再生支援分〕 1.50以内 (付保の場合1.20)	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	任意	%	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	経 営
設備 10年以内 (2年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内 (付保の場合1.00)			有担保 1.01 無担保 1.04			
5年以内 (1年以内)	1.70以内 (付保の場合1.20)						
設備 10年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内 (付保の場合1.00)	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	任意	0.70	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	経営革新計画の承認書を添えて取扱金融機関	支 援
				有担保 0.91 無担保 0.94		知事の認定書を添えて取扱金融機関	
						商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	
設備 10年以内 (3年以内) 運転 7年以内 (1年以内)	1.50以内 (付保の場合1.00)	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会又は(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関	課
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	1.60以内 〔中高齢者〕 〔創業支援分〕 ただし、45歳以上の開業者については1.30以内	原則として 無 担 保	必須	有担保 1.01 無担保 1.04	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

石川県制度金融－２

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融
				限 度 額
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	小 口 融 資	①商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって従業員40名以内（商業・サービス業10名以内） ・特別小口（無保証人）の場合 小規模企業者（従業員20名以内（商業・サービス業5名以内））等 ・当座貸越の場合 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を充たすもの ②季節資金は、小規模企業者（従業員20名以内（商業・サービス業5名以内））	①事業資金	千円 15,000 〔無保証人の場合 12,500〕 〔当座貸越の場合 5,000〕
		②季節資金（盆・年末）	3,000	
	経 営 安 定 支 援 融 資	〔一般分〕 ①から④のいずれかの要件を充たす者 売上減少率 ①最近3カ月10%以上 ②最近6カ月5%以上等 欠損金 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④当期事業年度で税引前欠損金見込 〔特別分〕 天候不順等、又は大規模事業所の移転による影響を受けているもの	運転資金	80,000
		〔再生支援分〕 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けているもの		
		〔資金繰り支援分〕 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの（経営安定関連保証に係る市町村長の認定書を有しているもの）	事業資金	80,000 (特認 280,000)
	連 鎖 倒 産 防 止 ・ 災 害 対 策 融 資	①国の指定する倒産事業者の関連中小企業者又は組合 ②①以外の倒産事業者の関連中小企業者又は組合	運転資金	50,000
		地震、火災、風水害等により被害を受けたもの	事業資金	1災害につき50,000
(ベンチャー企業の新規創業、新分野進出に) 創造的中小企業支援融資		中小企業創造活動促進法に基づく知事の承認を受け、かつ石川県産業創出支援機構の審査会の認定を受けた者	事業資金	70,000 (うち無保証人枠 20,000)
(県外企業等の新規立地に) 企業立地促進融資		県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)

資 条 件		信用保証		取扱金融機関	融 資 申 込 先	所管課	
期 間 (うち据置期間)	利 率 (年)	担 保	付保				保証料 (年)
設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	% 1.60以内 当座貸越（変動） 変動金利1.65以内	原則として 無 担 保	必須	% 有担保0.71 無担保0.74 無保証人の 場合 0.50	原則として市町村の 指定する金融機関	商工会議所又は商工会 を経由のうえ（当座貸 越の場合は推薦書を添 えて）取扱金融機関	経 営 支 援 課
6か月以内	1.65以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	取扱金融機関	
7年以内 (2年以内)	1.50以内 (付保の場合 1.00)	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.71 無担保 0.74	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会の 認定書を添えて取扱金 融機関 ただし、再生支援分に ついては、商工会議所、 石川県商工会連合会、 又は（財）石川県産業 創出支援機構の推薦書 を添えて取扱金融機関	
	1.00以内	原則として 無 担 保	必須	有担保 0.91 無担保 0.94			
7年以内 (1年以内) 実情に応じ 10年以内 (1年以内)	1.75以内 ただし、期間 が7年超の 場 合 は、 変動金利1.65 以内	保 証 協 会 所定の扱い	必須	0.80	①市町村長の認定書を 添えて取扱金融機関 ②取扱金融機関 市町村長等の被災証明書 を添えて取扱金融機関		
7年以内 (2年以内)	1.50以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94			
10年以内 (2年以内)	1.50以内	原則として 無 担 保	必須	0.80 無保証人枠 1.30	商工中金、北國銀行 北陸銀行、福井銀行 富山第一銀行、福邦銀行 信用金庫、信用組合	中小企業創造活動促進法 の承認書及び(財)石川県 産業創出支援機構の認定 書を添えて取扱金融機関	産業政策課
10年以内 (2年以内)	1.50以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行 三井住友銀行、UFJ銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添 えて取扱金融機関	産業立地課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

石川県制度金融－3

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融
				限 度 額
(観光関係設備資金)	観 光 施 設 整 備 資 金	〔一般分〕 ①旅館（ビジネスホテルを含む）業者 ②①を構成員とする組合	設備資金	千円 100,000 (特認 200,000)
	民宿整備資金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000
(労 働 関 係)	勤労者育児・ 介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000

【健康福祉部関係】

(バリアフリー関係)	バリアフリー 施 設 整 備 促 進 融 資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	設備資金	新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000
------------	------------------------------	---	------	--

【環境安全部関係】

(環 境 保 全 関 係) 環 境 保 全 資 金	環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	事業資金	50,000 (特認 100,000) 〔ただし、土壌汚染 法に基づく措置の 場合 100,000 〕
(産 業 廃 棄 物 処 理 関 係) 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 資 金	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課（担当：金融係）〔 石川県庁：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 〕
TEL (076) 225-1522 (直通) TEL (076) 225-1111 (代表)

観 光 関 係 融 資 制 度：石川県商工労働部観光推進総室（担当：企画調整係）
TEL (076) 225-1538 (直通)

労 働 関 係 融 資 制 度：石川県商工労働部労働企画課（担当：労働福祉係）
TEL (076) 225-1532 (直通)

資 条 件			信用保証		取 扱 金 融 機 関	融 資 申 込 先	所 管 課
期 間 (うち据置期間)	利 率 (年)	担 保	付保	保証料 (年)			
10年以内 (3年以内)	% 1.70以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	% 有担保 1.25 無担保 1.35	商工中金、みずほ銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会	取扱金融機関 〔特認の場合は知事 の認定書を添えて〕	観 光 推 進 総 室
10年以内 (1年以内)	1.50以内						
5年以内 (1年以内)	1.075	連 帯 保 証 人 1 名	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労 働 企 画 課

10年以内 (3年以内)	1.00以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	厚 生 政 策 課
-----------------	--------	------------------	----	----------------------	--	------------------	-----------------------

設備 10年以内 運転 5年以内	一般分 1.50以内 特利分 1.50以内	金 融 機 関 所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用農業協同組合連合会	知事の適格証明書を添えて取扱金融機関	環 境 政 策 課
10年以内 (2年以内)	1.50以内	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金、みずほ銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	廃 棄 物 対 策 課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

企 業 立 地 促 進 融 資 制 度：石川県商工労働部産業立地課（担当：企業誘致担当）
TEL (076) 225-1517 (直通)

バ リ ア フ リ ー 関 係 融 資 制 度：石川県健康福祉部厚生政策課（担当：バリアフリー社会推進係）
TEL (076) 225-1413 (直通)

環 境 保 全 関 係 融 資 制 度：石川県環境安全部環境政策課（担当：企画管理グループ）
TEL (076) 225-1461 (直通)

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 関 係 融 資 制 度：石川県環境安全部廃棄物対策課（担当：資源循環推進室）
TEL (076) 225-1474 (直通)

金 沢 市 制 度 金 融 ー 1

制 度 名		融資対象事業等	融資対象者	融	
				限 度 額	返済期間
産 業 振 興 資 金	一 般 分	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中 小 企 業 者 及 び 組 合	千円 1 事業 100,000 (総事業費の3/4以内)	13年以内 土地付15年以内 〔ほかに1年 以内据置〕
	特 別 分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
	公 害 防 除 資 金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置および土壌汚染対策の事業	中 小 企 業 者	1 事業 100,000 (総事業費の9/10以内)	10年以内 (同 上)

企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企 業 者 (製造業など)	1 事業 500,000 (総事業費の3/4以内)	15年以内 (同 上)
中心市街地活性化事業資金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店のために必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者及び組合 (小売業・一般 飲食店など)	1 事業 100,000	13年以内 土地付15年以内 (同 上)
中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた中小企業 者 及 び 組 合	1 企業 20,000 1 組合	10年以内 〔 1 年以内 据置を含む〕
伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築（改装を含む）および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝 統 産 業 従 事 者	1 事業 20,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (同 上)
機械工業構造改善事業貸付金 (機 械 貸 与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中 小 企 業 者	1 企業 60,000 (特) 80,000	7 年以内 (同 上)
中 小 企 業 振 興 特 別 資 金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 企業 40,000 1 組合	7 年以内 〔 2 年以内 据置を含む〕
緊急経営安定特別資金 (セーフティネット資金)	経営安定関連保証（信用保険法第2条第3項第1～8号）の信用保証を受けて経営の安定を図る	経営安定関連保証の信用保証を受ける中 小企業者及び組合	1 企業 50,000 1 組合	運転5年以内 〔 1 年以内 据置を含む〕 設備7年以内 〔 1 年以内 据置を含む〕

資 内 容		受 付		
利 率	返済方法	担保	連帯保証人	取 扱 金 融 機 関 等
年1.7%	元金均等償還	金融機関 の定める ところに よります	金融機関 の定める ところに よります	商 工 中 金 北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 石 動 信 用 金 庫 金 沢 中 央 信 用 組 合 大 野 信 用 組 合 石 川 県 医 師 信 用 組 合 三 井 住 友 銀 行 み ず ほ 銀 行 の と 共 栄 信 用 金 庫
年1.5%				

年1.5%	同 上	同 上	同 上	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金沢市商業振興課 TEL(220)2204
年1.5%	同 上	同 上	同 上	産業振興資金に同じ	同 上
年1.3%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
年1.5%	同 上	同 上	同 上	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	同 上
年2.75% 〔貸与料助成 制度あり〕	元金18回 均等償還 (4ヶ月毎)	無担保 機械の所有 権は完済後 所有権移転	2 名以上	石川県鉄工機電協会	鉄 工 機 電 協 会 TEL (268) 0121
年1.5%	元金均等償還	金融機関 の定める ところに よります	金融機関 の定める ところに よります	産業振興資金に同じ	随 時 取 扱 金 融 機 関
年1.5%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

金 沢 市 制 度 金 融 ー 2

制 度 名		融資対象事業等	融資対象者	融	
				限 度 額	返済期間
中 小 企 業 創 業 者 支 援 資 金		創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は創業して1年未満の中小企業者	1 企業 20,000千円	6 年以内 〔6 か月以内〕 〔据置を含む〕
季 節 資 金		季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中 小 企 業 者 及 び 組 合	1 企業 6,000 1 組合 10,000	6 か月以内
小 口 事 業 資 金	追 認 小 口 分	小規模事業者の融資の円滑化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内（商業・サービス業10名以内）の中小企業者	1 企業 15,000	運転 5 年以内 〔 1 年以内〕 〔据置を含む〕 設備 7 年以内 〔 1 年以内〕 〔据置を含む〕
	当 座 貸 越 分	小規模事業者の融資の迅速化を促進するため当座貸越により融資する	追認小口分利用者のうち一定の財務要件を充たす中小企業者	1 企業 5,000 (追認小口分の内枠)	2 年以内

資		内			容	受 付
		利 率	返済方法	担保	連帯保証人	取 扱 金 融 機 関 等
年1.5%	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	随 時 取 扱 金 融 機 関
夏季1.65% 年末1.65%	分割または一括	同 上	同 上	同 上	同 上	年末：11月～12月 取 扱 金 融 機 関
年1.6%	元金均等償還	無担保	1 名以上	同 上	同 上	随 時 金沢商工会議所 TEL(263)1161 森 本 商 工 会 TEL(258)0276
年1.65% (変動金利)	随時または金融機関 予定の扱い					

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

七尾市制度融資

融資制度名			融 資 対 象	資金使途	限 度 額	
追認保証小口事業資金 (県と協調)			市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運 転 資 金 設 備 資 金	15,000千円	
特 別 小 口					12,500千円	
中 小 企 業 振 興 資 金	店 舗 改 装 資 金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)		店舗増改築 店内の改装 駐車場設置	5,000千円	
		市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。 (資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下)		観光施設の 整備改善		
	機械設備近代化資金		市内に引き続き1年以上同一の事業を営む工業者。 (資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機械器具、 装置の購入		
	経 営 安 定 資 金		市内に住所、事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。 (中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運 転 資 金	5,000千円	
	高 度 化 資 金	共同施設設置資金		事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	施設設置、 土地購入等	30,000千円
		工 場 集 団 化 工場共同化資金		事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。	工場団地の 造成、共同 工場の建設	
		店舗等集団化資金		事業協同組合、事業協同小組合。 (資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の 造成	
		商店街近代化資金		事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。	商店街の環 境整備	
		小 売 商 業 店 舗 共 同 化 資 金		事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。	スーパーマ ーケット等 の共同設立	
	辺 地 産 業 育 成 資 金		市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。県信用保証協会の保証対象業種。	運 転 資 金 設 備 資 金	5,000千円	
観 光 施 設 整 備 資 金	一 般 事 業		市内の旅館業を経営する者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者。	設 備 資 金	50,000千円	
	特 別 事 業		市内の旅館業を経営する者で、原則として1年以上引き続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設 備 資 金	300,000千円	
中小企業創業者支援資金			市内に事業所を開業する者で、原則として引き続き1年以上市内に居住する者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）	運 転 資 金 設 備 資 金	10,000千円	
延払機械設備貸与資金			市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1 企業 60,000千円 (特) 80,000千円	

融		資			内		容	
貸付期間		利 率	返済方法	担 保	保 証 人	取扱金融機関	申込み・問合せ	
運転 5年以内 設備 7年以内	1.60% (保証料0.5%)	月 賦 償 還 一 括 償 還	要 せ ず	1 名 以 上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所		
				要 せ ず				
7年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月 賦 償 還	要せず（付保 の場合は指定 金融機関の取 扱いによる）	1 名 以 上				
5年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月 賦 償 還 一 括 償 還						
10年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月 賦 償 還 半年賦償還	商工中金所定 の取扱いによ る	商工中金所 定の取扱い による	商 工 中 金	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所		
5年以内 (12か月限度据置)	1.60%	月 賦 償 還	要せず（付保の場 合は指定金融機関 の取扱いによる）	1 名 以 上	のと共栄信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所		
10年以内 （3年据置）	1.70%	月 賦 償 還	指定金融機関 所定の取扱い による	指定金融機 関所定の取 扱いによる	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所		
15年以内 （3年据置）	1.50%以内	月 賦 償 還						
運転 5年以内 設備 7年以内	1.60%	月 賦 償 還 一 括 償 還	指定金融機関 の取扱いによ る	指定金融機 関の取扱い による	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富山第一銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所		
7年以内 (12ヶ月限度据置)	0.90%	貸 付 の 翌年度から 均 等 償 還	無担保機械の 所有権は完済 後所有権移転	2 名 以 上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会		

小松市制度金融－1

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額（千円）	
経 営 安 定 支 援	中 小 企 業 業 緊 急 支 援 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運 転 資 金	20,000	
	中 小 企 業 業 振 興 資 金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設 備 資 金	40,000	
	中小企業季節資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏季・年末の運転資金	5,000	
新 規 立 地 支 援	中 小 企 業 業 立 地 促 進 資 金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者（一部市外中小企業者の立地も可）	設 備 資 金	投資額の3分の2以内で 100,000	
起 業 支 援	起業家支援資金	市内で新たに事業を開始しようとする者（開業後1年未満の者含む）	事 業 資 金	7,000	
組 合 支 援	組合体質強化資金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事 業 資 金	共同 転貸	50,000 10,000
	高度化事業助成資金	中小企業総合事業団の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設 備 資 金	（総事業費－中小企業総合事業団及び県融資額）の80％以内で 100,000	
特定目的事業支援	公共事業推進商店 振 興 資 金	公共事業工事で影響のある商店	運 転 資 金	1,000	
	都 市 計 画 事 業 業 設 備 資 金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建 築 取 得 資 金	費用の40％以内で 15,000	
	環境保全防止施設 整 備 資 金	公害の発生及び地球温暖化を防止するための施設を整備する中小企業者・組合	公 害 防 止 施 設 資 金	個人・会社 組 合	5,000 10,000
	防火設備等整備資金	防火区域内における消防用設備をする者	消 防 用 設 備 資 金	10,000 一定施設 20,000	

資 条 件			取扱金融機関等	融資申込先	所轄課
期間(内据置期間)	利率(年)％	担保・保証人			
6年以内 (6月以内)	1.50	金融機関所定の扱い	北 國 ・ 北 陸 ・ 福 井 ・ 富 山 第 一 ・ 福 邦 銀 行、北 陸 ・ 金 沢 ・ 鶴 来 信 用 金 庫、 商 工 組 合 中 央 金 庫	市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
7年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
6月以内	1.65	金融機関所定の扱い		取扱金融機関 (年末：11月1日～12月末日)	商 工 振 興 課
土地建物 10年以内 (1年以内) 機械設備 7年以内 (1年以内)	1.55	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
6年以内 (6月以内)	1.50	担 保：信用保証協会 所定の扱い 保証人：1名以上 (法人の場合は代表者を含めて2名以上)		取扱金融機関	商 工 振 興 課
運 転 5年以内 (6月以内) 設 備 7年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商 工 振 興 課
10年以内 (6月以内)	1.60	担 保：金融機関所 定の扱い 保証人：組合の役員		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	商 工 振 興 課
3年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い	北 國 ・ 北 陸 ・ 福 井 ・ 富 山 第 一 ・ 福 邦 銀 行、北 陸 ・ 金 沢 ・ 鶴 来 信 用 金 庫	市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	下 水 道 普 及 促 進 課
耐火建築物 15年以内 (6月以内) その他の建築物 12年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	都 市 計 画 課
5年以内 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	環 境 企 画 課
7年以内 (6月以内) 一定施設10年 (6月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		市長の適格証明書を添えて 取扱金融機関	消 防 本 部 予 防 課

小松市制度金融－2

制 度 名	融 資 対 象	融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額	(千円)
特定目的事業支援	下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	
	水洗便所改造資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金	700	
	地域下水道排水設備工事促進資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金	700	
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金	1,000	
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	住宅生活	100,000 5,000
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	住宅生活	70,000 5,000
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務する勤労者	生活資金	1,000	
経営安定支援	追認小口事業資金	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内	事業資金	15,000	
		特別小口 小規模事業者(従業員20名以内 商業・サービス業5名以内)		12,500	
		当座貸越：小口融資利用者のうち一定の財務要件等を満たす者		5,000	
県外企業等の新規立地支援	企業立地促進資金	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	投資額の3分の2以内で500,000	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

その他の団体に協調している制度

機械設備貸与支援	鉄工協会延払機械設備貸与資金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設。機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	特認	60,000 80,000
----------	----------------	---	--------	----	------------------

※融資利率は、市場金利の動向等により変更することがあります。

資 条 件			取扱金融機関	受 付	受 付
期間（据置期間）	利率（％）	担 保			
5年以内	1.10	金融機関所定の扱い	小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	農 務 課
4年以内	無利子	連帯保証人 1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
4年以内	無利子	連帯保証人 1名		下水道普及促進課	下水道普及促進課
5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.05	連帯保証人 1名	北 陸 労 働 金 庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.225～2.575 固定1.25～2.80	担保：住宅資金－有担保：生活資金－無保証人：協会保証付により原則不要	北 陸 労 働 金 庫	北陸労働金庫	商工振興課
住宅 35年以内 生活 10年以内 (教育ローン15年以内)	変動2.225～2.575 固定1.25～2.80	担保：住宅資金－有担保：生活資金－無保証人：協会保証付（場合により保証人要）	北 陸 労 働 金 庫	北陸労働金庫	商工振興課
3年以内 (6月以内)	2.55	担保：無保証人：取扱金融機関所定の扱い	北 陸 労 働 金 庫	北陸労働金庫	商工振興課
設備 運転	7年以内 5年以内 (1年以内)	無担保、保証人：金融機関所定の扱い	原 則 と し て 市 指 定 の 金 融 機 関	商 工 会 議 所 経 由 の う え 取 扱 金 融 機 関	県経営支援課
		無担保・無保証			
2年以内	1.65	無担保、保証人：金融機関所定の扱い			
10年以内 (2年以内)	1.50	金融機関所定の扱い	商工中金・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行、信用金庫・みずほ・三井住友・UFJ・信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課

7年以内 (借入年度内)	2.75	頭金：10%、無担保保証人：2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会
-----------------	------	--------------------	-----------	-----------	-----------

輪島市制度金融

融 資 制 度 名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
輪 島 市 中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 (輪 島 市 制 度)	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者	運 転	20,000千円
			特別融資枠 2,000千円
		設 備	10,000千円

※利用促進策
輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度～16年度の新たな融資申込者（借替含む）に限り0.35%の利子補給を行っています。

融 資 条 件				信用保証		取 扱 金 融 機 関
返済期間	利率（％）	担 保	保証人	付保	保証料	
5 年以内 (据置 5 ヶ月以内)	年 1.60%以内	金融機関 所定の扱い	金融機関 所定の扱い	任意	有担保の場合 1.25% 無担保の場合 1.35%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 の と 共 栄 信 用 金 庫
5 年以内 (据置 1 年以内)						
8 年以内 (据置 8 ヶ月以内)						

珠 洲 市 制 度 金 融

融 資 制 度 名		融 資 対 象	資金使途	限 度 額
商 工 関	追 認 保 証 小 口 事 業 融 資	商工会議所の会員又はそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員40人以内〔商業・サービス業10人以内〕）等	運 転 資 金 設 備 資 金	15,000千円 無保証人 12,500千円
	企業立地促進融資	県の指定する指定工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの（県外企業の立地に限る）	設 備 資 金	500,000千円
	鉄工機電協会延払 機械設備貸与資金	石川県鉄工機電協会会員	機 械 貸 与 資 金	60,000千円
				特認 80,000千円
観 光 関 係	企業経営安定資金		運 転 資 金	
	観光施設整備資金	① 旅館業者 ② ①を構成員とする組合	設 備 資 金	100,000千円
	民 宿 整 備 資 金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000千円
労 働 関 係	労働者福利厚生 貸 付 資 金	未組織労働者	生 活 資 金 住 宅 資 金	金融機関の定める貸 出限度額に同じ
	勤労者貸付資金	組織労働者	同 上	同 上
	勤労者小口資金	市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上雇用されており、安定した収入のある勤労者	生 活 資 金	1,000千円

※利率については、変動することがあります。

融 資 内 容					取扱金融機関	申込み先
期間（据置期間）	利 率	担 保	保証人	保証利率		
運転5年以内 （1年以内） 設備7年以内 （1年以内）	1.60%以内	原則不要	1名以上	0.71%	指定金融機関	商工会議所を経由の うえ取扱金融機関
10年以内 （2年以内）	1.50%以内	金融機関所定の扱い		0.91%	指定金融機関	取 扱 金 融 機 関
7年以内 （借入年度内）	2.75%以内	保証金10%	所属組合又は2名以上 （内1名取扱商社）	——	石川県鉄工 機 電 協 会	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会
金 融 機 関 所 定 の 扱 い					商 工 中 金	商 工 中 金
10年以内 （3年以内）	1.70%以内	金融機関所定の扱い		1.25%	指定金融機関	取 扱 金 融 機 関
10年以内 （1年以内）	1.50%以内	金融機関所定の扱い		1.25%	指定金融機関	取 扱 金 融 機 関
10年～35年以内	金融機関所定	生活資金無担保 住宅資金無担保	連帯保証人 1名以上	金融機関 所定の扱い	労 働 金 庫	石 川 県 労 働 者 信 用 基 金 協 会
同 上	同 上	同 上	同 上	——	同 上	労 働 金 庫
3年以内	2.0～4.0台% 以内	金融機関所定の扱い			同 上	同 上

加賀市制度金融－１

○商工業振興資金

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額	期間（うち据置期間）
商 工 業	小 口 事 業 金 資 金 （県と協調）	商工会議所の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者（従業員40人以内（商業・サービス業10人以内））等	設 備 資 金	無保証人の場合 15,000千円	設備 7 年以内 （ 1 年以内）
			運 転 資 金		12,500千円
	新規開業事業 業転業資金	1 年以上市内に在住し、市内において新規に開業または、転業しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設 備 資 金	10,000千円 （事業費の2／3以内）	設備 7 年以内 （ 1 年以内）
			運 転 資 金		運転 5 年以内 （ 1 年以内）
		中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設 備 資 金	20,000千円 （事業費の2／3以内）	設備10年以内 （ 1 年以内）
			運 転 資 金		運転 7 年以内 （ 1 年以内）
	組 合 強 化 金 資 金	市内に事業所を置く商工会議所の会員である組合、組合員	設 備 資 金	組 合 組合員 50,000千円 20,000千円	設備 7 年以内 （ 1 年以内）
			運 転 資 金		運転 5 年以内 （ 1 年以内）
振 興 資 金	企 業 立 地 促 進 資 金	○加賀市産業条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資	ア 工場・物流加工施設 イ 研究所・ソフト		
		①ア～ウ、オのうち県の地域総合整備資金の貸付を受けるもの	設 備 資 金	500,000千円 （事業費の2／3以内）	15年以内 （ 3 年以内）
		②ア～オの設置	設 備 資 金	300,000千円 （事業費の2／3以内）	10年以内 （ 2 年以内）
	資 金	石川県企業立地促進融資制度対象者（県と協調）	設 備 投 資	500,000千円 （事業費の2/3以内）	10年以内 （ 2 年以内）
		商店街振興 資 金	①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等 ②①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	設 備 資 金	① 100,000千円 （投下固定資産額の2／3以内） ② 30,000千円 （投下固定資産額の1／2以内）
	運 転 資 金			① 30,000千円 ② 10,000千円	5 年以内 （ 1 年以内）
	製造加工業 振 興 資 金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者で、市内に事業所を有するもの	設 備 資 金	30,000千円 （事業費の2／3以内）	7 年以内 （ 2 年以内）
			運 転 資 金	10,000千円	5 年以内 （ 1 年以内）

資 内		容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
利率 (%)	担 保	保 証 料				
1.600%以内	担保・保証人： 金融機関の所定の扱いによる	有 担 保	0.71%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店	商工会議所を 経由のうえ、 取扱金融機関 (随時)	観
		無 担 保	0.74%			
		特別小口	0.50%			
1.714%以内	担 保： 県信用保証協会の所定の 扱いによる 保証人：1名以上 (法人の場合は代表者を含 め2名以上)	有 担 保	0.95%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫、加賀農業協同組合 の市内各支店及び山中 町支店	商工会議所を 経由のうえ、 取扱金融機関 (随時)	光
		無 担 保	1.05%			
1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる	・組合は県信用保証協会、 組合員はこれに加賀市転 貸保証協会加えたいずれ かの保証を付する。		北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店及び山 中町支店、商工中金金 沢支店	取扱金融機関 (随時)	商
ウェア業等の事業所 ウ 保養施設 エ 高度化事業を実施する組合 オ 産業振興に係る施設						
1.425%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる		北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店及び山 中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	工
1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保	1.25%			
		無 担 保	1.35%			
1.500%以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保	0.91%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、富山第一銀 行、福邦銀行、信用金庫、 商工中金	知事の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	課
		無 担 保	0.94%			
1.450%以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保	1.25%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店及び山 中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	
		無 担 保	1.35%			
1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保	1.25%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用金 庫の市内各支店及び山 中町支店	市長の認定書 を添えて取扱 金 融 機 関 (随時)	
		無 担 保	1.35%			

加賀市制度金融－２

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融	
				限 度 額	期間(据置期間)
商工業振興資金	中 小 企 業 季 節 資 金	市内の中小企業者	運 転 資 金	5,000千円	6 ヶ月以内
	観 光 振 興 資 金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする組合員	設 備 資 金	30,000千円	10年以内 (2 年以内)
			運 転 資 金	15,000千円	5 年以内 (1 年以内)
	民 宿 整 備 資 金 (県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000千円	10年以内 (1 年以内)
勤 労 者 福 祉 向 上 資 金	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金	市内に居住する勤労者	生 活 資 金	1,000千円	3 年以内
	育 児 ・ 介 護 休 業 資 金	育児・介護休業取得者	生 活 資 金	1,000千円	5 年以内
	消費生活協 同組合資金	消費生活協同組合	設 備 資 金	1,000千円	7 年以内
			運 転 資 金	9,000千円	1 年以内
環 境	公害防止施 設整備資金	公害防止施設を設置しようとする者	設 備 資 金	10,000千円	10年以内 (1 年以内)
他団体の制度金融	※延払いに よる機械設 備貸与資金	県鉄工機電協会の会員で中小企業者	設 備 資 金	60,000千円 (特別枠80,000千円)	7 年以内 (貸与年度内)
	※労働者福利 厚生貸付資金	担保力の乏しい労働者 (末組織労働者)	生 活 資 金 住 宅 資 金	指定金融機関の定める貸出 限度額に同じ	5 ～25年以下
	※ 勤 労 者 貸 付 金	組織労働者	生 活 資 金 住 宅 資 金	指定金融機関の定める貸出 限度額に同じ	5 ～25年以下

資	内 容		取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
利率（％）	担 保	保 証 料			
1.650％以内	金融機関の所定の扱いによる	――	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店及び山中町支店	取扱金融機関 (年末11/1～12/30)	観 光
1.600％以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保 1.25％ 無 担 保 1.35％	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
1.500％以内	金融機関の所定の扱いによる	有 担 保 1.25％ 無 担 保 1.35％	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	取扱金融機関 (随時)	商
2.550％以内	金融機関の所定の扱いによる	未組織労働者 0.80％	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	工 業 課
1.050％以内	金融機関の所定の扱いによる 保証人 1 名以上	未組織労働者 0.80％	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
2.600％以内	金融機関の所定の扱いによる	――	北陸労働金庫 大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
1.970％以内					
1.700％以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	環 境 安 全 課
2.750％以内 (利子補給あり)	連帯保証人 2 名以上	対象機械価格額の 10％相当額	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会 (協会で定める期間)	観 光
生活 8.90％ 住宅～2.53％	連帯保証人 1 名以上	無担保0.88％以内 有担保0.18％以内	労働者信用基金協会	北陸労働金庫 大聖寺支店	商 工 課
生活 8.90％ 住宅～2.53％	金融機関の所定の扱いによる 連帯保証人 1 名以上	――	北陸労働金庫大聖寺支店	北陸労働金庫 大聖寺支店	

加賀市役所	地域支援部観光商工課	TEL0761－72－7900
	環境安全課	TEL0761－72－7890

羽 昨 市 制 度 金 融

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	原資（予算額要求額） 千円
労働関係	勤 労 者 資 金 貸 付 金	市内に在勤在住の労働者に生活資金及び住宅資金として低利な融資を行い生活の安定を図る。	生活資金 住宅資金	利子補給
	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金 融 資 貸 付 金	同一事業所に勤続1年以上かつ羽昨市在住1年以上で、扶養家族を有し、市税を滞納していないこと。	生活資金	利子補給
	勤 労 者 育 児 休 業 ・ 介 護 休 業 資 金 融 資 貸 付 金	育児・介護休業の利用者に生活資金として低利な融資を行うことで、生活の安定を図る。	生活資金	利子補給
商工関係	中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 貸 付 金 協 議 商 工 中 金	商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員	運転資金 設備資金	20,000 （預託利率）0.03%
	機 械 設 備 貸 与 資 金 貸 付 金 鉄 工 機 電 協 会	中小企業基本法に規定する中小企業者共同組合等の共同事業施設	機械設備 計測機器 購入資金	26,824 （預託利率）0.90% 新規分は補正で対応
	羽 昨 市 経 営 支 援 融 資 貸 付 金	市内に住所、事業所を有し1年以上継続して同一の事業を営み、市税を滞納していない者。	運転資金 設備資金	利子補給
	小 口 事 業 融 資 制 度	商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている者であって、従業員が40人以内（商業又はサービス業は10人以内）の小規模企業者であること。ただし、商工会が特に認めたものは対象とする。 特別小口（無保証人）	運転資金 設備資金	利子補給
	石 川 県 企 業 立 地 促 進 融 資 制 度	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請けへの波及効果のあるもの	設備資金	利子補給

融資期待額 （協調倍率） 千円	融 資 条 件						取扱金融機関
	限度額（千円）	返 済 期 間 （措置期間）	利率（％）	返済方法	担保	保証人	
	10,000 100,000	10年以内 35年以内	3.3～5.3% 1.25～2.875%	元 金 均 等 償 還	無し 有り	条件による	北 陸 労 働 金 庫 羽 昨 支 店
	1,000	3 年以内	2.55% （保証料0.8%）	元 金 均 等 償 還	無し	条件による	北 陸 労 働 金 庫 羽 昨 支 店
	1,000	5 年以内 融資額50万円以下は 3 年以内	1.050% （保証料0.18%）	元 金 均 等 償 還	無し	1 名以上	北 陸 労 働 金 庫 羽 昨 支 店
商工中金と羽昨市の中小企業者との 交渉成立内容による							商工中金金沢支店 076-221-6141
（2倍） 市：1 県：1	60,000 1年後には 80,000まで	7 年 （1 年以内）	中小企業近代 化資金等助成 法による2.75	元 金 均 等 償 還		2名以上	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会
	10,000 15,000	5 年以内 7 年以内	1.70% 保証料1.0%	元 金 均 等 償 還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北 國 銀 行 羽 昨 支 店 北 陸 銀 行 羽 昨 支 店 のと共栄信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店
	15,000 無保証人の場合 12,500	5 年以内 （1 年以内） 7 年以内 （1 年以内）	1.60%以内 保証料 有担保0.71% 無担保0.74%	元 金 均 等 償 還	原則 無し	1名以上	北 國 銀 行 羽 昨 支 店 北 陸 銀 行 羽 昨 支 店 のと共栄信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店
	500,000 （投資額の 2/3以内）	10年以内 （2年以内）	1.5%以内 保証料 有担保0.91% 無担保0.94%	元 金 均 等 償 還	取扱金融機関所 定の扱いによる		北 國 銀 行 羽 昨 支 店 北 陸 銀 行 羽 昨 支 店 のと共栄信用金庫羽昨支店 興能信用金庫羽昨支店 商 工 中 金 金 沢 支 店

松 任 市 制 度 金 融

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	融	
			限	度 額
中 小 企 業 経 営 安 定 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	〔事業資金〕 事業経営の安定及び合理化	1企業 1組合 (特認)	1,500万円以内 1,500万円以内 3,500万円以内
中小企業特別支援融資資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で、最近3か月又は6か月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少している者	〔運転資金〕 事業経営の安定及び合理化 代替は不可	1企業	1,500万円以内
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	〔運転資金〕 夏季及び年末年始の資金需要	1企業	500万円以内
店 舗 近 代 化 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者（卸売業、小売業及びサービス業を営んでいる者）	〔設備資金〕 店舗の新築、改築、増築及び店内施設の設置並びに顧客用駐車場（用地取得費を除く）の整備	1企業	1,000万円以内
企業体質改善資金	市内に事業所（製造業）を有し、1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者	〔設備資金〕 機械設備の設置及び生産設備を建設するもの	1企業 1組合 (いずれも総事業費の3/4以内)	1,500万円以内 2,000万円以内
勤 労 者 小 口 資 金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者	〔生活資金〕 生活の維持・向上に必要な資金全般	1人	70万円
育児・介護休業取得者融資資金	市内に居住し、育児介護休業を取得中又は取得しようとする者で、育児介護休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し育児介護休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	〔生活資金〕 育児介護休業期間中に必要とする生活資金	1人	100万円
誘致工場建設資金（一般分）	松任市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	〔設備資金〕 基準内用地の取得費又は基準内工場の新設若しくは増設	1企業 (総事業費の2/3以内)	5億円以内
中小企業創業者支援融資資金	①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者	〔事業資金〕 開業に必要な資金	1企業	1,000万円以内

資 条 件				融 資 申 込 先
返 済 期 間	利 率	返済方法	担保・保証人	
(運転資金) 5 年以内（据置期間6か月以内） (設備資金) 7 年以内（据置期間1年以内）	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関
7 年以内（据置期間1年以内）	年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関
6か月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 年末年始 11/1～12/30
7 年以内（据置期間1年以内）	年1.40%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて 取扱金融機関
7 年以内（据置期間1年以内）	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関
3年以内	年2.55%	元金又は 元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)
5 年以内 (但し、借入額が50万円以下の 場合は3年以内)	年1.05%	元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関
10年以内（据置期間2年以内）	年1.70%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関
10年以内（据置期間2年以内）	年1.40% 45歳以上の 開業者 年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて 取扱金融機関

各町村の制度金融一山中町・寺井町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	
				限 度 額
山中町	観光施設整備資金	町内に事業所を有する旅館業者、又は旅館業者を構成員とする組合	設 備 資 金	5,000万円
	寺井町観光施設整備資金	イ．町内に観光客を対象とした施設を有し、かつ原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる者 ロ．過去3ヶ年間税を遅滞なく納付している者 ハ．町の観光開発の施策に従って施設設備の整備を行う者	事 業 資 金	25,000万円
	寺井町九谷焼業経営安定資金	イ．町内において1年以上引き続き九谷焼上絵業を営み、かつ長期の不況により経営の安定に支障を生じている者 ロ．町税の滞納のない者	事 業 資 金	一人 100万円 総枠 2,000万円
寺井町	寺井町中小企業季節資金	イ．町において1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者 ロ．町税の滞納のない者	運 転 資 金	500万円

寺井町ホームページアドレス <http://www.town.terai.ishikawa.jp/>

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
10年以内 (1年以内)	年3.2%以内	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	商工中金金沢支店	取扱金融機関
5年以内 (1年以内)	5.0%以内	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	鶴来信用金庫	寺井町経由のうえ金融機関へ
5年以内 (2か月以内)	2.1%以内	同 上	組合役員全員	北 國 銀 行	同 上
6か月以内	1.65%	同 上	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 北 陸 銀 行	取扱期間 年末 11月 1日 ～12月31日

各町村の制度金融－野々市町・鶴来町・美川町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
野々市町	野々市町中小企業設備等近代化資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金 運転資金	3,000万円 1,500万円
		町外で同一事業2年以上、又は1年以上の町民で町内において新規事業開設者	設備資金	1,500万円
	野々市町中小商業者活性化資金	大型店の進出により影響を受ける中小商業者であり、商工会の会員または経営指導を受けている町税完納者	設備資金 運転資金	5,000万円 3,000万円
	野々市町中小企業季節資金	町内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	季節的な 運転資金	限度額 500万円
鶴来町	鶴来町商工業近代化資金	イ．商工会の会員である商工業者及び観光業者で、商工会の実施する経営指導を6か月以上受けており、かつ、原則として、1年以上引き続き同一事業を営んでいること ロ．町税を完納していること ハ．運転資金については、追認小口との重複は認めない	設備資金	2,000万円
			運転資金	500万円
	鶴来町産業振興等特別融資制度	イ．産業公園等、鶴来町が関与する事業並びに商工業の集団化事業を行おうとする業者で、同町に概ね10年以上同一事業を営む者 ロ．町税を完納していること ハ．商工業近代資金と重複は認めない	用地取得費 設備資金	1件 7,000万円以内 〔用地取得は建設費総額の3分の1を限度とする〕
美川町	商工振興対策資金	イ 町内に事業所、店舗を有する商工業者とする。	運転資金 設備資金	800万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
設備10年以内 (1年) 運転 6年以内 (1年)	年1.55%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北國銀行 北陸銀行 福井銀行 金沢信用金庫 北陸信用金庫 鶴来信用金庫 のと共栄信用金庫	野々市町役場 商工労働課
10年以内 (1年)	年1.50%	同 上	同 上		(商工会の証明を受けて) 野々市町役場 商工労働課
6か月以内	年1.65%	同 上	同 上		(年末) 11月 1日 ～12月31日 取扱金融機関
5年以内 5年以上 10年以内 「設備」(1年)	年1.9% 年2.2%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北國銀行鶴来支店 鶴来信用金庫本店 〃 明光支店	商工会を経由のうえ取扱金融機関
5年以内 「運転・設備」 (6か月)	年1.9%				
10年以内 〔据置12か月〕 〔含む〕	年2.2%	同 上	同 上	同 上	同 上
運転資金 5 年 (据置は6ヶ月以内) 設備資金 7 年 (据置は1年以内)	2.3%	金融機関の定めるところによる	左記と同じ	北國銀行美川支店 北陸銀行美川支店 北陸信用金庫美川支店 鶴来信用金庫美川支店	美川町商工会

各町村の制度金融一鳥越村・吉野谷村・尾口村・白峰村・内灘町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
鳥越村	商工業振興対策資金	鳥越村在住の商工業者	事業資金 (1) 施設の設備及び施設改善等を行う事業 (2) 経済変動等のため生じる運転資金	運転 1,000万円 設備 1,500万円
吉野谷村	商工業振興対策資金	吉野谷村在住の商工業者	運転資金 設備資金	運転資金 800万円 設備資金 1,500万円
尾口村	商工業振興対策資金	尾口村在住の商工会会員である商工業者	設備資金 運転資金	設備 2,000万円 運転 1,000万円
白峰村	産業振興対策資金	イ 村内において3年以上事業を営んでいる者及び法人 ロ 償還について十分な能力を有すること ハ 貸付の目的である事業の完遂能力を有すること ニ 経営の安定に支障を生じている者にあつては経営を安定させるために改善策を有すること	運転資金 設備資金 必要な資金 (機械の取得等を含む)	運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円
内灘町	商工業緊急支援融資	イ 事業所並びに事務所又は住所を町内に有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者であること ロ 経済環境の変化の影響を受けて、最近3ヶ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額と比して減少している者で、内灘町商工会会長が認定したもの ハ 町税を完納していること	運転資金	700万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
運転 5年以内 設備10年以内	5年以内は1.8% 5年超は 2.1% 利子補給あり 1.0%	金融機関所定	金融機関所定	北 國 銀 行 手 取 農 業 協 同 組 合	商工会を経由のうえ取扱金融機関
運転 7年以内 設備10年以内	5年以内は1.8% 5年超は 2.1% 利子補給あり 0.5%	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 鶴 来 信 用 金 庫 手 取 農 業 協 同 組 合	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備10年以内 運転 7年以内	5年以内1.8% 5年超 2.1% 利子補給あり 0.5%	金融機関所定の扱い	2 名 以 内	北 國 銀 行 手 取 農 業 協 同 組 合	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備 7年以内 (据置は1年以内) 運転 7年以内	5 年以内は 2.2% 5 年を超える場合は 2.5%	取扱金融機関が必要と認めた場合	500万円以内は1人 500万円を超えるとき 2人以上	鶴来信用金庫白峰支店 手取農業協同組合 白 峰 支 所	白峰村商工会
5 年以内 (据置期間は 6 ヶ月以内)	1.5% (H16.4.1より)	金融機関の定めるところによる	金融機関の定めるところによる	北 國 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 福井銀行金沢医科大学 病 院 支 店 北陸銀行金沢問屋町支店 石川かほく農業協同組合 の と 共 栄 信 用 金 庫	内灘町商工会

各町村の制度金融一押水町・志賀町・鹿島町・鳥屋町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
押水町	中小企業経営改善資金	イ．町内に住所、事務所を有する個人又は法人の中小企業者であって、1年以上同一事業を営んでいるもの ロ．町税を完納している者	運 転 資 金	1,000万円
志賀町	商工観光業振興近代化資金	イ．1年以上町内に事業所を有し、引き続き事業を営む商工会の会員もしくは商工会が行う経営指導を6か月以上前から受けている事業者 ロ．町税を完納していること	設 備 資 金	1,000万円 (組合 1,300万円)
	中小企業経営安定化資金	イ．町内に住所、事業所を有する個人又は法人であって、原則として1年以上同一事業を営んでいる者 ロ．町税を完納していること	運 転 資 金	500万円
	地域産業活性化資金	イ．1年以上町内に事業所を有し、引き続き事業を営む商工会の会員もしくは商工会が行う経営指導を6か月以上前から受けている事業者 ロ．町税を完納していること	一 般 事 業 事業所等の増設等	3,000万円 (特認 5,000万円)
鹿島町	中小企業振興対策資金	イ．町内に住所、事業所を有する個人又は法人であって、原則として1年以上同一事業を営んでいる者 ロ．町税を完納していること	設 備 資 金 運 転 資 金	設備 1,000万円 運転 500万円
鳥屋町	中小企業不況対策資金	イ 1年以上町内に住所又は事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者 ロ 町税を滞納していない者	設 備 資 金 運 転 資 金	500万円

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
5年以内 (1年以内)	小口融資制度 利率以内 ※利子補給を受けることができる	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	〈500万円未満の場合〉 個人 1名以上 法人 代表者のほか1名以上 〈500万円以上の場合〉 個人 2名以上 法人 代表者のほか2名以上 (町内に在住するもの)	北 國 銀 行 押 水 支 店 のと共栄信用金庫押水支店	商工会金融審査委員会を経由したうえ取扱金融機関
7年以内 (6か月)	年1.55%	原則として信用保証協会の信用保証を付するもの	・個人2名以上 組合・法人代表者の他2名以上 ・町税を完納していること	北 國 銀 行 高 浜 支 店 のと共栄信用金庫高浜支店	商工会を経由のうえ取扱金融機関
5年 (6か月)	年1.55%	必要に応じて担保及び保証協会の保証を付する	・個人2名以上 法人 代表者の他2名以上	北 國 銀 行 高 浜 支 店 のと共栄信用金庫高浜支店 興能信用金庫高浜支店 高 浜 信 用 組 合	町を経由のうえ取扱金融機関
7年以内 (1年以内)	年1.55%	金融機関所定の 扱 い	金融機関所定の 扱 い	興能信用金庫高浜支店	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備10年以内 (1年以内) 運転5年以内 (1年以内)	小口事業融資 (追認) 利率に準ずる	金融機関所定の 扱 い	金融機関所定の 扱 い	北 國 銀 行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫高浜支店 北 陸 銀 行	商工会を経由のうえ取扱金融機関
設備7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	小口事業融資 (追認) 利率に準ずる	金融機関所定の 扱 い	1名以上とし法人企業の場合は代表者の他、1名以上町内に在住し町税を滞納していないもの	北 國 銀 行 良 川 支 店 のと共栄信用金庫良川支店	鳥屋町商工会

各町村の制度金融－田鶴浜支所・中島支所・能都町

町村名	融資制度名	融 資 対 象	資金使途	限 度 額
田鶴浜支所	地域産業振興対策特別融資	イ 町内に住所、営業所を有する中小企業で同一営業を引き続き1年以上経営しているもの ロ 町税の滞納のないもの	運 転 資 金	500万円
中島支所	商工振興対策融資	イ 町内で1年以上引き続き同一の事業を営んでいる企業者及び小規模企業者とする ロ 中島町商工会の会員であること	事 業 資 金	500万円
能都町	中小企業小口融資制度	商工会の会員である中小企業者又は商工会の実施する経営指導をおおむね6か月以前から受けている中小企業者で、原則として1年以上引き続き町内で同一の事業を営んでいる者とする	短期事業資金	3,000千円
	商工振興対策融資制度	商工会の会員である商工業者又は原則として1ヶ月以上引き続き町内で同一の事業を営んでいる中小企業者及び小規模企業者とする	短期事業資金	3,000千円

（注）田鶴浜支所・中島支所は七尾市の支所となりました。

融 資 条 件				取扱金融機関	申込先等
融資期間 (据置期間)	利 率	担 保	保証人		
5年以内	小口追認に準ずる	――	2 名	北國銀行田鶴浜支店 興能信用金庫田鶴浜支店 のと共栄信用金庫鹿北支店	田鶴浜町商工会
5年以内	小口追認に準ずる	金融機関の定めるところによる	金融機関の定めるところによる	興能信用金庫中島支店 北國銀行中島支店 のと共栄信用金庫鹿北支店	中島町商工会
1年以内	年1.5%以内	金融機関所定の扱い	――	のと共栄信用金庫本店	取扱金融機関に申込み
1年以内	年1.5%以内	金融機関所定の扱い 原則無担保	――	のと共栄信用金庫本店 興能信用金庫鶴川支店 北國銀行宇出津支店 北國銀行鶴川支店	商工会に申込み

創造的中小企業支援融資制度

融 資 制 度 名		石川県創造的中小企業支援融資
融 資 対 象		創造活動促進法の規定に基づき研究開発等事業計画について石川県知事の認定を受け、かつ、(財)石川県産業創出支援機構の認定を受けたもの。
資 金 使 途		著しい新規性を有する技術・ノウハウの研究開発及びその成果の事業化に必要な事業資金（設備資金、運転資金）
融 資 条 件	限 度 額	無 担 保 融 資：7,000万円 無担保・無保証人融資：2,000万円
	融 資 期 間 （ 据 置 期 間 ）	10年以内（うち据置は、2年以内）
	利 率	年1.5%
	担 保 ・ 保 証 人	無 担 保 融 資：無担保・有保証人 無担保・無保証人融資：無担保・無保証人（法人代表者の保証は必須）
信 用 保 証		信用保証は必須 （保証料：無担保融資0.8%、無担保・無保証人融資1.3%）
取 扱 金 融 機 関		所定の申込書に、(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添付し取扱金融機関へ申込み下さい。 商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合
手 続		創造的中小企業者等 ↓認定申請 県 研究開発等事業計画の知事認定（創造活動促進法に基づく） ↓認定申請（認定研究開発等事業計画書添付） 支援機構→審査会による認定 ↓借入申込（(財)石川県産業創出支援機構の認定書添付） 取扱金融機関
申 込 先		財団法人 石川県産業創出支援機構 新規事業支援部 新事業支援課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL（076）267-1145（直通） FAX（076）268-4911

設 備 資 金 貸 付 制 度

	設備資金貸付制度（国の制度）
企 業 要 件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可）。 ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中（平成16年4月1日～平成17年3月31日）に設置する設備 <u>（※売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。）</u> ・当該設備の導入により、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費の合計）が一定基準以上向上すると見込まれる設備
従 業 員 数	50人以下（但し※1を参照）
貸 付 限 度 額	・一般の企業 50～4,000万円 ・未操業または操業後1年未満の企業 25～4,000万円 ・操業後1～5年未満の企業 50～6,000万円 ・経営革新支援法等の認定計画による場合 66～6,000万円 ※ 設備貸与制度との併用もできますが、設備資金貸付限度額が下がります。
そ の 他	・事業税を滞納していないこと。
貸 付 割 合	設備購入代金の1/2以内
貸 付 利 息	無利子
貸 付 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）
償 還（返 済）方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未操業者を含む） 法人：3名以上（うち第三者1名） 個人：2名以上（うち第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（うち第三者1名） ※不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担 保	貸付金額1,000万円以上（譲渡担保に適さないものは300万円以上）、その他必要に応じて設定させていただきます。 ※ 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます。
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出すること。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります。
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL（076）267-1140（直通） FAX（076）267-3622

※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。
② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

設 備 貸 与 制 度		
1. 割 賦		
	設備貸与制度 （国の制度）	モノづくり等設備貸与制度 （県の制度）
企 業 要 件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可）。 ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中（平成16年4月1日～平成17年3月31日）に設置する設備（事前設置は不可） <u>（※売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。）</u> ・当該設備の導入により、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費の合計）が一定基準以上向上すると見込まれる設備	
		・モノづくり再生支援プログラム対象企業 ・経営革新支援法等承認企業 ・地域貢献型企業
従 業 員 数	50人以下（但し※1を参照）	中小企業(中小企業基本法に定義されたもの) ・製造業は300人以下 ・卸売業・サービス業は100人以下 ・小売業は50人以下
割 賦 限 度 額	100万円～6,000万円以下 (未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下) ※ 限度額を超過する場合は概ね2割を限度として、その超過分を前納していただきます。 設備資金貸付制度との併用もできますが、設備貸与限度額が下がります。	
そ の 他	・日々の取引を正確に記帳整理し、決算書等により経営内容が把握できること。 ・事業税を滞納していないこと。	
保 証 金	設備価格の10%	
割 賦 損 料 （ 利 率 ）	年2.75%（実質金利2.0～2.25%） 利子補給（一般分0.5%、IT分0.75%）が受けられる	
貸 与 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） ※ 購入設備の耐用年数により3年から7年（公害防止設備は6年から12年）	
償 還 （ 返 済 ） 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未操業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。	
担 保	必要に応じて設定させていただきます。	
損 害 保 険 の 付 保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証券を当機構に提出すること。	
固 定 資 産 税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません。	
設 備 の 所 有 権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します。	
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。	
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL（076）267-1140（直通） FAX（076）267-3622	

※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。
② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。

2. リース

	リース制度 （国の制度）
企 業 要 件	原則として指定なし ・県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可）。 ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外 ・本年度中（平成16年4月1日～平成17年3月31日）に設置する設備（事前設置は不可） <u>（※売買契約の締結または設備導入は原則として本会計年度に行われるものであること。ただし、支払いが完了しているものは除きます。）</u> ・当該設備の導入により、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費の合計）が一定基準以上向上すると見込まれる設備
従 業 員 数	50人以下（但し※1を参照）
リ ー ス 限 度 額 （ 消 費 税 込 み ）	100万円～6,000万円以下 (未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下) ※ 設備資金貸付制度との併用もできますが、設備貸与限度額が下がります。
そ の 他	・事業税を滞納していないこと。
リ ー ス 期 間	3～7年（下記別表のとおり）
月 額 リ ー ス 料 率	3,006〔3年〕～1,408%〔7年〕（下記別表のとおり）
償 還 （ 返 済 ） 方 法	・前払リース料なし。 ・リース料は、毎月定額支払。
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未操業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 ※ 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額の合計が1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 ※ 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる。
担 保	必要に応じて設定させていただきます。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります。 固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどうな手続が不要であり、リース料は税法上経費（損金）として処理できます。
申 込 先	財団法人 石川県産業創出支援機構 企業振興部 設備資金課 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館1階） TEL（076）267-1140（直通） FAX（076）267-3622

別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率	
4 ～ 5 年	3年（36ヵ月）	3,006%	※ 月額リース料は、リース設備購入価格（消費税を含む）に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。 ※ リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、左表のとおりとなります。
5 ～ 7 年	4年（48ヵ月）	2,312%	
6 ～ 8 年	5年（60ヵ月）	1,886%	
7 ～ 11 年	6年（72ヵ月）	1,609%	
8 ～ 13 年	7年（84ヵ月）	1,408%	

※1 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
① 金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が、3億円以下であること。
② 最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
③ 出資総額の1/3以上を中小企業者以外の事業所が所有していないこと。

延払による機械設備貸与制度

申 込 受 付 期 間	平成16年4月1日（木）より随時受付
募 集 枠	18億円
貸 与 対 象 企 業	1.中小企業基本法に規定する中小企業者 2.協同組合等の共同事業施設
貸与対象機械設備	平成16年度中に石川県内に設置されるもので、機械金属、電機電子工業等使用する設備および生産品の品質向上のための試験・計測機器
貸 与 の 限 度 額	一般枠 6,000万円まで 特認枠 1 台の価格が6,000万円を超えるものは、8,000万円まで
連 帯 保 証 人	1.個人企業の場合…2 名以上。原則として、うち 1 名は同居親族以外の者 2.法人企業の場合…代表者を含め 2 名以上。原則として、うち 1 名は同居親族以外の者 3.協同組合の場合…協同組合の全理事
保 証 金 （ 頭 金 ）	貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。
担 保	不 要
貸 与 期 間 お よ び 償 還 方 法	1.貸与期間 原則として7 年以内 2.償還方法 1 年以内据置で、原則として4カ月毎（7 月 1 日、11 月 1 日、3 月1日）の元金18回均等償還
貸 与 利 率	年2.75% 県から一般分は0.50%、IT分及びモノづくり再生支援分は0.75%の利子補給が受けられます。別に金沢市、小松市、松任市、寺井町、野々市町に各々利子補給制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
申 込 方 法 申 込 先	申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申し込み下さい。 社団法人 石川県鉄工機電協会 担当：振興課 〒920 - 8203 金沢市鞍月 2 丁目 3 番地 TEL (076) 268 - 0121 FAX (076) 268 - 3577



中小企業高度化資金－1

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
集 団 化 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
計画作成主体 計画作成主体は、事業協同組合・協同組合連合会です。 参加者数 参加する中小企業者（特定中小事業者、企業組合又は協業組合をいいます。）は、原則として10名以上必要です。 ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施可能です。 特別の法律に基づく高度化事業については、当該法律の要件が別途課せられます。 施設の設置 ① すべての組合員は、事業協同組合等の組合員たる資格（協同組合連合会にあっては、その会員たる組合員の組合員たる資格）に係る事業を行うために必要な団地内に以下の施設を設置する必要があります。 ア 製造業、ソフトウェア業及び情報サービス業又はその他の業種に属する事業者：工場、事業場又は研究施設 イ 貨物自動車運送業者：貨物自動車ターミナル又は車庫 ウ 倉庫業者：倉庫 エ 商業又はサービス業者：店舗、事業場又は倉庫（ただし、倉庫のみの設置を行うことはできません） ② 組合員の3分の2以上が従来の施設の全部又は一部を廃止し、団地内に移転する必要があります。 団地の設置地域 団地を設置する場所は、都市計画などから適当な地域（都市計画法上の工業地域、準工業地域、近隣商業地域など）でなければなりません。 共同事業の実施 組合は、参加する中小企業者のために、団地内で中小企業等協同組合法第9条の2第1号、第4号、第5号に基づく共同事業を行う必要があります。 なお、中小企業等協同組合法第9条の2第2号に基づく共同金融事業、第9条の2第3号に基づく組合員のための福利厚生事業については、高度化制度の貸付対象とはなりません。	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
計画作成主体 計画の作成主体は、以下の組合又は連合会です。 ① 事業協同組合 ② 協同組合連合会 ③ 商店街振興組合 ④ 商店街振興組合連合会 集積区域 本事業は、組合員の2分の1以上が集積している区域（これを集積区域といいます）内で行うものであり、組合員が利用している工場、店舗や事業場などの施設の敷地面積が集積区域全体の面積の2分の1以上の場合に実施することができます。 組合員数 組合員数は、原則として10人以上必要です。ただし、特別の理由がある場合は、5名以上で実施することができます。 中小企業者の割合 組合員の3分の2以上が、特定中小事業者、企業組合、協業組合である必要があります。 施設の設置	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－２

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
集積区域整備事業		事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 これらの構成員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備（事業の共同化に寄与する設備、組合員である共同出資会社の用に供する設備に限る。）
施設集約化に係る事業	施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る主要要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）	共通要件に適合するものであって、次に掲げる施設とします。 ア「施設集約化組合又は施設集約化出資会社」が取得し、造成し、又は設置する次の施設です。 （ア）組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設 （イ）組合員又は出資者の経営の近代化・合理化を図るための、教育・情報提供事業、共同販売促進事業、共同研究開発事業等の共同事業を実施するための共同施設（顧客の利便に供する附帯施設を含みます。以下同じです。）であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、設置する施設は、当該施設集約化組合又は施設集約化出資会社が一括所有するものであることが必要です。 （ウ）入居する者が占有利用する設備は、貸付対象としません。 （エ）入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者の行う事業に利用する床面積の合計が、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の３分の２以上であることが必要です。 ただし、この利用床面積の割合を計算する場合に当たっては、「入居する特定中小事業者等である組合員又は出資者」にみなし大企業は含まれません。 （オ）入居する組合員又は出資者である ・特定中小事業者等以外の者 ・みなし大企業たる組合員 ・みなし大企業たる出資者である特定中小事業者 の行う事業に利用する床面積の合計は、「組合員又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設」の建物延べ床面積の３分の１以内とします。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
組合員の２分の１以上が、組合の定款で定める資格事業を行う施設を設置（改造又は新設）する必要があります。 ただし、特別の理由がある場合は、５人以上で実施することができます。 計画地域 集積区域を整備する本計画は、都市計画などに照らし、適当な地域でなければなりません。 共同事業の実施 組合は、組合員のために適切な共同事業を行って下さい。	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（３年以内）	80%以内
施設集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するものの。 ア 施設集約化組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。 （イ）組合員の数が４人以上であること。 （ウ）組合員の３分の２以上が特定中小事業者等であること。 （エ）入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。 イ 施設集約化出資会社にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。 （イ）出資者が４人以上であるもの。 （ウ）出資者の３分の２以上が特定中小事業者であること。 （エ）当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が３分の２以上であること。 （オ）出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（３年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－３

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化に係る事業	施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る主要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）	イ 施設集約化組合又は施設集約化出資会社が、原則として、同一敷地内に当該組合員又は出資者たる事業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場等その他施設たる「一棟の建物」を設置し、かつ、所有・管理して当該組合員又は出資者のすべてを入居させ共同利用させるのをいう。 ウ 中小小売商業者又は中小小売商業者若しくは中小サービス業者が、当該組合員又は出資者たる特定中小事業者等の３分の２以上を占める当該施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る共同化計画の場合にあっては、小売商業者の経営形態の近代化に寄与すると認められる「ショッピングセンター、スーパーマーケット、寄合百貨店形式」の共同店舗を設置して、当該共同店舗が一つの小売店舗として機能する一体的店舗運営が行われるものであって、入居する組合員又は出資者たる特定中小事業者等の経営実態、環境条件の変化等に対応して売場レイアウト、取扱商品等の変更又は改善が機動的かつ弾力的に行いよう運営するものであること。 エ 組合員又は出資者たる特定中小事業者等が製造業、建設業等を行う者の施設集約化に係る共同化計画の場合にあっては、当該業種に係る従来の事業用施設が住居系地域又は商業系地域内にあって、騒音、ばい煙、汚水等の公害を発生するものと認められる場合は、従来の事業用施設における操業を廃止して当該施設集約化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る共同化計画に基づいて設置する施設内に移転するよう指導すること。 オ 当該共同化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであること。
	施設集約化（協業組合又は合併・出資会社の行う事業）に係る主要件	協業組合、中小企業者である会社(合併会社又は出資会社)	ア 「協業組合又は合併・出資会社」が取得し、造成し、又は設置する共同工場、共同店舗等であって、建物、構築物、建物及び構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
施設の集約化組合又は施設集約化出資会社であって、次に該当するもの。 ア 施設集約化組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）組合員は、その事業者としての地位を保持し、当該施設集約化組合の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく組合員資格事業を行うものであること。 （イ）組合員の数が４人以上であること。 （ウ）組合員の３分の２以上が特定中小企業者等であること。 （エ）入居する組合員の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。 イ 施設集約化出資会社にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）出資者は、その事業者の地位を保持し、当該施設集約化出資会社の設置する一の建物内にすべて入居して共同化計画に基づく事業を行うものであること。 （イ）出資者が４人以上であるもの。 （ウ）出資者の３分の２以上が特定中小事業者であること。 （エ）当該施設集約化出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が３分の２以上であること。 （オ）出資者たる事業者の経営の近代化・合理化を図るために、共同事業を適切に実施するものであること。	1.05％	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（３年以内）	80％以内
共通要件に適合する協業組合又は合併・出資会社であって、次の要件に該当するものとする。 ア 協業組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）協業組合は、組合員が４人以上			

中小企業高度化資金－ 4

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
施設集約化に係る事業	施設集約化（協業組合又は合併・出資会社の行う事業）に係る主な要件	協業組合、中小企業者である会社(合併会社又は出資会社)	ただし、当該協業組合の組合事務所又は合併・出資会社の事務所のみの設置は、貸付対象としない。 イ 当該協業化計画の内容が当該都市計画事業の内容と調和するものであることが必要です。
	連鎖化に係る事業（ボランタリーチェーン）	事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
（イ）組合員の3分の2が特定中小事業者であること。 （ウ）組合員は、その行っている事業活動の全部又は一部を当該協業組合の協業事業として統合した場合は、その統合する事業活動部門を廃止するものであること。この場合において、組合員の行う事業活動の全部をできうる限り協業するよう検討すること。 イ 合併・出資会社にあっては、次の要件に該当するものとする。 （ア）合併又は出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上 （イ）合併又は出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者 （ウ）当該合併・出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること （エ）その他共通要件に定めるほか次の要件があります。 a 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者との間（新設合併の場合は、当該合併により消滅する法人たる特定中小事業者の相互間。）において、いずれかの一の法人たる特定中小事業者又はその役員が所有する他の法人たる特定中小事業者（新設合併の場合は、他のすべての法人たる特定中小事業者。）の株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人たる特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50％以上である場合には、当該他の法人たる特定中小事業者は、基準人数である特定中小事業者の数に含めないものであること。 b 合併の直前において、被合併法人たる特定中小事業者と合併法人たる特定中小事業者（新設合併の場合は、当該合併により消滅するすべての法人たる特定中小事業者。）の発行済株式の総数又は出資総額の50％以上をともに同一の株主、社員若しくは出資者又はそれらの役員が所有している場合には、当該特定中小事業者が複数であっても、基準人数である特定中小事業者の数は1人とする。	1.05％	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80％以内
共通要件に適合する連鎖化に係る事業を行う連鎖化組合又は出資会社であって、次に該当するものとする。 ① 連鎖化組合にあっては、次の要件に該当するものとする。 ア 組合員の数が4人以上であること イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。 ウ 小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてが、それぞれ当該連鎖化組合との間に当該連鎖化組合が行う連鎖化に係る事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該連鎖化組合が行う連鎖化事業が小売商業又はサービス業を行う組合員たる特定中小事業者等のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。 エ 当該連鎖化組合は、その組合員たる小売商業者又はサービス業者の経営の近代化・合理化を図るために、当該組合員の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、組合員及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適	1.05％	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80％以内

中小企業高度化資金－ 5

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
連鎖化に係る事業 (ボランタリーチェーン)		事業協同組合、協同組合連合会、中小企業者である会社(出資会社)	本部施設である共同施設であって、建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。ただし、組合又は出資会社の事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。
共同施設に係る事業	共同施設 (特定中小企業団体の行う事業)に係る 主な要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合事務所のみの設置は貸付けの対象となりません。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
切に実施するものであること。 ② 出資会社にあつては、次の要件に該当するものとする。 ア 出資者が4人以上であるもの イ 出資者の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者であること。 ウ 当該出資会社の発行済み株式の総数又は出資の総額に対する特定中小事業者の所有に係る株式数又は出資の金額が3分の2以上であること。 エ 連鎖化(連鎖化組合又は出資会社の行う事業)を実施するに当たっては、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてが、それぞれ当該出資会社との間に当該出資会社が行う連鎖化事業に係る物品を継続的に購買すべき旨を内容とする契約を書面により締結する等、当該共同出資会社が行う連鎖化事業が、小売商業又はサービス業を行う出資者たる特定中小事業者のすべてによって十分に利用されることとなっているものであること。 オ 当該出資会社は、その出資者たる小売商業者又はサービス業の経営の近代化・合理化を図るために、当該出資者の店舗、商品構成及び経営管理の標準化等に関する商品開発や経営技術の改善指導、市場調査等の情報の収集・処理・提供事業、出資者及びその従業員に対する教育事業又は共同宣伝事業等を計画的かつ適切に実施するものであること。 ③ 当該連鎖化組合又は出資会社は、店舗経営やチェーン活動のために必要な経験、知識又は技術をもつ専門的職員の配置に努め、参加組合員又は出資者に対して、メリットある品揃え企画、商品開発、販売計画の立案、経営に関する指導・教育等の機能を提供できる本部機構の整備に努めること。	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内
特定中小企業団体が、その組合員の経営の近代化・合理化を図るために行う共同事業の用に供する施設又は組合員の共同利用に供する施設を設置するもの。 ① 貸付けの対象となる事業 次のアからエに掲げる特定中小企業団体が、組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な事業として、次のアからエに掲げるいずれかの共同事業を行い、その事業の用に供する共同施設を設置・所有して、その組合員に共同利用させるもの(以下「共同施設(特定中小企業団体の行う事業)」という。)をいいます。 ア 事業協同組合、事業協同小組合又は事業協同組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業 (ア) 中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)第9条の2第1項第1号又は第9条の9第1項第4号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業 (イ) 協同組合法第9条の2第1項第4号又は第9条の9第1項第6号に規定する教育・情報提供共同事業 (ウ) 協同組合法第9条の2第1項第5号又は第9条の9第1項第7号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業(創造活動促進法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に定める同法第2条第4項に規定する研究開発	1.05%	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限 (3年以内)	80%以内

中小企業高度化資金－6

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
共同施設に係る事業	共同施設 （特定中小企業団体の行う事業）に係る 主な要件	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。 ただし、組合事務所のみの設置は貸付けの対象 なりません。
	共同施設 （協業組合又は企業組合の行う事業）に係る 主な要件	協業組合、企業組合	
設備リースに係る事業		事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	リース設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
等事業を含む。） イ 商工組合又は商工組合連合会が、その組合員の事業に関して行う次に掲げるいずれかの事業の用に供する共同施設を設置する事業 （ア）中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）第17条第2項第1号又は第33条において準用する第17条第2項第1号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業及び教育・情報提供共同事業 （イ）団体法第17条第2項第4号又は第33条において準用する第17条第2項第4号に規定する新商品・新技術の研究開発共同事業又は需要開拓共同事業 ウ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）が、その組合員の事業に関して行う次のaに掲げる事業の用に供する共同施設又は組合員若しくは一般公衆の利便を図るための次のbに掲げる共同施設を設置する事業 （ア）商店街振興組合第13条第1項第1号、第4号若しくは第5号又は第19条第1項第2号、第6号若しくは第7号に規定する販売、購買、保管、運送、検査その他の共同事業、共同福利厚生事業（従業員に関するものに限る。）又は教育・情報提供共同事業 （イ）商店街振興組合法第13条第1項第8号に規定する街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等の共同施設 エ 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合又は環境衛生同業組合連合会（組合員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）が行う、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「環衛法」という。）第8条第1項第6号、第52条の5第1号又は第54条第4号に規定する組合員の営業に関する共同施設を設置する事業	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
協業組合又は企業組合の作成する協業化計画に基づいて設置される施設 ① 貸付けの対象となる事業 協業組合又は企業組合の行う事業は、中小企業者が、他の中小企業者と互いに結束して、新しい事態に即応した生産（工場）規模、販売規模又は資本規模等の企業規模の適正化を実現し、付加価値生産性の強化を図るため、従来の事業の全部又は一部を共同化若しくは協業化する企業組合若しくは協業組合を設立して共同経営する事業又は既に設立されて事業活動を行っている企業組合若しくは協業組合が、その行っている事業の付加価値生産性の強化を図るための事業に供する施設を設置するものをいう。			
貸付けの対象となる事業は、以下の要件のいずれかに該当することが必要です。 ① 他の高度化事業を実施する又は、実施している組合の行う設備リース事業 ② 次の法律の認定を受けて行う設備リース事業 ア 中小企業近代化促進法 イ 沖縄振興開発特別措置法	1.05%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限（1年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－ 7

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
設備リースに係る事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会	リース設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
ウ 下請中小企業振興法 エ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 オ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用のための雇用管理の改善の促進に関する法律 カ 中小企業流通業務効率化促進法 キ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 ク 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法 ケ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 コ 地域産業集積活性化法 サ 中心市街地整備改善活性化法 シ その他中小企業の振興を図ることを目的とした法律 ③ 組合員の3分の2以上が同一業種又はこれと密接に関連する業種に属する事業を行う事業者である組合（その地区が都道府県の区域又はその区域を越える区域であり、かつ、その組合員の数が当該地区におけるこれらの事業を行う事業者の数の2分の1以上を占めているものに限る。）が実施する事業であって、当該組合員の2分の1以上が参加するもの ④ 組合員の2分の1以上が公害防止に関する法令等により規制の対象とされる公害発生対象施設を持ち、又は持つ見込みであるもの ⑤ 組合員の2分の1以上が安全衛生に関する法令等により規制の対象とされる安全衛生施設を持ち、又は持つ見込みであるもの 買取予約付き賃貸借契約の締結 設備リース事業の実施に当たっては、当該組合又は連合会とリースを受ける組合員又は所属員（以下この項において「借受者」という。）の間において、次の内容による買取予約付賃貸借契約を締結するものとする。 ① 貸借料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は、借受者に移転しないこと。 ② 賃貸期間は、原則として、当該リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。 ③ リース設備の賃貸料は、当該組合又は連合会が当該設備を取得した価額及び当該設備の取得のために当該組合又は連合会が借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とする。 ④ 当該組合又は連合会は、借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10%程度の金額を契約締結と同時に徴するものであること。 ただし、土地等不動産又は有価証券（リース設備の取得価額の10%以上の価値を有するものに限る。）を担保として徴する場合は、この限りではない。 ⑤ その他リース設備の善管義務等に関する規定が含まれていること。	1.05%	設備の法定耐用年数を勘案して都道府県が定める期限（1年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－ 8

事業の種類		貸付けの相手方	貸付対象施設
経営改革に係る事業	新商品・新技術等の開発を共同して行う事業	事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会、中小企業者である会社（出資会社）、経営革新計画承認グループ（経営革新計画承認グループについては、承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上かつ3分の2以上が中小企業経営革新支援法第4条第1項に規定する中小企業者等であること）	貸付けの対象となる施設は、次の施設（附帯する施設を含みます。）に係る建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備です。 ① 商品開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ② 技術開発に係る開発研究及び試作事業に必要な施設 ③ デザイン開発又はシステム開発事業に必要な施設 ④ 試験及び検査事業に必要な施設 ⑤ 上記の事業及びこれらに準ずる事業に係る教育・研修事業に必要な施設 ⑥ 需要の開拓その他上記に準ずる事業に必要な施設
	情報の収集・処理又は提供を共同して行う事業		
企業合同に係る事業		中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
ア 中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）、需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置するものであること。 イ 当該事業が、その組合員の相当数によって十分に利用されることとなっているものであること。	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	貸付対象施設の設置資金の80%以内
中小企業者の財務管理、販売管理又は在庫管理等経営の合理化を図るための情報の収集・処理又は提供その他の事業の用に供する電子計算機、事務所その他の施設を設置するもの（特定中小企業団体が実施する場合においては、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を取得し、組合員に買取予約付で賃貸するもの（以下「情報処理設備リース」という。）を含む。			
① 中小企業近代化促進法に基づき実施するものであって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、承認計画に記載される指定事業若しくは特定事業等を行うもの イ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載された指定事業又は特定事業を行う法人たる中小企業者の所有であること ② 中小企業流通業務効率化促進法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、認定効率化計画に記載される流通業務効率化事業を行うもの イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定効率化計画に記載されている認定特定中小企業者であること ウ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること エ 出資会社にあっては、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者としての記載された構成員たる中小企業者の80%以上が出資していること オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、当該承認計画に記載されている認定特定中小事業者の所有であること ③ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、認定活用計画に記載される伝統的工芸品等	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－ 9

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
活用事業を行うもの イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定活用計画に記載されている認定製造事業者であること ウ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること エ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定活用計画に記載されている認定製造事業者の所有であること ④ 創造活動促進法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、認定研究開発等事業計画に基づく研究開発の成果の利用に係る事業を行うもの イ 当該事業の規模は、参加者たる特定中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定研究開発等事業計画に記載されている認定中小企業者の所有であること ⑤ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、承認高度化等計画又は承認進出計画に基づく特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を実施する事業を行うもの イ 当該事業の規模は、参加する中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が承認中小企業者であること エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、承認高度化等計画又は承認進出計画に記載されている承認中小企業者の所有であること ⑥ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 合併・出資会社が、認定実施計画に基づいて事業規模縮小等を実施する事業を行うもの イ 当該事業の規模は、参加者たる認定中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの ウ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている認定中小企業者の所有であること	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－10

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
企業合同に係る事業	中小企業者である会社（合併会社又は出資会社）	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
⑦ 経営革新支援法の規定による承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画に基づき実施する事業であって、以下の要件に該当するもの ア 当該承認経営革新計画又は当該承認経営基盤強化計画に基づき経営の相当部分の向上又は経営基盤の強化を円滑かつ適切に実施する事業を行うもの（承認経営革新計画に基づく事業にあっては、同法第15条第1項に規定する調査の結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していることが確認されるものに限る。） イ 当該事業の規模は、参加者たる中小企業者の従来の経営基盤等から見て妥当なもの ウ 合併又は出資する企業の2分の1以上が当該承認中小企業者等であること エ 中小企業者以外の者が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること オ 合併・出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定実施計画に記載されている承認中小企業者等の所有であること	1.05%	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内
〔無利子貸付についての要件〕 「施設集約化に係る事業」のうち、特定中小企業団体又は出資会社の行う事業又は協業組合又は合併・出資会社の行う事業を実施する事業協同組合若しくは協業組合の組合員、合併会社又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者である事業協同組合等若しくは事業協同小組合又は協業組合にあっては、次の要件に該当するものであること。 ア 組合員のすべてが特定中小事業者等であること。 イ 組合員の5分の4以上が次のいずれかに掲げる小規模事業者であること。 （ア）特定中小事業者にあっては、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者については、5人）以下の者であること。 （イ）企業組合にあっては、当該組合の事業に常時従事する組合員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者については、5人）以下の者であること。 （ウ）協業組合にあっては、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者については、5人）以下の者（協業組合の組合員にあっては、当該協業組合への加入に際し常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者については、5人）を越えていた者を除く。）であること。 ② 貸付けの対象者である合併会社又は出資会社にあっては、次の要件に該当するものであること。 ア 合併又は出資しようとする者のすべてが特定中小事業者である	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。（それぞれの高度化事業ごとに定める年数）	80%以内

中小企業高度化資金－11

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
こと。 イ 合併又は出資しようとする者の5分の4以上が常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者については、5人）以下の特定中小事業者であること。 ③ 当該事業を事業協同組合等又は事業協同小組合が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当するものであること。 ア 組合員たる特定中小事業者等のすべてが、その事業の用に供する工場又は事業場の全部若しくは一部を当該事業により設置される共同工場たる一棟の建物に移転するものであって、次の要件に該当すること。 （ア）上記①のイの組合員たる特定中小事業者等である小規模事業者については、その操業の全部を移転するものであること。 ただし、小規模事業者が当該共同工場において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、当該兼業部門を移転しないことができる。 （イ）小規模事業者を除く組合員たる特定中小事業者等については、当該共同工場内において、生産、販売その他経営面において中核的な役割を果たしうる者又は生産工程上、当該事業の運営に必要な者であること。 （ウ）当該事業協同組合等又は事業協同小組合の組合員が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる者であること。 （エ）当該事業協同組合等又は事業協同小組合は、当該事業計画に係る組合員の業種、業態及び事業規模に応じて当該事業の効果が十分に発揮されると認められる製造加工部門等の共同化施設の設置及びその他の共同事業を必ず行うものであること。 イ 当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該新規組合員の事業の用に供する共同工場又は拡充する共同事業の用に供する共同施設を設置することができる。 この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて共同工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。 ④ 当該事業を協業組合又は合併会社若しくは出資会社が実施する場合にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。 ア 当該協業組合の組合員又は合併若しくは出資しようとする特定中小事業者は、従来の工場、事業場その他の施設における操業のうち、協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止して、当該共同工場において当該操業を協業化又は集約化するものであって、次の要件に該当すること。	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 （それぞれの高度化事業ごとに定める年数）	80%以内

中小企業高度化資金－12

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
(ア) 協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であること。 (イ) 当該協業組合の協業対象事業又は合併会社若しくは出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要と認められる事業であること。 イ 協業組合が当初の施設集約化計画に基づいて実施した事業であって、特定中小事業者等の新規加入組合員の増加又は新分野進出、新規事業の開拓、研究成果の活用等に係る共同事業を新たに実施することにより、当該施設集約化に係る事業のなお一層の機能強化が図られると認められる場合は、当該協業事業に係る工場その他の施設を設置することができる。 この場合において、当該施設の設置場所は、国又は地方公共団体から都市計画等に基づく移転の要請を受けている場合を除き、当初の施設集約化計画に基づいて協業事業に係る工場その他の施設を設置した敷地内（当該敷地の拡張を含む。）に限るものとする。 ⑤ 当該事業により設置される共同工場等の施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。 ⑥ 当該事業により設置される共同工場等の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあること。 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の設置に係る事業（以下「共同公害防止等施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「共同施設に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は中小企業たる環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合若しくは環境衛生同業組合連合会とする。 ② 貸付けの対象施設は、次のいずれかの施設とする。 ア 共同公害防止施設は、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次に掲げるものとする。 (ア) 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその設置に係る施設 (イ) ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその施設に係る施設 (ウ) 産業廃棄物を処理するための設備及びその施設に係る施設 (エ) 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその設置に係る施設 (オ) その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害若しくはこれに準ずるものの発生を防止するため特に必要と認められる設備又は省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の用に供する公害防止用設備及びその設置に係る施設 イ 省資源・省エネルギー共同施設は、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づいて実施する事業の	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－13

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
用に供する施設であって、次に掲げるものとする。 (ア) 資源有効利用設備及びその設置に係る施設 a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設 b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその設置に係る施設 c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその設置に係る施設 (イ) エネルギー有効利用設備及びその設置に係る施設 a 省エネルギー型製造設備であってエネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設 b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその設置に係る施設 c 工業炉用燃焼空気除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその設置に係る施設 d 高温又は低温のエネルギー放射を防止するための設備及びその設置に係る施設 e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその設置に係る施設 f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその設置に係る施設 ③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に設置される場合における共同公害防止等施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。 ア 設備については、公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の設置金額が明確である場合に限り、当該設備を共同公害防止等施設事業の対象とする。 イ 建物については、次に掲げるものとする。 (ア) 建物が騒音等の公害防止又は省資源・省エネルギー転換のための特殊な構造になっている場合には、その特殊な構造とするために必要となる部分を共同公害防止等施設事業の対象とする。 (イ) 建物が、生産関連施設等及びそれと一体的に設置される公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。 なお、この規定は、一棟の建物の内部に生産関連施設等と公害防止設備又は省資源・省エネルギー共同設備が併設される場合における建物に準用される。 ウ 構築物については、公害防止又は省資源・省エネルギー転換のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同公害防止等施設事業の対象とする。 エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される公害防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設を設置されるものである場合は、原則として、共同公害防止等施設事業の対象としない。 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－14

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
業」のうち沖振法第20条第1項又は第2項の承認を受けた構造改善計画に基づき実施する事業、下請振興法第5条第1項の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業、伝産法第4条第1項若しくは第2項の承認を受けた振興計画若しくは同法第6条第1項の認定を受けた共同振興計画又は同法第7条第1項の認定を受けた活用計画に基づき実施する事業、省エネ・リサイクル支援法第20条第1項の承認を受けた事業計画に基づき実施する事業又は施行規則第11条第1項第3号の規定に適合する出資会社が実施する事業 「集団化事業」又は「集積区域整備事業」のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者は、集団化事業又は集積区域整備事業を実施する事業協同組合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会とする。 ② 貸付けの対象施設は、地域環境の保全に資する次の施設とする。 ア 緑地、公園、その他工場立地法（昭和34年法律第24号）施行規則第4条（ただし、第4号及び第5号を除く。）に掲げる施設 イ 地域住民の用にも供され、公共的道路として利用されると認められる幅員9m以上の団地内主要道路 ウ その他地域環境の保全に資すると認められる施設 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の設置に係る事業（以下「共同防災施設事業」という。）に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者は、「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」又は「経営改革に係る事業」の実施主体たる事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、中小企業者たる商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業者たる環境衛生同業組合・環境衛生同業小組合若しくは環境衛生同業組合連合会、企業組合若しくは協業組合又は合併会社若しくは出資会社であること。 ② 貸付けの対象施設は、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、特に必要と認められる施設であって、次に掲げる施設とする。 ア 消融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等） イ 集中災害検知装置 ウ 消防・消火施設 エ 防風・防砂林 オ その他災害の防止に特に資すると認められる施設 ③ 貸付けの対象施設が、生産関連施設等（本事業に係る貸付金の対象施設以外の施設をいう。以下同じ。）と一体的に設置される場合における共同防災施設事業の貸付けの範囲は、次により行うものとする。 ア 設備については、共同防災設備の設置金額が明確である場合に限る、当該設備を共同防災施設事業の対象とする。 イ 建物については、生産関連施設等及びそれと一体的に設置され	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－15

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。 ただし、「集団化事業」のうち小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち、小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設（アーケード、カラー舗装、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等の組合員及び一般公衆の利便に供する施設をいう。以下同じ。）又は非収益施設（環境施設を除くもののうち、ゴミ処理施設、組合事務所等の非収益施設であって、当該共同施設を利用する組合員の割合がおおむね2分の1以上であり、かつ、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めないものをいう。以下同じ。）であること。 「集積区域整備事業」または「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づくものは、組合員たる特定中小企業者等の事業の用に供する施設のうち小規模事業者の事業の用に供する施設、又は共同施設のうち、環境施設又は非収益施設であること。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
る共同防災設備の上屋として設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。 ただし、共同防災設備だけを設置するために必要な最小限の建物は、貸付対象とすることができる。 ウ 構築物については、共同防災のために必要と認められるものであれば、原則として、その設置金額の全額を共同防災施設事業の対象とする。 エ 土地については、他の生産関連施設等と一体的に設置される共同防災施設を設置されるものである場合は、原則として、共同防災施設事業の対象としない。 小売振興法第4条第1項から第5項までの規定に基づき認定を受けた事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。 ① 「集団化事業」のうち、小売振興法第4条第2項の規定に基づく認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業 ② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業のうち特定中小企業団体が行う事業」のうち、小売振興法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業 ③ 「施設集約化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第3項の規定に基づく認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業 組合員の2分の1以上が小規模事業者であること。 ④ 「連鎖化に係る事業」のうち、小売振興法第4条第5項の規定に基づく認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業 ⑤ 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、小売振興法第4条第4項の規定に基づく認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業 「集団化事業」、「集積区域整備事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設に係る事業」のうち、労働力確保法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた改善計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、当該改善計画に記載されている事業の用に供する研修施設、従業員共同宿舎、食堂又は託児施設であって、各高度化事業の実施主体たる組合又は連合会が設置する共同施設とする。 「集団化事業」、「集積区域整備事業」又は「施設集約化に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」若しくは「共同施設に係る事業（特定中小事業団体の行う事業に限る。）」のうち、物流効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 貸付けの対象者は、物流効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この号において「認定組合」という。）であって、次の要件のすべてに該当するものであること。 ア 認定組合が実施する流通業務効率化事業は、当該認定組合の組合員又は所属員（以下「組合員」という。）たる特定中小事業者等の3分の1以上かつ4人以上が参加するものであること。 イ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること。 ウ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員たる特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること。	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－16

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
エ 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。 ② 貸付けの対象施設は、当該認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する共同施設であって、次に掲げる設備のすべてを備えるものに限る。 ア 流通加工設備（商品のためのラベル貼り、値札付け、詰め合わせ、梱包、裁断、組立その他流通加工のための設備で、自動梱包装置、自動ラベラー、デジタルピッキングシステム、オートピッキングシステム、ピッキングカート等をいう。） イ 情報処理設備（入出庫情報、在庫情報その他物流関連情報を電子計算機で処理し、効率的な作業管理を行うための設備で、電子計算機及びその端末機器、バーコードリーダー等をいう。） ウ 流通効率化設備（荷さばき、配送その他流通業務の効率化に著しく資する設備で、立体自動倉庫、電動式移動ラック、自動仕分けコンベア、自動搬送システム、パレタイザー、デパレタイザー、ブラコンディスペンサー、ブラコンオープナー等をいう。） 創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」若しくは「設備リースに係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次のア又はイの要件に該当し、かつ、ウに該当するものに対し行うものとする。 ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が認定中小企業者であること。 イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が認定を受けた研究開発等計画に記載された組合員又は所属員であること。 ウ 当該事業に参加する事業者の新たな事業分野の開拓を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。 ② 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認特定中小企業者であるものとする。 ③ 「企業合同に係る事業」のうち、創造活動促進法第4条第1項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、「企業合同に係る事業」⑥の要件に適合する合併会社又は出資会社に対して行うものとする。 地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－17

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画、同法第9条第1項の承認を受けた高度化等円滑化計画、同法第23条第1項の承認を受けた進出計画又は同法第25条第1項の承認を受けた進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次のア及びイの要件に該当するものに対して行うものとする。 ただし、集団化事業にあっては、次のア及びイの要件に該当し、かつ、ウの要件に該当するものであること。 ア 該当事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であること。 イ 当該事業に参加する事業者の特定基盤的技術の高度化等のための措置又は特定分野への進出を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制が十分に整っていると認められるものであること。 ウ 当該事業を実施する事業協同組合等の組合員若しくは所属員の数が30人以上の大規模な事業であること。 ② 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）、需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認中小企業者であるものとする。 ③ 「企業合同に係る事業」のうち、地域産業集積活性化法第7条第1項の承認を受けた高度化等計画又は同法第23条第1項の承認を受けた進出計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、「企業合同に係る事業」⑦の要件に適合する合併会社又は出資会社に対して行うものとする。 中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ① 「集団化事業」又は「共同施設に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとする。 ア 当該事業に参加する事業者のすべてが、中心市街地整備改善活性化法第6条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市型新事業を行う特定中小企業者等であること。 イ 当該事業に参加する事業者の都市型新事業を円滑に推進するための共同事業（新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供等。）を実施するものであって、当該共同事業が参加事業者の総意に基づき実施され、人員体制、費用負担等実施体制	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 (それぞれの高度化事業ごとに定める年数)	80%以内

中小企業高度化資金－18

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
無利子貸付による高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	それぞれの高度化事業ごとに定める施設。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
が十分に整っていると認められるものであること。 ② 「経営改革（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する中小企業者の経営の合理化を図るための新商品開発、新技術開発、デザイン開発又はシステム開発（当該開発に係る試作及び成果の利用を行うことを含む。）需要開拓その他これに準ずる事業の用に供する研究施設、試験機器、事務所その他の施設を設置する事業に係る資金の貸付けは、当該事業に参加する事業者のすべてが、同法第6条第1項の規定に基づき市町村が作成する基本計画において記載されている都市型新事業を行う特定中小事業者等であるものとする。 中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に掲げる事業であるものとする。 ① 「集団化事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業 ② 「集積区域整備事業」又は「共同施設に係る事業（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業 ③ 「施設集約化に係る事業」のうち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業 経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付は、次に掲げる事業であるものとする。 ① 「集団化事業」、「施設集約化に係る事業」、「共同施設事業」、「連鎖化に係る事業」、「設備リースに係る事業」、又は「経営改革（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」のうち、経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（同法第15条第1項に規定する調査結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していると確認されるものに限る。）であって、次のア又はイに該当するもの ア 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が経営革新支援法第4条第1項の承認を受けた中小企業者であること イ 当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること ② 「経営改革（経営革新承認グループの行う事業）」のうち、経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業（同法第15条第1項に規定する調査の結果をもとに、当該承認経営革新計画に従って着実に事業を実施していることが確認されるものに限る。）であって、当該事業に参加する事業者のうち、70%以上が承認経営革新計画に記載された中小企業であるもの ③ 経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する「企業合同に係る事業」	無利子	それぞれの高度化事業ごとに定める期限。 （それぞれの高度化事業ごとに定める年数）	80%以内
貸付対象施設			

中小企業高度化資金－19

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
地域産業創造 基盤整備事業	第3セクター（公益法人・株式会社）、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所又は市町村、東京都の特別区	建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地又は設備。
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。 ただし、次の①に掲げる商業活性化施設にあっては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。 ① 商業活性化施設 ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設 イ スポーツ施設 ウ 駐車場、駐輪場施設 ただし、次のいずれにも該当するものであること。 （ア）主として顧客に利用させるために設置するものであること。 （イ）当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。 （ウ）上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。 エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設 オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設 カ 上記に附帯するもの ② 店舗又は空き店舗等 店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、①に掲げるいずれかの施設を併せて設置

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
〔地域産業創造基盤事業の事業計画の基準〕 地方公共団体と地元産業界等が協力して、地域中小企業又は創造的中小企業の新商品、新技術開発及び研究開発等における能力向上を支援するため、起業化センター（インキュベーター）、技術開発センター及び研修センター等の地域産業おこしの基盤施設を整備して事業を行うもの。	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	の設置資金（特定会社が行う事業の場合、貸付けの対象となる施設設置資金のうち、事業の施設の設置に対して、中小企業基盤整備機構から出資がある場合にあっては、その出資額は控除されます。）の80%以内
〔商業活性化施設の基準〕 ① 当該施設で支援しようとする特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等は、主として一の商店街の区域において事業を行っている者又は一の団地若しくは主として一の建物の内部に集団して事業を行う、又は行っている者であること。 ② 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設以外の商業活性化施設については、当該施設で支援する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上であること。 ただし、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「集団化事業」、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に係る「施設集約化に係る事業」を実施した若しくは実施しようとする事業協同組合等又は共同店舗において事業を行う者のみを支援しようとする場合にあっては、それぞれの要件に係る人数以上であること。 ③ 商業活性化施設については、次のいずれかに該当するものであること。 ア 当該施設を利用する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が10人以上であること。 イ 共同店舗において事業を行う者が利用するための当該施設にあっては、その5分の4以上が当該施設を利用するものであること。 〔共同店舗の基準〕 ① 共同店舗において事業を行う者の数が、次のいずれかに該当するものであること。 ア 一の商店街の区域内に共同店舗を設置する場合（当該商店街区域内において特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上である場合又は地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合に限る。）にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。 イ ア以外の場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人（地方公共団体等が作成する特定中小小売商業の振興に関する計画があって、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を設置する	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－20

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	するものであること。 ただし、上記の①に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあっては、この限りでない。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
場合にあっては、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上。）以上であること。 ② 共同店舗を利用する者の3分の2以上が特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者（小規模事業者支援促進法に基づく認定基盤施設計画に基づいて行う場合は、特定小規模事業者が3分の2以上）であり、かつ、特定中小小売商業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。 ③ 店舗面積のうち、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積（床面積には売場間通路を含む。以下同じ。）が3分の2（中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づく事業の場合は、4分の1）以上であり、かつ、特定中小小売商業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等の利用する部分以上であること。 ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社及びみなし大企業に対し共同店舗を利用させる場合にあっては、店舗面積の3分の1以内とする。この場合、当該大企業及びみなし大企業が特定会社若しくは公益法人に対して出資若しくは拠出している者又は商工会等の会員である場合に限られます。 ④ 中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であって、その共同店舗を大企業者に利用させるときは、次の各要件を満たすことが必要です。 ア 当該大企業者に共同店舗を利用させることが、中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域内の特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の振興に資すると認められるものであること。 イ 当該大企業者が契約期間の途中で当該大企業者側の事情により利用を中止しようとするときは、当該大企業者が利用する部分に係る高度化資金の返済額の残額すべてを支払い、又は新たな入居者を誘導して当該入居者に対して契約の地位を譲渡するとともに、当該入居者の保証人となる旨の契約を、当該大企業者との間で締結すること。 ⑤ 店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。 ただし、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて共同店舗を設置する場合であって、次のいずれの要件にも該当するときは、小売商業又はサービス業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であること。 ア 当該店舗内に設置する映画館、劇場又はアミューズメント施設（ゲームセンター、ビリヤード等）を利用して事業を行う者の床面積が4分の1以上であること。 イ 中小小売商業に属する事業の用に供する部分の床面積が4分の1以上であること。 ⑥ 共同店舗のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が200㎡以上であること。 ⑦ 共同店舗の利用に当たっては、特定の一事業者の利用割合が過大なものとならないこと。 ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。 ア 小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者が合併・出資会	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80%以内

中小企業高度化資金－21

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
商店街整備等支援事業	第3セクター（公益法人・株式会社）又は商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所	貸付けの対象施設について 特定会社、公益法人、商工会等が商店街整備等支援事業を実施するために必要な商業活性化施設等であって、次に掲げる施設とする。 ただし、次の①に掲げる商業活性化施設にあっては、病院、診療所及び薬局等を含めないものとする。 ① 商業活性化施設 ア 多目的ホール、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設等の教養文化施設 イ スポーツ施設 ウ 駐車場、駐輪場施設 ただし、次のいずれにも該当するものであること。 （ア）主として顧客に利用させるために設置するものであること。 （イ）当該事業は、営利を目的として運営されるものでないこと。 （ウ）上記ア、イ又は下記エに掲げるいずれかの施設の設置を行うものであること。 エ アーケード、カラー舗装、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商業集積の機能を高める施設 オ 特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等のために、電子計算機及び電子計算機を共同利用させるために必要な関連機器設備等を導入し、販売管理、在庫管理、財務管理等の経営管理を効率的に行わせるための情報処理施設 カ 上記に附帯するもの ② 店舗又は空き店舗等 店舗（主として一の建物の内部に集団して共同利用させるための店舗。以下「共同店舗」という。）又は空き店舗等の設置に当たっては、①に掲げるいずれかの施設を併せて設置するものであること。 ただし、上記①に掲げるいずれかの施設が既に設置されている場合にあっては、この限りでない。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
社を設立して当該会社が利用する場合 イ 中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化等事業計画に基づいて事業を実施する場合 〔空き店舗の基準〕 空き店舗等の基準は、次のとおりとする。 ① 商店街の区域の活性化を図り、もって当該商店街の区域に存する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の経営の向上を支援するために当該施設を取得（必要最小限の改築を含む。以下同じ。）するものであること。 ② 当該施設は、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に利用させるものであること。 なお、当該施設を取得するものが中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人であって、かつ、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定構想推進事業者である場合には、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等に対して買取予約付賃貸を行うことができるものとする。 ただし、次のいずれかに該当する特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者。 ③ 買取予約付賃貸を行う場合には、次の各要件を満たすものであること。 ア 中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて行う同法第4条第5項第1号から第6号までに定める事業を併せて実施すること。 イ 中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人と買取予約付賃貸を受ける者（以下この項において「借受者」という。）の間において、次の内容による買取予約付賃貸借契約を締結すること。 （ア）賃借料の支払が終わるまでの間は、当該施設の所有権は借受者に移転しないこと。 （イ）賃貸期間は、原則として、当該施設に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一の期間であること。 （ウ）当該施設の賃貸料は、中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人が当該施設を取得した価格及びその取得のために借り入れた借入金の利子を基準として算定した金額とすること。 （エ）中心市街地整備改善活性化法に基づく認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて事業を行う商工会、商工会議所、特定会社又は公益法人は、借受者から保証金として当該施設を取得した価額の10％程度の金額を契約締結時に徴するものであること。 （オ）その他当該施設の善管義務等に関する規定が見込まれているものであること。 ④ 当該施設の利用者又は借受者が確実に見込まれているものであること。	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	80％以内

中小企業高度化資金－22

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧に関する高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図る事業（以下「災害復旧高度化事業」という。）に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
災害復旧高度化事業における災害とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難となっていると都道府県知事が認める事態をいう。 災害復旧高度化事業に係る資金の貸付を受けて行う事業は、原則として、実施するそれぞれの高度化事業ごとに定める要件を備えなければならない。 災害復旧高度化事業は、災害の発生による施設の被害について、当該施設の所在地を管轄する市町村長等の発行する証明書（以下「罹災証明書」という。）又は都道府県知事による罹災の認定により施設の罹災が確認され、当該被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められるものであること。 災害復旧高度化事業の貸付けは、次のいずれかに該当するものに限るものとする。 ただし、貸付けの対象施設については、それぞれの施設のうち、当該事業活動の運営上必要不可欠であると認められるものに限る。 ① 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含む。以下同じ。）を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。 （ア）罹災前に高度化事業を実施していた組合、連合会若しくは会社（以下この号において「実施組合等」という。）の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者又は実施主体たる特定中小事業者等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合 （イ）既往の高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合 イ 中小企業者が罹災した施設の復旧に当たって、新たに高度化事業を行う場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。 （ア）組合若しくは連合会（以下この号において「組合等」という。）又は当該組合等の組合員若しくは所属員が、罹災した施設の復旧を図るために災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあつては、当該組合等の組合員若しくは所属員の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合 （イ）中小企業者が罹災後、新たに組合、連合会若しくは会社（以下この号において「新設組合等」という。）を設立し、又は実施主体たる特定中小事業者として罹災した施設の復旧を図るため、災害復旧高度化事業資金を利用して高度化事業を実施する場合にあつては、当該新設組合等の組合員、所属員若しくは出資特定中小事業者又は当該特定中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けてい	無利子	20年以内であつて、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	90%以内

中小企業高度化資金－23

事業の種類	貸付けの相手方	貸付対象施設
災害復旧に関する高度化事業について	それぞれの高度化事業ごとに定める者	高度化事業及び高度化支援事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図る事業（以下「災害復旧高度化事業」という。）に係る資金。

事業計画の基準	金利	償還期限 (据置期間)	貸付限度
ると認められる場合 ウ 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合については、次のいずれかの場合に限り貸付けを行うものとする。 （ア）実施組合等の組合員若しくは所属員又は出資特定中小事業者（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合 （イ）高度化資金の貸付けを受けて実施組合等が取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合 ② 次のいずれかにより、高度化事業を実施するもの ア 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は設置した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合（次の（イ）に定める場合を除く。）については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会、商工連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。なお、特定会社、公益法人又は商工会等については罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設の相当部分が、滅失若しくは焼失し、又は使用不能の状態となったと認められる場合に限り貸付けを行うものとする。 イ 特定会社、公益法人又は商工会等が、罹災した中小企業者を支援するため、災害復旧高度化事業資金を利用して新たに高度化事業を実施する場合については、特定会社、公益法人又は商工会等の支援対象中小事業者の相当部分の者が、罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる場合又はこれに準ずるものであると都道府県知事が認める場合に限り貸付けを行うものとする。 ウ 既往の高度化資金により取得し、造成し、又は設置した施設が著しい地盤沈下により被害を受けて、当該施設の復旧を図る場合については、罹災前に高度化事業を実施していた特定会社、公益法人又は商工会等（罹災地域内に事業所を有し、かつ、当該事業所について罹災証明書を受けていると認められる者に限る。）の所有する高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、若しくは設置した施設が被害を受けたことにより、事業活動の運営が著しく困難となっていると認められる場合に限り貸付けを行うものとする。 ③ 災害復旧高度化事業に係る資金の貸付けの適用期間は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものを適用するものとする。 ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合等都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。 備考：石川県商工労働部 経営支援課 〒920-8580 鞍月1丁目1番地 TEL076－225－1522 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 〒105-8453 東京都虎ノ門3-5-1 虎ノ門森ビル TEL 03－3433－8811	無利子	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限（3年以内）	90%以内

年金資金運用基金

融資制度名	分 譲 住 宅 融 資
融 資 対 象	厚生年金保険の適用事業所の事業主 消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会・中小企業等協同組合・厚生年金基金・厚生年金基金連合会・民法第34条法人で特に厚生労働大臣の承認を受けたもの・商工会議所等厚生労働大臣が指定した法人・日本勤労者住宅協会
資 金 使 途 お よ び 対 象 施 設	新築資金・増改築資金……住宅の新築・増改築に要する建築費および設計監理費 新築・既存住宅購入資金…新築・既存住宅の購入資金 土地取得資金……………土地取得、整備に必要な資金（施設を新築、増築する場合に限ります。） 厚生年金保険の被保険者に分譲する住宅
融 資 限 度	次により計算した額を限度として借りられます。 建物新築……〔建築費（構造別1㎡当たり標準価格×標準面積）＋設計監理費〕×融資率 建物購入……（1戸当たり標準価格×購入建物の戸数）×融資率 土地取得……（1㎡当たり標準価格×標準面積）×融資率 融 資 率 ・大企業の事業主……………80％ ・中小企業の事業主・その他法人……………90％
利 率	大企業の事業主……………年1.90％ 中小企業の事業主・その他の法人……………年1.90％ 消費生活協同組合等の分譲住宅……………年2.80％（10年経過後は年3.40％）
融 資 期 間	35年以内 元金均等償還、元利均等償還のいずれかを選択できます。
担保および 保 証 人	担 保 融資で取得した物件と建設敷地 保証人 原則として連帯保証人が1名以上
申 込 先	「年金資金運用基金代理店」と表示の金融機関
備 考	年金資金運用基金 〒100-8985 東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル） TEL 03-3502-2494 ホームページアドレス http://www.gpif.go.jp/

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構－1

融 資 制 度 名		鉱 害 防 止 資 金（使用済特定施設分）
融 資 対 象		金属鉱業等（金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、ひ鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、いおう及びほたる石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。以下同じ。）において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（特定施設）に係る鉱害を防止するための事業（鉱害防止事業）を行う法人又は個人
資 金 使 途		上記の事業に必要な資金
融 資 条 件	限 度 額	中小企業者 所要資金の80％以内 中小企業者以外の者 所要資金の70％以内
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（2年以内）
	利 率	中小企業者 1.60％ 中小企業者以外の者 1.60％
	担保・保証人	担 保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申 込 先		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属鉱業融資グループ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 TEL（044）520－8580 FAX（044）520－8720
備 考		年2回償還

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構－ 2

融 資 制 度 名		鉱 害 防 止 資 金（坑廃水処理事業分）	
融 資 対 象		金属鉱業等において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するための処理事業（坑廃水処理事業）を行う法人又は個人	
資 金 使 途		上記の事業に必要な資金（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を除く。）	
融 資 条 件	限 度 額	中小企業者 中小企業者以外の者	所要資金の80%以内 所要資金の70%以内
	融 資 期 間 （据置期間）	5 年以内（2年以内）	
	利 率	中小企業者 中小企業者以外の者	1.60% 1.60%
	担保・保証人	担 保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上	
申 込 先		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属鉱業融資グループ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 TEL（044）520－8580 FAX（044）520－8720	
備 考		年 2 回償還	

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構－ 3

融 資 制 度 名		鉱 害 防 止 資 金（鉱害防止事業基金拠出分）	
融 資 対 象		鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）第12条に規定される鉱害防止事業基金に拠出する法人又は個人	
資 金 使 途		上記の基金に拠出するために必要な資金	
融 資 条 件	限 度 額	中小企業者 中小企業者以外の者	年間拠出額の80%以内 年間拠出額の70%以内
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（2年以内）	
	利 率	1.80%	
	担保・保証人	担 保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上	
申 込 先		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属鉱業融資グループ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 TEL（044）520－8580 FAX（044）520－8720	
備 考		年2回償還	

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構－ 4

融 資 制 度 名		鉱 害 負 担 金 資 金
融 資 対 象		金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（カドミウム、銅、ひ素）により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する公害防止事業（公害防止事業費事業者負担法〔昭和45年法律第133号〕第2条第2項第3号に規定するものに限る。）に要する費用として同法第9条又は第13条により定められた事業者負担金（鉱害負担金）を負担する法人又は個人
資 金 使 途		上記の負担金を負担するために必要な資金
融 資 条 件	限 度 額	中小企業 所要資金の80%以内 中小企業者以外の者 所要資金の70%以内
	融 資 期 間 （据置期間）	15年以内（2年以内）
	利 率	1.80%
	担保・保証人	担 保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申 込 先		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属鉱業融資グループ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 TEL（044）520－8580 FAX（044）520－8720
備 考		年2回償還

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構－ 5

融 資 制 度 名		国 内 探 鉱 資 金
融 資 対 象		新鉱床探鉱 1．資 格 （1） 金属鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者 （2） 資本金1億円を超え、かつ常時使用する従業員1千人を超える会社、当該会社の子会社及び常時使用する従業員1千人を超える個人 2．鉱 種 銅、鉛、亜鉛、マンガン、金及びタングステンの6鉱種
資 金 使 途		上記の探鉱に係る必要な資金
融 資 条 件	限 度 額	所要資金の70%以内 特に必要があると認めた場合は、所要資金の80%以内
	融 資 期 間 （据置期間）	7年以内（2年以内） 特に必要があると認めた場合は、12年以内（3年以内）
	利 率	1.50%
	担保・保証人	担 保：原則として必要 保証人：原則として連帯保証人2名以上
申 込 先		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属鉱業融資グループ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 TEL（044）520－8580 FAX（044）520－8720
備 考		年4回償還

独立行政法人福祉医療機構

	融 資 対 象	資 金 使 途	限 度 額	
医 療 貸 付 （ 二 部 抜 粋 ）	・ 個人 ・ 医療法人 ・ 民法第34条の規定に基づき 設立した法人 ・ 営利法人（その経営を主たる 事業とするもの）	薬 局	一般薬局	調剤専門薬局
		新 築 資 金	500万円	1,350万円
		増 改 築 資 金	500万円	1,350万円
		機 械 購 入 資 金 （新築に伴い必要な場合）	200万円	400万円
		長 期 運 転 資 金 （災害復旧のために必要な場合）	60万円	60万円
		施術所〔あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師及び柔 道整復師の施術所〕	あん摩等の 施 術 所	柔道整復師 の 施 術 所
		新 築 資 金	4億円	4億円
		増 改 築 資 金	4億円	4億円
		機 械 購 入 資 金 （新築に伴い必要な場合・災害を受けたため更新を必要とする場合）	150万円	250万円
		長 期 運 転 資 金 （新築に伴い必要な場合・災害復旧のために必要な場合）	50万円	50万円
		疾病予防運動施設 温泉療養運動施設		
		建 築 資 金	（特定民間施設整備法に基 づいて整備されているも のについては7億2千万円） 6億円	
		土 地 取 得 資 金	3億円	
		機 械 購 入 資 金 （災害復旧のために必要な場合）	7,500万円	
		長 期 運 転 資 金 （災害復旧のために必要な場合）	1,500万円	
福 祉 貸 付 （ 二 部 抜 粋 ）	・ 民法第34条の規定に基づき 設立した法人 ・ 営利法人（当初から要介護 老人を20%以上受け入れら れる等の要件を必要とする）	一般有料老人ホーム 建 築 資 金	機構の定めた基準事業費の 30%（特定民間施設整備法 に基づいて整備されている ものについては90%）	
		設備備品整備資金		
		土 地 取 得 資 金		
	・ 民法第34条の規定に基づき 設立した法人 ・ 営利法人（当初から要介護 老人を20%以上受け入れら れる等の要件を必要とする）	高齢者総合福祉センター 在宅介護サービスセンター 建 築 資 金	機構の定めた基準事業費の 90%	
		設備備品整備資金		
		土 地 取 得 資 金		
	・ 在宅サービス事業を行う者	在宅サービス事業 建 築 資 金		
		設備備品整備資金		
		土 地 取 得 資 金		
		経 営 資 金		
	・ 営利法人等	老人デイサービス事業 老人短期入所事業 設備備品整備資金	機構の定めた基準事業費の 70%	
		経 営 資 金		
		老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 痴呆対応型老人共同生活援助事業 建 築 資 金		
		設備備品整備資金		
		土 地 取 得 資 金		
		経 営 資 金		

利 率	融資期間（据置期間）	担保・保証人	申 込 先	備 考
		原則として 必 要	独立行政法人 福祉医療機構 東京都港区虎ノ門 4-3-13 秀和神谷町ビル9F TEL(03)3438-0211	〔中小企業向けのみ 記載〕 限度額は資金の種類 ごとに所要額の70% 以内（調剤専門薬局、 主として調剤を行う 薬局については80% 以内）
2.10 %	耐火構造 10年以内（1年以内） 耐火構造以外 7年以内（1年以内）			限度額は資金の種類 ごとに所要額の70% 以内
2.15%	5年以内（6か月以内）			
2.15%	3年以内（6か月以内）			
				限度額は資金の種類 ごとに所要額の70% 以内（特定民間施設 整備法に基づいて整 備されるものについ ては80%以内）
2.10%	耐火構造 10年以内（1年以内） 耐火構造以外 7年以内（1年以内）			
2.15%	5年以内（6か月以内）			
2.15%	3年以内（6か月以内）			
2.15%	耐火構造 25年以内（2年以内） 耐火構造以外 20年以内（2年以内）			
※特定民間施設 整備法に基づ いて整備され ているものに ついては2.1%	5年以内（6か月以内）			
	3年以内（6か月以内）			
2.10 %	耐火構造 20年以内（2年以内） 耐火構造以外 15年以内（2年以内）			
	5年以内（6か月以内）			
	20年以内（2年以内）			
民法第34条法人等 1.70 %	耐火構造 20年以内（2年以内） 耐火構造以外 15年以内（2年以内）			
営利法人 2.10%	5年以内（6か月以内）			
	20年以内（2年以内）			
2.15%	15年以内（3年以内）			
	5年以内（6か月以内）			
	15年以内（3年以内）			
	5年以内（6か月以内）			
	15年以内（3年以内）			
	5年以内（6か月以内）			

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 1

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（一般貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済制度の共済契約者で次の要件を全て満たしている方 ① 共済契約成立後、貸付資格判定基準日（※）までの掛金納付月数が12か月以上であること。ただし、前納掛金は含みません。 ② 掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定基準日において10万円以上に達していること。
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）、事業関連資金
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円のいずれか少ない額から一般貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で10万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、一般貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額（※）と1,500万円のいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額と1,000万円から一般貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額とのいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間 及 償 還 方 法	㊦ 貸付金額が100万円以下の場合：6か月又は12か月（期限一括償還） ㊧ 貸付金額が105万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月（半年割賦の元金均等割賦償還） ㊨ 貸付金額が305万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月（半年割賦の元金均等割賦償還） ㊩ 貸付金額が505万円以上の場合：6か月、12か月（期限一括償還）または24か月、36か月、60か月（半年割賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年1.5％ 前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし、貸付金等を完済しないで共済金等を請求したときは、当該共済金等から貸付額が控除されます。また、貸付金の返済期日後12ヶ月を経過してなお、貸付金が返済されないときは、納付掛金から貸付額が控除されます。
申 込 先		共済契約者が借入窓口として登録申出した金融機関（登録申出がない場合は、商工組合中央金庫本・支店）
備 考		（※）貸付資格判定基準日：貸付資格及び限度額は、借入申込み時期が4月1日～9月30日までであれば、前年の10月末日を、10月1日～3月31日までであれば、当年4月末日を基準日として判定されます。 制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 2

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（傷病災害時貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済契約者貸付け（一般貸付け前ページ）の融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次の①・②又は③のいずれかに該当する方。ただし、②・③の場合はそのことの証明を、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のいずれかの団体から受けた方。 ① 疾病又は負傷により5日以上入院（退院後の通院日数を含む）を要したため事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要としていること（医師の診断書が必要） ② 災害対策基本法に定める災害又はこれに準ずる災害であって、激甚なものとして中小企業庁長官が指定するものの被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により直接（事務所又は主要な資産について全壊、流出、半壊等）又は間接（取引額の減少等）に被害を受けたため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要とすること。 ③火災・落雷・台風・暴風雨等の災害により被害を受けたため、事業経営に支障を生じており、事業安定資金を必要とすること（官公署の罹災証明が必要）
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と原則として1,000万円のいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、傷病災害時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額を、原則として1,000万円から傷病災害時貸付金のうち返還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	㊦ 貸付金額が500万円以下の場合： 3 年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還） ㊧ 貸付金額が505万円以上の場合： 5 年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9％ 前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 3

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（新規事業展開等貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済契約者貸付け（一般貸付け前々ページ）の融資対象となる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方 ① 現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意思をもっていること。 ② 共済契約者（会社等の役員の場合は除きます。）の後継者が、新たに事業を開始する意思をもっていること。 ③ 後継者が現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思を持っていること。
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）・事業関連資金
融 資 条 件	限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、新規事業展開等貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額と、1,000万円から新規事業展開等貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	㊤ 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月） （半年賦の元金均等割賦償還） ㊤ 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月） （半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9%、前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 4

融 資 制 度 名		中小企業倒産防止共済制度
加 入 対 象 者		引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で次のいずれかに該当する方 ・従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業・建設業・運輸業その他の業種の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人 ・従業員50人以下または資本金5千万円以下の小売業の会社及び個人 ・従業員100人以下または資本金5千万円以下のサービス業の会社及び個人 ・従業員900人以下または資本金3億円以下のゴム製品製造業の会社及び個人 ・従業員300人以下または資本金3億円以下の会社及び個人 ・従業員200人以下または資本金5千万円以下の旅館業の会社及び個人 ・企業組合及び協業組合 ・事業協同組合、同小組合または商工組合で、共同生産、共同販売等共同事業を行っている組合
融 資 対 象		加入後6か月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合 （注）・倒産とは、(1) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てがなされた場合、(2) 手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合のいずれかを言います。 ・共済金の請求時に加入者自らが倒産しているとき、あるいは共済金の貸付の請求が取引先事業者の倒産の日から6か月を経過した後になされたものであるなどの場合には、共済金の貸付が受けられません。
融 資 条 件	限 度 額	共済金の貸付額は、共済契約に基づき払い込んだ掛金総額の10倍に相当する額と回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります。また、共済金の貸付限度額は、すでに貸付けを受けている共済金の貸付残高を含めて3,200万円となります。（原則50万円以上で5万円の整数倍）
	融 資 機 関 （据置期間）	5年（据置期間6か月を含む毎月均等償還） （注）償還期日後3か月を経過して、なお共済金の償還のない時は、償還額（違約金を含む）を掛金総額から取りくずし償還に充当することになります。
	利 率	無 利 子 （注）ただし、貸付けを受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源にあてられます。
	担保・保証人	担保、保証人は必要ありません。
申 込 先		加入の申込手続きを行った商工会議所、商工会連合会、市町村の商工会、中小企業団体中央会、または機構が事務を委託している中小企業の組合、お取引の金融機関本・支店
備 考		・一時貸付金制度 中小企業倒産防止共済制度加入者は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。制度についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 5

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（創業転業時貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済契約者貸付けの融資対象なる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次のいずれかに該当することの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれの団体から受けた方 ①共済事由又は準共済事由が生じていること又は生じることが確実と認められること。 ②新規開業・転業を行う意思を持っていること。 ③新規開業・転業後も小規模企業者であること。 ④共済金等を請求せずに、新規開業・転業後に再び共済契約者となり、前後の共済契約について掛金納付月数を通算すること。
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	融 限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、創業転業時貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額と、1,000万円から新規事業展開等貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還） ② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 6

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（福祉対応貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済契約者貸付けの融資対象なる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次に該当する方 ①共済契約者又は同居の親族が高齢者（65歳以上）又は身体障害者であること。 ②住居又は事業所を高齢者、障害者に対応するために改築等の計画又は福祉機器等の購入計画があること。
資 金 使 途		福祉資金
融 資 条 件	融 限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、福祉対応貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額と、1,000万円から新規事業展開等貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還） ② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9% 前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/

独立行政法人中小企業基盤整備機構－ 7

融 資 制 度 名		小規模企業共済契約者貸付制度（緊急経営安定貸付け）
融 資 対 象		小規模企業共済契約者貸付けの融資対象なる要件を満たしている方（ただし貸付限度額が50万円以上の方）で、次に該当する方 ①最近3月間又は6月間の売上高が前年同期に比して5％以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②最近3月間又は6月間の売上高が2年前又は3年前に比して5％以上減少しており、かつ、前年同期に比して減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
資 金 使 途		事業資金（運転・設備）
融 資 条 件	融 限 度 額	掛金納付済額に70/100から90/100の範囲内で所定の割合を乗じて得た金額と1,000万円とのいずれか少ないほうの額から契約者貸付金（新規事業展開等貸付け以外のものを含む）のうち償還されていないものを控除した額の範囲内で50万円以上5万円の倍数となる額。 （注）ただし、緊急経営安定貸付け以外の契約者貸付金を受けている場合は、貸付資格判定により算定した額と1,500万円とのいずれか少ない額と、1,000万円から新規事業展開等貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額のいずれか少ない額の範囲内となります。
	融 資 期 間	① 貸付金額が500万円以下の場合：3年（36か月）（半年賦の元金均等割賦償還） ② 貸付金額が505万円以上の場合：5年（60か月）（半年賦の元金均等割賦償還）
	利 率	金利情勢をふまえて設定した利率（年0.9％ 前払い）
	担保・保証人	不 要 ただし共済金等からの控除は一般貸付けと同様です。
申 込 先		商工組合中央金庫本店・支店又は独立行政法人中小企業基盤整備機構への郵送
備 考		制度内容についての詳しいお問い合わせは下記へどうぞ。 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL（03）3433-7171 http://www.jasmec.go.jp/



独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

※独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成15年10月1日、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、設立されました。

融 資 制 度 名		船 舶 共 有 建 造														
融 資 対 象		海 上 運 送 事 業 者 及 び 船 舶 貸 渡 業 者														
資 金 使 途		国内旅客船・内航船の建造資金														
共 有 条 件	限 度 額	建造費の70%～90%														
	共 有 期 間 (据置期間)	7 年～15年（1 年以内）														
	利 率	共有期間ごとに下記の金利を適用致します。 <table><tr><td>共有期間</td><td>10年以内</td><td>10年超 13年以内</td><td>13年超 15年以内</td><td>15年超</td></tr><tr><td>金 利</td><td>1.90%</td><td>2.00%</td><td>2.10%</td><td>2.20%</td></tr></table> 上記金利水準は、市場の動向によって変動する可能性があります。					共有期間	10年以内	10年超 13年以内	13年超 15年以内	15年超	金 利	1.90%	2.00%	2.10%	2.20%
	共有期間	10年以内	10年超 13年以内	13年超 15年以内	15年超											
金 利	1.90%	2.00%	2.10%	2.20%												
担保・保証人	担保不要、用船保証・積荷保証（内航船） 保証人 （代表権を有する役員等）															
申 込 先		独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー TEL (045) 222-9138（旅客船担当：生活輸送支援課） TEL (045) 222-9139（貨物船担当：物流環境課）														
備 考		船舶の竣工後、建造費の分担割合に応じて事業者と機構が船舶を共有し、当該割合に応じて所有権保存登記をいたします。 http://www.jrtt.go.jp														

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）

融 資 制 度 名	一般融資制度 及び 研究開発型企業特別融資制度
融 資 対 象 等	民 間 企 業 農 林 漁 業 団 体 公 益 法 人
資 金 使 途	試験研究に必要な費用。ただし土地取得費、一般土地造成費は除く。
利 率	1.4% 財政融資資金貸付金利に相当する率
制 度 特 典	・一般融資：試験研究の成功度合いに応じて利率を低減 ・特別融資：試験研究の成功度合いに応じて、元本の1/2を上限に減免
貸 付 期 間 等	15年 研究期間は5年以内とし、元本・金利とも完全に据置可能。研究終了後10年以内で分割償還。
貸 付 限 度	研究期間中の各年度ごとに対象試験研究費の7割以内。
担 保 ・ 保 証 人	原則として必要。
申 込 先	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター） 新技術開発部 融資課 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリビル10F TEL 03-3459-6565 FAX 03-3459-6566 E-mail : yushi@ml.affrc.go.jp ホームページ http://brain.naro.affrc.go.jp

信用保証制度－1

保証制度名		保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
普通保証	一般保証	事業資金	
	無担保保証		
普通保証の枠内	長期経営資金保証	長期経営事業資金（組合を除く）	業態申告書
	当座貸越(貸付専用型)根保証	反復継続事業資金	資格要件確認書
	事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続事業資金（カード借入）	誓約書 業態申告書
	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続事業資金	金融機関推薦書
	無担保クイック保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	サポートファンド保証	事業資金（不動産取得資金を除く）	資格要件回答書等
	風俗営業飲食業保証	1) 風俗営業飲食業の設備資金・運転資金 2) 特例風俗営業飲食業の設備資金・運転資金	1) 国民生活金融公庫の融資証明書 2) 生活衛生同業組合の資金証明書
	手形割引保証	手形割引による運転資金	手形割引支払人調
	季節融資保証	季節運転資金	取扱期間： 年末資金11月1日～12月29日
特別保証	公害防止対策保証	公害防止資金 (中小企業信用保険法の公害防止保険に該当するもの)	経済産業局長又は知事の認定書
	エネルギー対策保証	1) 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設を設置する事業資金 2) 工場等の省エネ措置に関する事業資金	1) 省・石油代替エネルギーの施設の設置に関する計画書、補足説明書、見積書及びカタログ等 2) 知事の承認書
	海外投資関係保証	海外での直接投資及び合併事業の事業資金	海外直接投資に関する計画書
	新事業開拓保証	1) 新事業開拓事業資金（新商品・新技術の研究開発、企業化、需要の開拓） 2) 研究開発等事業関連保証（研究開発等事業計画に必要な資金） 3) 特定新技術事業活動関連保証（特定補助金等の成果を利用した事業活動に必要な資金） 4) 経営革新関連保証（承認経営革新計画に基づく経営革新のための事業に必要な資金） 5) 経営資源活用関連保証（産生法に規定する経営資源活用新事業に必要な資金） 6) 新事業分野開拓保証（新事業創出促進法の一部を改正する法律に規定する実施計画の事業に必要な資金） 7) 経営資源再活用関連保証（産生法に規定する経営資源再活用計画に必要な資金） 8) 周辺地域整備関連保証（周地整備法に規定する同意利便性向上等事業計画に必要な資金）	1) 新事業の開拓に関する計画書 2) 上記1) の計画書及び知事の認定書 3) 上記1) の計画書及び特定補助金等の交付を証する書面 4) 上記1) の計画書及び行政庁の承認通知書 5) 上記1) の計画書及び認定経営資源活用新事業計画 6) 上記1) の計画書及び主務大臣の認定書 7) 上記1) の計画書及び主務大臣の認定書 8) 上記1) の計画書及び知事の認定書

※普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
※保証料率欄の＊印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

保 証 限 度	貸付利率 (年 率)	保 証 料 率 (年 率)	保 証 期 間 () は据置期間	担 保	取 扱 金 融 機 関	
組合 2億円 4億円	金 融 機 関 所定の利率	100万円未満 ＊0.95% 100万円以上 ＊1.25%	運 転 7 年以内 (1年以内) 設 備 15年以内 (1年以内)	必 要	約 定 締 結 金 融 機 関	
8,000万円		100万円未満 ＊1.05% 100万円以上 ＊1.35%	運 転 7 年以内 (1年以内) 設 備 15年以内 (1年以内)	不 要		
2億円 1申込 2,000万円以上 100万円単位		1.05%	運 転 3 年以上15年以内 (6ヵ月以内) 設 備 3 年以上20年以内 (6ヵ月以内)	必 要	約 定 締 結 金 融 機 関 但し、政府系 (中公、国金) 及び代理貸は除く。	
2億円		0.90%	2 年以内〔更新可〕	原 則 必 要	約 定 締 結 金 融 機 関 但し、覚書締結金融機関に 限る。	
有担保 100万円以上 1,000万円まで		有担保 0.90%	1 年又は 2 年〔更新可〕	必 要		
無担保 100万円以上 500万円まで		無担保 1.00%		不 要		
3,000万円 1申込1,000万円以上 100万円単位		1.00%	2 年以内〔更新可〕	不 要		
3,000万円		＊1.35%	5 年以内			
3,000万円		＊1.35% 経営安定関連 0.80%	7 年以内			
2,000万円		有担保＊1.25% 無担保＊1.35%	7 年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約 定 締 結 金 融 機 関	
3,000万円		＊1.10%	1 年以内	不 要		
組合 7,000万円 1億4,000万円		有担保＊0.95% 無担保＊1.05%	6 ヶ月以内	必要に応じ 徴 求		
組合 5,000万円 1億円		金 融 機 関 所定の利率	＊0.95%	10年以内 (1年以内)	原 則 必 要	約 定 締 結 金 融 機 関
1) 組合 2) 組合			＊0.95%	10年以内 (1年以内)		
2) 組合 3) 組合			＊1.05% 2)、3) 無保証人の場合 1.30%	運 転 7 年以内 (1年以内) 設 備 15年以内 (1年以内)		
3) 組合 4) 組合	運 転 7 年以内 (1年以内) 設 備 15年以内 (1年以内)					
4) 組合 5) 組合						
5) 組合 6) 組合						
6) 組合 7) 組合						
7) 組合 8) 組合						
8) 組合						

信用保証制度－2		
保証制度名		保証対象資金等
特別保証	経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に係る経営の安定に必要な事業資金
	災害関係保証	激甚災害法に定める事業の再建資金
	労働力確保関連保証	労働力確保法に定める改善事業の事業資金
	中小小売商業関連保証	小振法に基づく高度化事業並びに連鎖化事業の事業資金
	商店街整備等支援関連保証	小振法に定める公益法人で、商店街整備等支援計画の高度化事業資金（公益法人のみ）
	特定商業集積整備関連保証	小振法に定める特定会社並びに公益法人で、商店街整備等支援計画に基づき特定商業集積を構成する施設の設置事業資金
	伝統的工芸品振興保証	（伝産法に係る保証） 1) 活用計画の事業資金（特定会社を含む） 2) 支援計画の事業資金（公益法人）
	輸入・対内投資融資保証	（輸入・対内投資法に係る保証） 1) 輸入貨物流通促進事業の事業資金 2) 特定製品輸入事業の事業資金 3) 特定対内投資事業の事業資金
	地域伝統芸能等保証	（地域伝統芸能等活用法に係る保証） 地域伝統芸能等の特定事業の事業資金
	基盤的技術産業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1) 特定基盤的技術の高度化等の措置を行うための資金 2) 高度化等円滑化事業を実施するための資金 3) 基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）
	中小企業集積関連保証	（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る保証） 1) 特定分野への進出を行うための資金 2) 進出円滑化事業を実施するための資金 3) 中小企業集積活性化支援事業を実施するための資金（公益法人）
	流通業務効率化保証	（流通業務効率化法に係る保証） 効率化計画をする事業協同組合等及びその構成員の計画事業の事業資金
	省エネ・リサイクル支援保証	（特定事業活動促進法に係る保証） 1) 特定事業活動の事業資金 2) 特定設備の設置・改善の事業資金
	中心市街地商業等活性化関連保証	1) 特定事業計画に従って、中心市街地で都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設を整備する事業に必要な資金 2) 中小企業商業高度化事業計画に従って、中心市街地整備改善活性化法に掲げる中小小売商業高度化事業に必要な資金
	中心市街地商業等活性化支援関連保証	認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金
	新事業創出関連保証	創業者である期間内に、新事業創出法第2条第1項に掲げる創業又は創業等により行う事業の実施のために必要な設備及び運転資金
		認定書・添付書類・取扱期間等
		市町村長の認定書
		市町村長の罹災証明書
		知事の認定通知書
		知事又は経産大臣等の認定書
		知事の認定書
		知事の認定書
		経済産業大臣の認定書
		市町村長の認定書
		市町村長の認定書
		1)、2) 知事の承認書 3) 主務大臣の承認書
		1)、2) 知事の承認書 3) 経済産業大臣の承認書
		知事及び地方運輸局長の認定書
		1) 知事の承認書
		1) 主務大臣等の認定書 2) 経済産業大臣の認定書
		主務大臣の認定書
		創業計画書

※普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。
※保証料率欄の＊印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

保 証 限 度	貸付利率 (年 率)	保 証 料 率 (年 率)	保 証 期 間 () は据置期間	担 保	取 扱 金 融 機 関
第6号 組合 2億8,000万円 3億8,000万円 4億8,000万円	金 融 機 関 所定の利率	0.70%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約 定 締 結 金 融 機 関
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.70%	15年以内 (2年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
2億8,000万円		有担保＊1.25% 無担保＊1.35%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
5億6,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
1) 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 2) 2億8,000万円		1) 0.80% 2)有担保＊1.25% 無担保＊1.35%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
1)、2)、3) 組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
1)、2) 組合 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円		1)、2) 0.80% 3)有担保＊1.25% 無担保＊1.35%	運転 7年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		
1)、2) 組合 2億8,000万円 4億8,000万円 3) 2億8,000万円		1)、2) 0.80% 3)有担保＊1.25% 無担保＊1.35%	運転 7年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		有担保＊1.05% 無担保＊1.15% 無保証人0.80%	10年以内 (1年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円 公益法人 2億8,000万円		0.80%	15年以内 (1年以内)		
特定会社、公益法人 5億6,000万円		0.80%	15年以内 (1年以内)		
1,500万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)	0.80%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	不 要		

信用保証制度 - 3

保 証 制 度 名		保 証 対 象 資 金 等	認定書・添付書類・取扱期間等
特 別 保 証	地 域 新 事 業 創 出 関 連 保 証	同意集積地域において、高度技術の開発、利用を図り新たな事業の創出に寄与する業種として政令に定めるものに属する事業を行うのに必要な事業資金	市町村長の認定書
	経 営 革 新 関 連 保 証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営革新計画に従って行われる事業に必要な資金	行政庁の承認書
	経営基盤強化関連保証	(中小企業経営革新支援法に係る保証) 経営基盤強化計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の承認書
	新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた実施計画に従って新事業分野開拓のための事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	創 業 関 連 保 証	産生法第2条第4項各号に掲げる創業者の事業の実施のために必要な資金	創業計画書
	経営資源活用関連保証	産生法第23条第2項及び27条に規定する経営資源活用新事業の実施に必要な資金	認定経営資源活用新事業計画
	売 掛 債 権 担 保 証 融 資 保 証	売掛債権担保による事業資金	・ 債権譲渡担保対象売掛先一覧表 ・ 債権譲渡担保対象売掛先明細書 ・ 第三債務者との取引基本契約書(写) ・ 過去の取引実績を証する書類(写) ・ 担保として徴求する売掛債権の 挙証資料(写)(個別保証の場合)
	事 業 再 生 保 証	法的な再建手続を行う中小企業者の事業資金	・ 月次資金繰り表 ・ 過去3年分の決算書、付属明細書 ・ 民事再生法等の再生計画認可決定書 他、事務取扱要領に定める書類
	資 金 繰 り 円 滑 化 借 換 保 証	保証付き既往借入金の借換え資金 借換えに伴う新たな事業資金	・ 事業計画書 ・ 経営安定関連保証利用の場合は 中小企業信用保険法第2条第3 項各号の規定に基づいた市町村 長の認定書
	経 営 資 源 再 活 用 関 連 保 証	(産業活力再生特別措置法に係る保証) 経営資源再活用計画に従って行われる事業に必要な資金	主務大臣の認定書
	周辺地域整備関連保証	(発電用施設周辺地域整備法に係る保証) 同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行うために必要な資金	知事の認定書
	下 請 振 興 関 連 保 証	(下請中小企業振興法に係る保証) 承認計画に従って行う振興事業に必要な資金	主務大臣の承認書 売掛債権担保融資保証に準ずる書類
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)の引き受けに係る債務の保証	特定社債保証資格要件申告書他	
中 堅 企 業 特 別 保 証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者の事業経営に必要な資金	知事の認定書	

※普通保証における無担保の取扱いについては、原則として、金融環境変化対応資金保証（貸し渋り関係）の無担保の利用残高がある場合には、合わせて1億円が保証限度となります。

※保証料率欄の＊印が付されているものについては、別に定める割引料率の適用があります。

保 証 限 度	貸付利率 (年 率)	保 証 料 率 (年 率)	保 証 期 間 () は据置期間	担 保	取 扱 金 融 機 関
組合 2億8,000万円 4億8,000万円	金 融 機 関 所定の利率	0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	約 定 締 結 金 融 機 関
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)		
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)		
1,000万円 (無担保保険8,000万円の内枠とする。)		0.80%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	不 要	
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴 求	
1億円 (保証割合90%)		0.85%	1年間 (個別保証の場合は6ヶ月) 〔更新可〕	必 要 (売掛債権担保)	銀行、信用金庫等中小企業 信用保険法施行令（昭和25 年政令第350号）第1条の2 に規定する金融機関
普通保険 2億円 売掛金債権担保保険 1億円 無担保保険 8,000万円 他 (保証割合80%)		1.80%	1年以内	原則必要	約 定 締 結 金 融 機 関
特別保証に係る 既往借入金残高 経営安定関連保証 2億8,000万円 第6号 3億8,000万円 組合 4億8,000万円		普通保証 有担保＊1.25% 無担保＊1.35% 経営安定関連保証 0.80%	10年以内 (1年以内)	既往借入金 の保証条件 に 準 る	
組合 2億8,000万円 4億8,000万円		0.80%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求	
組合 2億8,000万円 4億8,000万円	有担保＊1.25% 無担保＊1.35% 無保証人 1.00%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴 求		
1億円 (保証割合90%)	0.70%	1年間〔更新可〕 (個別保証の場合は1年以内)	必 要 (売掛債権担保)		
4億5,000万円	発 行 体 所定の利率	有担保 0.75% 無担保 0.85%	7年以内	2 億円超 原則有担保	
普通保証 5億円 無担保保証 1億円	金 融 機 関 所定の利率	普通保証 0.7% 無担保保証 0.65%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	1 億円超 原則有担保	約 定 締 結 金 融 機 関

信用保証制度－4

保証制度名			保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県制度保証	構造改革支援	経営革新等支援融資保証	1) 経営革新支援法承認企業の事業資金 2) 新たに海外展開を行うもの（既に実施しているものを含む）の事業資金 3) 情報技術を活用する事業資金	1) 知事又は大臣の承認書 2) 知事の認定書 3) 商工会議所又は商工会の認定書
		地域商工業活性化融資保証	1) 一般分 工場、店舗、事業所等の新・増設又は移転の資金 2) モノづくり再生支援分 モノづくり再生支援プログラム対象事業により設備投資を行う中小企業者 3) 商業振興分 大型店の進出又は大規模事業所の移転により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者が行う上記の設備投資に係る資金 4) 企業活性化事業を行うための運転資金	商工会議所又は商工会の認定書
		事業転換支援融資保証	1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けている者で、他業種への事業転換資金 2) 他業種への多角化に必要な事業資金 3) 多角化を目的として分社化し、他業種への多角化に必要な事業資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
		創業者支援融資保証	1) 一般分 事業を営んでいない個人が県内で新たに中小企業者として開業するための事業資金 2) 中高年齢者創業支援分	商工会議所又は商工会の認定書
	経営安定支援	経営安定支援融資保証	1) 一般分 一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている者の運転資金 2) 特別分 天候不順又は大規模事業所移転により事業活動に影響を受けている者の運転資金	商工会議所、商工会又は支援機構の認定書
		経営安定再生支援融資保証	経営安定に支障を生じ商工調停士又は再生支援協議会の指導を受けている者の運転資金	商工会議所、石川県商工会連合会又は再生支援協議会の推薦書
		資金繰り支援融資保証	1) 県制度融資に係る既往債務（保証付債務に限る）の借換資金 2) 1) の借換と併せて行う事業計画に必要な事業資金	市町村長の認定書（原本）
		連鎖倒産防止・災害対策融資保証	1) 取引先事業者の倒産によって売掛金債権等の回収が困難となったための運転資金 2) 地震、火災、風水害等による被害の復旧資金	1) 売掛金債権等の確認書類（写）（市町村長の認定書（原本）） 2) 市町村長等の被災証明書
		追認小口保証	従業員40人（商業・サービス業10人）以下の企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書
		追認特別小口保証	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者の事業資金	商工会議所又は商工会の融資委員会承認書、納税証明書

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
1) 2億円 (運転 5,000万円) 2) 2億円 (運転 5,000万円) 3) 2億円 (運転 5,000万円)	1)、2)、3) 1.0%以内	1) 0.70% 2)、3) 有担保 0.91% 無担保 0.94%	1)、2)、3) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (3年以内)	必要に応じ 徴求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
1)、2)、5,000万円 (特認 2億円) 3) 5,000万円 (運転 1,000万円) (特認 2億円) 4) 3,000万円	1)、4) 1.2%以内 2)、3) 1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	1)、2)、設備 10年以内 (2年以内) 3) 運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内) 4) 運転 5年以内 (1年以内)		
5,000万円 (運転 2,000万円) (特認 2億円)	1.0%以内	有担保 1.01% 無担保 1.04%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (3年以内)		
2,000万円 (運転 1,000万円)	1) 1.6%以内 2) 1.3%以内	無担保 1.04% (有担保 1.01%)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	原則不要	
8,000万円	1.0%以内	有担保 0.71% 無担保 0.74% 経営安定関連 0.50%	1)、2) 7年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴求	
8,000万円	1.0%以内	無担保 0.94% (有担保 0.91%)	7年以内 (2年以内)	原則不要	
8,000万円 (特認2億8,000万円)	1.75%以内 (期間7年超、 変動金利1.65%以内)	0.80%	7年以内 (1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	必要に応じ 徴求	
1) 5,000万円 2) 一災害につき 5,000万円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 経営安定関連 0.70%	7年以内 (2年以内)	必要に応じ 徴求	
1,500万円	1.6%以内	無担保 0.74% (有担保 0.71%)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
1,250万円	1.6%以内	0.50%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	不要	約定締結金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。

信用保証制度－5

保証制度名			保証対象資金等	認定書・添付書類・取扱期間等
県 制 度 保 証	経営安定支援	小口当座貸越（貸付専用型）根保証	小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を充たす企業者の反復継続事業資金	商工会議所又は商工会の推薦書
		季節融資保証	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者の季節運転資金	年末資金 11月 1日～12月29日
	企業立地促進融資保証		県外企業の本県における新規立地又は知事が別に定めた用地への県内企業の立地のための設備資金	知事の認定書 認定書に添付した書類（写） 独立採算計画書 移転前の財務諸表（3期分）
	バリアフリー施設整備促進融資保証		石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づき公益的施設の整備を行うための資金	知事の認定書
	環境保全資金融資保証		1) 環境保全資金分 ①公害防止設備資金 ②産業廃棄物処理施設資金 ③循環型社会づくりのための施設整備資金 ④地球環境保全のための施設整備資金 2) 産業廃棄物処理施設整備資金分 ①産業廃棄物最終処分場整備事業 ②産業廃棄物焼却施設整備事業	1) 知事の適格証明書 2) 知事の認定書
	中小企業再生・事業転換支援保証		中小企業再生・事業転換支援プログラムの指導を受けているもので、経営再生のために必要となる設備及び運転資金	1) 商工会議所会頭・商工会連合会会長・支援機構理事長の確認書（写） 2) 経営改善計画書
	創造的中小企業支援融資保証		（中小企業創造活動促進法に係る保証） 研究開発等事業計画の実施に必要な事業資金	知事及び支援機構の認定書

※県制度保証は普通保証の内枠です。ただし、特別保証に係る認定書等があれば、普通保証とは別枠扱いになります。

保証限度	貸付利率 (年 率)	保証料率 (年 率)	保証期間 ()は据置期間	担保	取扱金融機関
500万円	変動金利 1.65%以内	無担保 0.74% (有担保 0.71%)	2年以内〔更新可〕	原則不要	原則として市町村指定金融機関 ただし、覚書締結金融機関に限る。
300万円	1.65%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	6ヵ月以内	必要に応じ徴求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
2億円	1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内（2年以内）	必要に応じ徴求	商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、JAバンク石川信連
新築等 3,000万円 (工事費の20%以内) 改修 1,000万円	1.0%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94%	10年以内（3年以内）		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合、信用組合、JAバンク石川信連
1) 5,000万円 (組合)共同処理施設 1億円 2) ① 2億円 ② 1億円	1) 一般分 1.5%以内 特利分 1.5%以内 2) 1.5%以内	有担保 0.91% 無担保 0.94% 公害防止対策 0.94%	1)、2) 10年以内		商工中金、みずほ、三井住友、UFJ、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫（石動信金除く）、JAバンク石川信連
1億6,000万円	金融機関 所定の利率	有担保 1.21% 無担保 1.24% 経営安定関連 0.80%	10年以内（2年以内）	必要に応じ徴求	約定締結金融機関
7,000万円 無保証人の場合 2,000万円	1.5%以内	0.8% 無保証人の場合 1.3%	10年以内（2年以内）	原則不要	商工中金、北國、北陸、福井、富山第一、福邦、信用金庫、信用組合

関係機関所在地一覧表

1.金融機関

(1) 政府系金融機関 県内支店等

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
商 工 組 合 中 央 金 庫 金 沢 支 店	(920-0964) 金沢市本多町 3 - 1 - 25	(076) 221-6141
中 小 企 業 金 融 公 庫 金 沢 支 店	(920-0937) 金沢市丸の内 4 - 12 (金沢中央ビル)	(076) 231-4275
国 民 生 活 金 融 公 庫 金 沢 支 店	(920-0974) 金沢市川岸町47	(076) 263-7191
国 民 生 活 金 融 公 庫 小 松 支 店	(923-0801) 小松市園町二 - 1	(0761) 21-9101
日 本 政 策 投 資 銀 行 北 陸 支 店	(920-0937) 金沢市丸の内4-12 (金沢中央ビル)	(076) 221-3211
農 林 漁 業 金 融 公 庫 北 陸 支 店	(920-0853) 金沢市本町1-5-2 (リファレー9階)	(076) 263-6475
住 宅 金 融 公 庫 北 陸 支 店	(920-8637) 金沢市丸の内 4 - 12 (金沢中央ビル) http://www.jyukou.go.jp	(076) 233-4255
日 本 銀 行 金 沢 支 店	(920-8678) 金沢市香林坊 2 - 3 - 28 http://www.dbj.go.jp	(076) 223-9541

(2) 銀 行 本・支店

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
み ず ほ 銀 行 金 沢 中 央 支 店	(920-0961) 金沢市香林坊 2 - 4 - 28	(076) 231-1241
み ず ほ 銀 行 金 沢 支 店	(920-0918) 金沢市尾山町 3 - 7	(076) 232-1161
U F J 銀 行 金 沢 支 店	(920-0902) 金沢市尾張町 2 - 1 - 1	(076) 221-3121
三 井 住 友 銀 行 金 沢 支 店	(920-0917) 金沢市下堤町 7	(076) 221-3151
東 京 三 菱 銀 行 金 沢 支 店	(920-0961) 金沢市香林坊 2 - 3 - 25	(076) 221-4181
中 央 三 井 信 託 銀 行 金 沢 支 店	(920-0917) 金沢市下堤町10	(076) 231-4221
住 友 信 託 銀 行 金 沢 支 店	(920-0918) 金沢市尾山町 3 - 13	(076) 261-7171
新 生 銀 行 金 沢 支 店	(920-0864) 金沢市高岡町 1 - 50	(076) 262-6211
あ お ぞ ら 銀 行 金 沢 支 店	(920-0864) 金沢市高岡町 2 - 37 (三栄ビル)	(076) 231-4151
農 林 中 央 金 庫 金 沢 支 店	(920-8703) 金沢市香林坊 1 - 2 - 16	(076) 231-1101
北 國 銀 行 本 店	(920-8670) 金沢市下堤町 1	(076) 263-1111
北 陸 銀 行 金 沢 支 店	(920-8686) 金沢市尾山町 2 - 22	(076) 263-5131
富 山 第 一 銀 行 金 沢 支 店	(920-0918) 金沢市尾山町 1 - 8 (朝日生命ビル)	(076) 221-6131
福 井 銀 行 金 沢 支 店	(920-0981) 金沢市片町 1 - 5 - 20	(076) 231-4235
福 邦 銀 行 金 沢 支 店	(920-0025) 金沢市駅西本町 1 - 14 - 21	(076) 262-0266

おことわり

各制度の説明については、「簡潔・見やすく」という編集方針のもとに、できる限りの内容を織り込んだつもりですが、紙面の制約上、内容の一部を割愛させていただいたものもあります。

資金の調達を考えておられる方は、当該機関へ確認のうえご相談下さい。

尚、利率等の諸条件につきましては、金融情勢により変更する場合がありますのでご容赦下さいますようお願い申し上げます。

(3) 信 用 金 庫

名 称	(千) 所 在 地	電 話
金 沢 信 用 金 庫	(920－8710) 金沢市香林坊 1－3－8	(076) 262－2111
北 陸 信 用 金 庫	(920－0863) 金沢市玉川町11－18	(076) 233－1188
鶴 来 信 用 金 庫	(920－8720) 石川郡鶴来町本町 1－ワ107－ 2	(07619) 2－1212
の と 共 栄 信 用 金 庫	(926－0048) 七尾市檜物町35	(0767) 52－3450
興 能 信 用 金 庫	(927－0493) 鳳至郡能都町字出津△45－ 1	(0768) 62－1122
石 動 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(920－0841) 金沢市浅野本町 1－15－25	(076) 251－2135
福 光 信 用 金 庫 金 沢 支 店	(921－8025) 金沢市増泉 1－18－ 1	(076) 243－8118
石 川 県 信 用 金 庫 協 会	(920－0902) 金沢市尾張町 1－ 4－15	(076) 261－1876

(4) 信 用 組 合

名 称	(千) 所 在 地	電 話
金 沢 中 央 信 用 組 合	(920－0905) 金沢市上近江町15	(076) 261－7111
大 野 信 用 組 合	(920－0331) 金沢市大野町 4－163	(076) 267－1175
石 川 県 医 師 信 用 組 合	(920－0912) 金沢市大手町 3－21	(076) 263－6736
倉 庫 精 練 信 用 組 合	(921－8002) 金沢市玉鉾 4－111	(076) 291－8942
金 沢 鉄 道 信 用 組 合	(920－0023) 金沢市北安江町チ102－ 2	(076) 263－9793
社団法人 石川県信用組合協会	(920－0903) 金沢市博労町68岡田ビル 3 F	(076) 263－7573

(5) そ の 他

名 称	(千) 所 在 地	電 話
石 川 県 信 用 保 証 協 会	(920－0918) 金沢市尾山町 9－25 http://www.jncl.ne.jp/cgc-ishikawa	(076) 222－1511
石 川 県 労 働 金 庫	(920－0862) 金沢市芳斉 2－15－18	(076) 222－6663
石川県銀行協会金沢手形交換所	(920－0937) 金沢市丸の内 4－12	(076) 261－0510

2. 県・市町村

名 称	(千) 所 在 地	電 話
石 川 県 庁	(920－8580) 金沢市鞍月 1－ 1	(076) 225－1111
金 沢 市 役 所 (商業振興課)	(920－8577) 金沢市広坂 1－ 1－ 1 http://www.city.kanazawa.jp	(076) 220－2111
加 賀 市 役 所 (商 工 課)	(922－8622) 加賀市大聖寺南町二－41	(0761) 72－1111
小 松 市 役 所 (商工振興課)	(923－8650) 小松市小馬出町91	(0761) 22－4111
松 任 市 役 所 (商工観光課)	(924－0865) 松任市倉光 2－ 1 http://www.city.matto.ishikawa.jp/	(076) 276－1111
羽 咋 市 役 所 (商工観光課)	(925－8501) 羽咋市旭町ア200	(0767) 22－1111
七 尾 市 役 所 (商工観光課)	(926－8611) 七尾市袖ヶ江町イ25	(0767) 53－1111
輪 島 市 役 所 (商 工 業 課)	(928－0021) 輪島市二ツ屋町 2 字29	(0768) 22－2211
珠 洲 市 役 所 (商工観光課)	(927－1295) 珠洲市上戸町北方 1 字 6－ 2	(0768) 82－2222
か ほ く 市 役 所 (商工観光課)	(929－1292) かほく市高松町ウ1－1	(076) 281－3922
山 中 町 役 場 (産業振興課)	(922－0192) 江沼郡山中町湯の出町タ33	(0761) 78－1111
根 上 町 役 場 (産業振興課)	(929－0123) 能美郡根上町中町子88	(0761) 55－4111
寺 井 町 役 場 (商工観光課)	(923－1198) 能美郡寺井町寺井た35 http://www.town.terai.ishikawa.jp/	(0761) 58－5111
辰 口 町 役 場 (企画商工観光課)	(923－1297) 能美郡辰口町来丸1110	(0761) 52－8000
川 北 町 役 場 (産業経済課)	(923－1295) 能美郡川北町壺ッ屋174	(076) 277－1111
野 々 市 町 役 場 (商工労働課)	(921－8510) 石川郡野々市町本町 2－14－ 6 http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/	(076) 248－2111
鶴 来 町 役 場 (商工観光課)	(920－2192) 石川郡鶴来町本町 4－ヌ85 http://www.town.tsurugi.ishikawa.jp/	(07619) 2－1111
美 川 町 役 場 (商工観光課)	(929－0292) 石川郡美川町浜町ヨ103	(076) 278－3200
河 内 村 役 場 (産業振興課)	(920－2392) 石川郡河内村口直海イ15 http://www.vill.kawachi.ishikawa.jp/	(07619) 2－1100
鳥 越 村 役 場 (商工観光課)	(920－2393) 石川郡鳥越町別宮口170 http://www.torigoe.org/www	(07619) 4－2011
吉 野 谷 村 役 場 (企画開発課)	(920－2394) 石川郡吉野谷村市原丁25	(07619) 5－5011
尾 口 村 役 場 (商工観光課)	(920－2395) 石川郡尾口村女原ト46	(07619) 6－7011
白 峰 村 役 場 (産業振興課)	(920－2501) 石川郡白峰村字白峰ハ130 http://www.vill.shiramine.ishikawa.jp/	(07619) 8－2011
津 幡 町 役 場 (商工観光課)	(929－0393) 河北郡津幡町字加賀爪二－ 3	(076) 288－2121
内 灘 町 役 場 (産業経済課)	(920－0292) 河北郡内灘町大学 1－ 2－ 1	(076) 286－1111
押 水 町 役 場 (企画財政課)	(929－1392) 羽咋郡押水町小川ハ250 http://www.nsknet.or.jp/oshimizu	(0767) 28－3111
志 雄 町 役 場 (企画財政課)	(929－1492) 羽咋郡志雄町子浦そ18－ 1	(0767) 29－3111
志 賀 町 役 場 (商工観光課)	(925－0198) 羽咋郡志賀町末吉千古 1－ 1	(0767) 32－1111
富 来 町 役 場 (観光商工課)	(925－0447) 羽咋郡富来町領家町甲10	(0767) 42－1111
鹿 島 町 役 場 (企 画 課)	(929－1892) 鹿島郡鹿島町井田 4 部 1－ 1 http://www.town.kashima.ishikawa.jp	(0767) 76－1234
鹿 西 町 役 場 (産業建設課)	(929－1604) 鹿島郡鹿西町能登部下85－ 1	(0767) 72－3131
鳥 屋 町 役 場 (産業振興課)	(929－1704) 鹿島郡鳥屋町末坂 9 部46	(0767) 74－1234
田 鶴 浜 支 所 (産業振興課)	(929－2191) 七尾市田鶴浜リ部 6	(0767) 68－6615
中 島 支 所 (企画観光課)	(929－2292) 七尾市中島甲部170	(0767) 66－2341
能 登 島 支 所 (企画観光課)	(926－0292) 七尾市能登島向田町ろ部 1	(0767) 84－1111

(注) 機関名欄の市町村の() 内の課名は、各市町村の商工担当課です。

名 称	(予) 所 在 地	電 話
穴 水 町 役 場（企画観光課）	(927－0027) 鳳至郡穴水町川島ヲ174	(0768) 52－0300
門 前 町 役 場（企画振興課）	(927－2151) 鳳至郡門前町走出6－69	(0768) 42－1111
能 都 町 役 場（商工観光課）	(927－0492) 鳳至郡能都町字出津新1－197－1	(0768) 62－2100
柳 田 村 役 場（企画商工課）	(928－0331) 鳳至郡柳田村柳田仁部54	(0768) 76－1111
内 浦 町 役 場（企画観光課）	(927－0695) 珠洲郡内浦町松波13字75	(0768) 72－1111

（注）機関名欄の市町村の（ ）内の課名は、各市町村の商工担当課です。

３．商工会議所・商工会

名 称	(予) 所 在 地	電 話
石 川 県 商 工 会 議 所 連 合 会	(920－0918) 金沢市尾山町9－13	(076) 263－1151
金 沢 商 工 会 議 所	(920－0918) 金沢市尾山町9－13	(076) 263－1151
松 任 商 工 会 議 所	(924－0871) 松任市西新町159－2	(076) 276－3811
小 松 商 工 会 議 所	(923－8566) 小松市園町二1	(0761) 21－3121
加 賀 商 工 会 議 所	(922－8650) 加賀市大聖寺菅生ロ17－3	(0761) 73－0001
七 尾 商 工 会 議 所	(926－8642) 七尾市三島町70－1	(0767) 54－8888
輪 島 商 工 会 議 所	(928－0001) 輪島市河井町20部1－1	(0768) 22－7777
珠 洲 商 工 会 議 所	(927－1214) 珠洲市飯田町1－1－9	(0768) 82－1115
石 川 県 商 工 会 連 合 会	(920－8203) 金沢市鞍月2丁目20番地	(076) 268－7300
山 中 町 商 工 会	(922－0112) 江沼郡山中町西桂木町ト5－1	(0761) 78－3366
根 上 町 商 工 会	(929－0113) 能美郡根上町大成町リ110	(0761) 55－0075
寺 井 町 商 工 会	(923－1121) 能美郡寺井町寺井ヨ47	(0761) 57－3511
辰 口 町 商 工 会	(923－1245) 能美郡辰口町辰口ヌ10	(0761) 51－5505
川 北 町 商 工 会	(923－1267) 能美郡川北町壺ッ屋93	(076) 277－2133
美 川 町 商 工 会	(929－0233) 石川郡美川町浜町ヨ104	(076) 278－3328
野 々 市 町 商 工 会	(921－8821) 石川郡野々市町白山町8－16	(076) 246－1242
鶴 来 商 工 会	(920－2128) 石川郡鶴来町下東町カ26	(07619) 3－2211
河 内 村 商 工 会	(920－2303) 石川郡河内村字ふじが丘141－1	(07619) 3－2950
吉 野 谷 村 商 工 会	(920－2327) 石川郡吉野谷村市原丁25	(07619) 5－5657
鳥 越 村 商 工 会	(920－2362) 石川郡鳥越村別宮ロ170	(07619) 4－2221
尾 口 村 商 工 会	(920－2335) 石川郡尾口村女原ト46	(07619) 6－7256
白 峰 村 商 工 会	(920－2501) 石川郡白峰村白峰ハ88	(07619) 8－2855
津 幡 町 商 工 会	(929－0326) 河北郡津幡町清水チ326－3	(076) 288－2131
か ほ く 市 商 工 会	(929－1215) かほく市高松ク42－1	(076) 282－5661
か ほ く 市 商 工 会	(929－1174) かほく市浜北ハ6	(076) 283－2018
か ほ く 市 商 工 会	(929－1125) かほく市宇野気二111	(076) 283－0225
森 本 商 工 会	(920－3116) 金沢市南森本町ホ59－1	(076) 258－0276
内 灘 町 商 工 会	(920－0271) 河北郡内灘町鶴ヶ丘2－161	(076) 286－4200
羽 咋 市 商 工 会	(925－8585) 羽咋市旭町ア139	(0767) 22－1393
富 来 町 商 工 会	(925－0446) 羽咋郡富来町地頭町甲137－2	(0767) 42－2562
志 雄 町 商 工 会	(929－1425) 羽咋郡志雄町子浦そ18－1	(0767) 29－2245
志 賀 町 商 工 会	(925－0141) 羽咋郡志賀町高浜町2－13－1	(0767) 32－1002
押 水 町 商 工 会	(929－1343) 羽咋郡押水町小川ハ274－2	(0767) 28－2301
田 鶴 浜 町 商 工 会	(929－2121) 鹿島郡田鶴浜町田鶴浜リ部33	(0767) 68－2253
鳥 屋 町 商 工 会	(929－1704) 鹿島郡鳥屋町末坂8部1	(0767) 74－0183
中 島 町 商 工 会	(929－2222) 七尾市中島9部79	(0767) 66－0349
鹿 島 町 商 工 会	(929－1721) 七尾市井田に部50	(0767) 76－1221
能 登 島 町 商 工 会	(926－0211) 七尾市能登島向田120部90	(0767) 84－1087
鹿 西 町 商 工 会	(929－1604) 鹿島郡鹿西町能登部下134－1	(0767) 72－2121
穴 水 町 商 工 会	(927－0026) 鳳至郡穴水町川島イ25－1	(0768) 52－0516
門 前 町 商 工 会	(927－2151) 鳳至郡門前町走出2－121	(0768) 42－0360
能 都 町 商 工 会	(927－0433) 鳳至郡能都町字出津ト字44－4	(0768) 62－0181
柳 田 村 商 工 会	(928－0331) 鳳至郡柳田村柳田仁部49	(0768) 76－0066
内 浦 町 商 工 会	(927－0602) 珠洲郡内浦町松波ロ25	(0768) 72－1144

4．独立行政法人等

名 称	(〒) 所 在 地	電 話
独立行政法人中小企業基盤整備機構	(105－8453) 東京都虎ノ門3－5－1 虎ノ門37森ビル 共済相談室 http://www.jasmec.go.jp/	(03) 3433－7171
雇用・能力開発機構石川センター	(920－0853) 金沢市本町1－5－2 リファーレ12F http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/	(076) 222－1771
年金資金運用基金	(100－0013) 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 日土地ビル http://www.gpit.go.jp/	(03) 3502－2492
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(212－0014) 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー	(044) 520－8624
独立行政法人福祉医療機構	(105－8486) 東京都港区虎ノ門4－3－13 秀和神谷町ビル9F	(03) 3438－9930
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(231－8315) 神奈川県横浜市中区本町6－50－1 横浜アイランドタワー http://www.jitt.go.jp	(045) 222－9138
(財) 石川県産業創出支援機構	(920－8203) 金沢市鞍月2丁目20番地 http://www.icico.or.jp	(076) 267－1244
(社) 石川県鉄工機電協会	(920－8203) 金沢市鞍月2丁目3番地	(076) 268－0121
国際協力銀行大阪支店	(530－0004) 大阪市北区堂島浜1－4－4 アクア堂島東館13F http://www.jbic.go.jp/	(06) 6346－4770
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	(105－0001) 東京都港区虎ノ門3－18－19 虎ノ門マリンビル10F http://www.brain.naro.affrc.go.jp	(03) 3459－6565

金融の手引 第26版

平成16年11月 発行

編集発行者 石川県中小企業団体中央会
(〒920－8203) 金沢市鞍月2丁目1番地
電話 (076) 267－7711
FAX (076) 267－7720

【題字】石川県中小企業団体中央会
名誉会長 安田隆明 筆